

成年後見制度関係資料集

(ver. 5)



令和元年9月17日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度関係資料集(ver. 5) 目次

【法・基本計画】

- ① 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号） 1
- ② 成年後見制度の利用の促進に関する法律のイメージ図 4
- ③ 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定） 5

【利用促進に係る通知・主な事務連絡】

- ④ 成年後見制度利用促進基本計画の策定について（内閣府大臣官房成年後見制度利用促進担当室長通知 府成担第 5 号/平成 29 年 3 月 24 日） 23
- ⑤ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（厚生労働省社会・援護局長等関係局長 連名通知 子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号/平成 29 年 12 月 12 日）抜粋 28
- ⑥ 成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について（情報提供）
(成年後見制度利用促進室事務連絡/平成 30 年 7 月 24 日) 31
- ⑦ 成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び中核機関整備の推進について（情報提供）(成年後見制度利用促進室事務連絡/平成 30 年 8 月 23 日) 43
参考：地方交付税制度の概要
- ⑧ 成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）
(成年後見制度利用促進室等事務連絡/平成 31 年 3 月 18 日) 45
- ⑨ 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）(厚生労働省社会・援護局地域福祉課長など通知 社援地発 0603 第 1 号・社援保発 0603 第 2 号・障障発 0603 第 1 号・老振発 0603 第 1 号/令和元年 6 月 3 日) 47
参考：身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する
ガイドラインへの発出について（通知）(厚生労働省医政局総務課長通知 医政総発 0603
第 1 号/令和元年 6 月 3 日)
参考：身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否すること
について（厚生労働省医政局医事課長通知 医政医発 0427 第 2 号/平成 30 年 4 月 27 日）
- ⑩ 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立について
(内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長通知 府成見第 1 号/令和元年 6 月 24 日) 52
- ⑪ 成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI を踏まえた体制整備の推進について
(社援成発 0711 第 1 号/令和元年 7 月 11 日) 55

【成年後見制度に係る法・通知等】

⑫ 民法（成年後見該当箇所）抜粋	67
⑬ 任意後見契約に関する法律	75
⑭ 関係法令等抜粋	77
(日本国憲法/障害者権利条約/障害者基本法/老人福祉法/介護保険法/高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律/障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律/知的障害者福祉法/精神保健及び精神障害者福祉に関する法律/弁護士法/司法書士法/家事事件手続法)	
⑮ 市町村長申立、成年後見制度利用支援事業に関するもの	81
('民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について'の一部改正について 「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」の一部改正について 「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて 「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について」 「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」)	
⑯ 市民後見人の育成及び活用に向けた取組について（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡/平成24年3月27日）、成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の活用の推進について（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡/平成28年4月26日）	91

【その他権利擁護支援に係る通知等】

⑰ 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障発0331第15号/平成29年3月31日）	94
⑱ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（厚生労働省 平成30年6月）	113
⑲ 地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局計画課長等連名通知 老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号/平成30年5月10日）抜粋	137
⑳ 基幹相談支援センター通知（地域生活支援事業等の実施について（厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知 障発第0801002号/平成29年9月7日）抜粋）	138
㉑ 市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知老推発0710第2号/ 平成27年7月10日）	139
㉒ 消費生活センター等における成年後見制度の周知について (消費者庁消費者政策課長事務連絡/平成30年8月16日)	140

【参考】

㉓ [三士会] 成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について（要請） (平成29年6月9日)	142
㉔ 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ／はじめての個人情報保護法	

【URL 紹介等】

- 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局/平成30年3月）

P. 65～66、75に成年後見制度の市町村長申立について掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478.html>
- 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室/平成30年6月）

P. 66～70、72に成年後見制度や日常生活自立支援事業について掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000211202.pdf#search=%27%9A%9C%81%8C%81%84%80%85%99%90%E5%BE%85%98%B2%AD%A2%3%81%8A%AF%BE%5%BF%9C%81%AE%6%89%8B%5%BC%95%3%81%8D%27>
- 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省 平成30年3月改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000197721.pdf#search=%27%BA%94%9F%81%AE%6%9C%80%7%82%6%AE%5%9A%8E+E3%82%AC%3%82%A4%3%83%89%3%83%A9%3%82%A4%3%83%B3%27>
- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて（厚生労働省医政局総務課長通知 医政総発0603第1号/令和元年6月3日）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000197721.pdf#search=%27%BA%94%9F%81%AE%6%9C%80%7%82%6%AE%5%9A%8E+E3%82%AC%3%82%A4%3%83%89%3%83%A9%3%82%A4%3%83%B3%27>
- 平成30年8月30日付 通知「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」

<https://www.wam.go.jp/gyoseishiryoubi/files/documents/2018/0831091312359/ksvol676.pdf>
- 成年後見制度における診断書作成の手引き 本人情報シート作成の手引き（最高裁判所）

http://www.courts.go.jp/vcms_if/201904tebiki.pdf
- 平成26年度厚労省老人保健健康増進事業「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000140351.pdf>
- 日本社会福祉士会「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」2019年

http://jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/2018/files/seinenkoken_hokoku.pdf

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 基本方針（第十一条）
- 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
- 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
- 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支えうることが、高齢社会における要緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないこととに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人
- 一 成年後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第二百五十九号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

- 3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。
- 4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支障が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他）の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に關し、一との連携を図りつつ、自主のかつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見制度の利用の促進に關する施

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に關する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのつとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見開運事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その他の公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その他の公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見開運事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制度上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人权が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であつて医療、介護等を受けるに当たり意思を決定する事が困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の死後における事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ

安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に必要となる者に十分に利用されるようするために、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審査の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公団体における必要な入的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見開運事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進そのため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、成年後見制度利用促進基本計画に定める事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならぬ。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、逓

滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関する者によって専門的知識を有する者によつて構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聽くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を策定して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進について、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

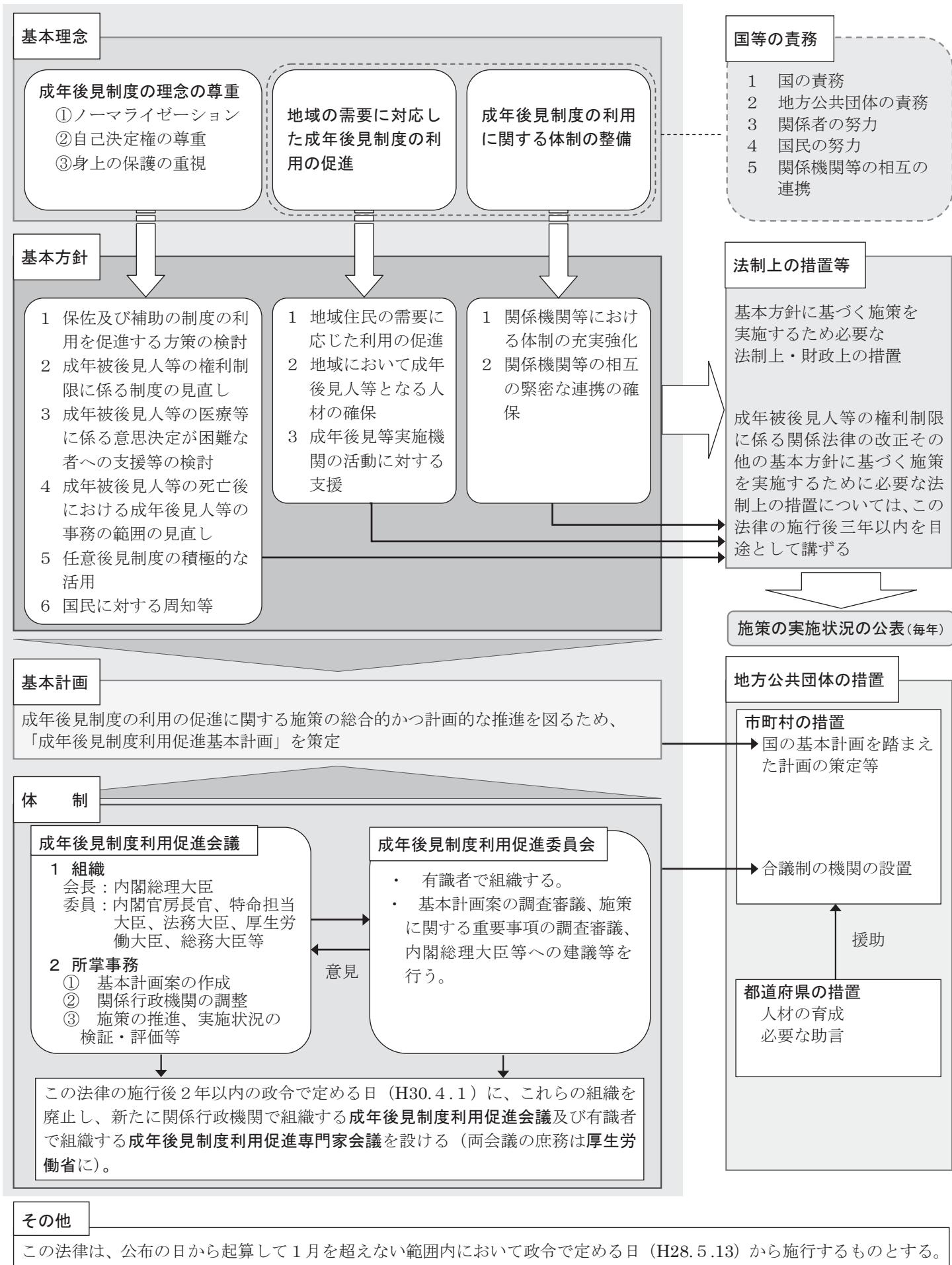
(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定する

ことが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするために支障の在り方につけ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成28年4月8日成立、同年5月13日施行



成年後見制度利用促進基本計画について

平成29年3月24日
閣議決定

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を別添のとおり定める。

(別添)

成年後見制度利用促進基本計画

<目次>

1 成年後見制度利用促進基本計画について	1
(1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け	1
(2) 基本計画の対象期間	1
(3) 基本計画の工程表	1
2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等	1
(1) 基本的な考え方	1
(2) 今後の施策の目標等	3
①今後の施策の目標	3
ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。	
(a) 利用者に寄り添った運用	
(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進	
イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備	
(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の構築を図る。	
(b) 担い手の育成	
ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用する環境を整備する。	
(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実	
(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果	
工) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。	
②今後取り組むべきその他の重要施策	6
ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等	
イ) 死後事務の範囲等	
③施策の進捗状況の把握・評価等	7
3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策	7
(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	
-制度開始時・開始後における身に付くもの	
①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方	
②後見人の選任における配慮	
③利用開始後における柔軟な対応	
④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方	
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
①地域連携ネットワークの三つの役割	
ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援	
イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備	
ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	
②地域連携ネットワークの基本的仕組み	10
ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	
イ) 地域における「協議会」等の体制づくり	
③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性	11
④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	11
(1) 広報機能	
(2) 相談機能	
イ) 相談機能	
ウ) 成年後見制度利用促進機能	
(a) 受任者調整（マッチング）等の支援	
(b) 担い手の育成・活動の促進	
(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスマーズな移行	
工) 後見人支援機能	
オ) 不正防止効果	
⑤中核機関の設置・運営形態	16
ア) 設置の区域	
イ) 設置の主体	
ウ) 運営の主体	
エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力	
⑥優先して整備すべき機能等	
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和・安心して利用できる環境整備－	18
①金融機関による新たな取組	
②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止	
③家庭裁判所と専門職団体等との連携	
④移行型任意後見契約における不正防止	
(4) 制度の利用促進に向けた取り組むべきその他の事項	18
①任意後見等の利用促進	
②制度の利用に係る費用等に係る助成	
③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定	
(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割	21
①市町村	
②都道府県	
③国	
④関係団体	

ア) 福祉関係者団体

イ) 法律関係者団体

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討 25

①経緯等

②中間報告の内容

③今後の方向性

(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し 26

(8) 死後事務の範囲等 27

4 その他

成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)以下「促進法」という。)第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

(2) 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、平成29年度から平成33年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとする。

(3) 基本計画の工程表

後述の2(2)「①今後の施策の目標」を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するためには、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることが重要である。

このため、国・地方公団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである。

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人(以下「後見人等」とは「後見人」という。)がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、國民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まつていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約(施設入所)のためとなつており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。

これらの状況からは、社会生活上の大さな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されないことが多いがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できないケースも多いとの指摘がなされている。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション^{※1}、②自己決定権の尊重^{※2}の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点である。

※1 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 損害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 本人の財産の管理のみならず身上的保護が適切に図られるべきこと。

に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、③身の上の保護の重視^{※3}の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

（2）今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

(a) 利用者に寄り添った運用

- 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取つてその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。
- 特に、障害者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障害の医学モデル^{※4}から社会モデル^{※5}への転換、合理的配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとっての社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を総横的に考えていく必要がある。後見人は、障害者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきである。
- こうしたことを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合に

^{※4} 障害者が日常生活又は社会生活において受けける制限は、専ら心身の機能の障害に起因するとする考え方。
^{※5} 障害者が日常生活又は社会生活において受けける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずることとする考え方。障害者の権利に関する条約、障害者基本法等が採用している。

は、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようになります。

- また、成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。

（b）保佐・補助及び任意後見の利用促進

- 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。
 - 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々の判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々の心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化する。
 - また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する。
- イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- (a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備
 - 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用してできるような地域体制の構築を目指す。
 - 各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。
 - また、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的

に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。こうしたチーム対応は、連携して本人を支援する既存の枠組みも活用しながら行う。

- このため、各地域において、専門団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。
- さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。
- こうした取組は、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく。

(b) 担い手の育成

- 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実

- 不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。
- 各後見人の後見業務が適正に行われているかの日常的な確認、監督の仕組みの充実については、専門職団体による自主的、積極的な取組に期待するとともに、法務省等は、最高裁判所と連携し、必要な検討を行う。

(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応

等が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、各地域においては、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応にも留意する。

工) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

- 現在、成年被後見人・被保佐人・被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる次格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになつているとの指摘がある。
- 促進法第11条第2号において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることの理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うことを踏まえ、これらを見直しを速やかに進める。

② 今後取り組むべきその他の重要施策

ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

- 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方にについては、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。
- 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

イ) 死後事務の範囲等

平成28年10月、新たに成年被後見人宛ての郵便物の成年後見人への転送等や、成年後見人による成年被後見人の遺体の火葬・埋葬

に関する契約の締結等を規定した成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）が施行された。同法律の施行状況を踏まえ、成年後見の事務が適切に処理されるよう、必要な検討を行う。

③施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策については、随時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。特に、基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
平成34年度以降の取組については、各施策の進捗状況を踏まえ、別途検討する。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 （1）利用者が実感できる制度・運用の改善 一制度開始時・開始後における身上保護の充実一

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

○ 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることができられる。

後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行ふことができるように、今後とも意思決定の支援の在り方にについての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。

○ 平成25年4月に施行された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるために関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則において、施行後3年を目途とする見直し事項に「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が後見

人の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

②後見人の選任における配慮

- 後見人は、本人の自己決定権を尊重するとともに、身上に配慮して後見事務を行うべき義務を負っているところ、後見人がこのような事務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。
 - このため、家庭裁判所において適切な後見人を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。
 - 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた後見人を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが望ましい。
- ### ③利用開始後における柔軟な対応
- 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないことなどなっている。
 - こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができるない場合には、今後、後見人の交代を柔軟に行うこと尽可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。
 - 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方にについても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるよう支援する機能が期待される。
- また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合には、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔

軟な運用を可能とする方策を検討する。

④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

- 現行法は、家庭裁判所は、成年後見制度を利用しようとする人の精神の状況につき鑑定をしなければならないと定める一方で、明らかにその必要がないと認めるとときは、この限りではない（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第119条）としており、鑑定書に代えて、より簡易な診断書の提出も許されるものとされている。
- 診断書の提出を認める運用は、家庭裁判所における迅速な審判に資するものである反面、成年被後見人とされることにより行為能力が制限されるなど、その効果が大きいこと等に鑑みれば、後見・保佐・補助の判別が適切になされよう、医師が診断書等を作成するに当たっては、本人の身体及び精神の状態を的確に示すような本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにすることが望ましい。特に、障害者については、本人の障害の特性をより的確に踏まえた判断がなされることが望ましい。
- そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするために検討を進める。
- また、後述の地域連携ネットワークにおけるチームに医師も参加し、診断書等を作成した後の情報提供を受けることによって、継続的な本人支援に関わることができるよう配慮すべきである。

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記2（2）①イ）の目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利

擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

- 地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - イ) 早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
 - ウ) 成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

- 地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められべきである。
 - ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
- 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化する。
 - 権利擁護支援が必要な人にについて、本人の状況に応じ、後見等開始前ににおいては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとする。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

備を進めていく必要がある。

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- そのため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などをを行う。
- (3) 地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性
 - 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
 - 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。
- (4) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。
また、市町村・都道府県において、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や「成年後見支援センター」等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていく必要がある。

道府県が連携し支援する必要がある。
※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

カ) 成年後見制度利用促進機能

- (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
 - 親族後見人候補者の支援
 - ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。
 - 市民後見人候補者等の支援
 - ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。
 - 受任者調整（マッチング）等
 - ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
 - ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
 - ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。
 - 家庭裁判所との連携
 - ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

(b) 担い手の育成・活動の促進

- 市民後見人の研修・育成・活用
 - ・ 市民後見人の育成については、これまでに都道府県や市町村において行っているが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。

さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人とともなるための実務経験を重ねる取組も考えられる。

- 法人後見の担い手の育成・活動支援
 - ・ 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
 - ・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
 - ・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。
- 受任者調整（マッチング）等
 - (c) 日常生活自立支援事業等開運制度からのスマートな移行
 - 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。
 - 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の開運制度と成年後見制度との連携が強化されねばなりません。特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスマートな移行等が進められるべきである。
 - 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。
- 後見人支援機能
 - 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地

域等の関係者がチームとなつて日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。

- ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。
- など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。

※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることとも考えられる。

○ 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人にによる事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。

特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人の関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。

○ 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

オ) 不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていく

ば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。

- このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。

- 上記のような体制が整備されることにより、これまでには、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用やすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待される。
- 家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、後見人による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などをを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野に入れつつ、実効的な方策を検討する。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、下記ウ)に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託

- するのこと（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそしした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。
- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定にのっとり、自ら的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

⑥優先して整備すべき機能等

- 全国どの地域に住んでも成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、上記④ア）広報機能やイ）相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。
- また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、「障害者の権利に関する条例第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備を行う旨の決議がなされたことを踏まえ、保健・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能（④イ）の機能）の整備に優先して取り組むよう努めるべきである。
- ④カ）成年後見制度利用促進機能についても、今後の認知症高齢者の増加にも対応し、市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待されるところであるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。
- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- なお、成年後見制度を利用している高齢者・障害者やその後見人の相談対応等の支援も、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和　一安心して利用できる環境整備－

- 成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- 特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができるような、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。

①金融機関による新たな取組

- 金融機関は、本人名義の預貯金口座について、後見人による不正な引出しを防止するため、元本領収についての後見監督人等の開与を可能とする仕組みを導入するなど、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・払戻方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることができると期待される。
- こうした取組により、後見人の財産管理の事務の負担が軽減されることになれば、後見人が身上保護に関する事務により取り組むことが可能となる。

②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止

- 本人の意思を尊重しつつ、後見人による不正防止等を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするため、支援機能を担う法律専門職団体は、支援機能の一環として、後見人に対し、積極的に指導・助言を行うものとする。
- 上記の法律専門職団体は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する。
- 法務省等は、最高裁判所と連携し、地域の金融機関における自主的取組等や専門団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

①任意後見等の利用促進

- 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。
- 制度の利用に係る費用等に係る助成
- 全国どの地域に住んでも成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の視点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。
 - 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
 - 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を要件とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。
 - 専門団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。
- 市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第23条第1項において、市町村は、國の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 上記（2）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・ 上記（2）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・ 上記（2）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備にて定めるものであること。
 - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方にについても盛り込むこと。

（5）国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
- 市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査

- 審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができるいるか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、前述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めること。

②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に關し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハーダルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことなどが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。
 - ・ その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
 - ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。
- 都道府県は、國の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人にに対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。
- ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する

- 地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。
- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

③国

- 国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討に資するため、各地域の取組例を収集し、先進的な取組例の紹介や、連携強化に向けての試行的な取組への支援等に取り組む。
- また、国は、都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組状況を把握し、地域における取組状況に格差が生じないか等を継続的に確認し、必要な助言等を行うとともに、取組の進捗状況等を勘案し、必要な支援策について検討していくこととする。
- 保佐・補助を含めた成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる。
- ※ なお、地域において、既存の資源を活用しつつ、横断的で効率的な連携の仕組み構築が可能となるよう、国・都道府県・市町村においては、既存の制度の弾力的な活用等に配慮する。

④関係団体

- 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。

- ・ソーシャルワーク^{※6}の理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援

- 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
- ・社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
- ・地域の協議会等における見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動
- ・必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整（権利擁護支援が必要な人の発見等）
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

イ) 法律関係者団体

- 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。
- ・法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
- ・弁護士及び司法書士等の後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法律的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
- ・親族後見人、市民後見人等の選任において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与

※6 専門的な知識を用いて行われる社会福祉援助活動や、社会福祉援助活動で用いられる専門的な技術などの総称。

- ・ 本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動
- (6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討
 - ① 経緯等
 - 医療や介護等の現場において、成年被後見人等に代わって判断をする親族等がない場合であっても、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中ににおける成年後見人の事務の範囲について具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。
 - 厚生労働省の平成27年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方にに関する研究事業」においては、認知症の人の意思決定支援に関する倫理的・法的な観点からの論点の整理及び医療・介護等の観点からの注意点が取りまとめられた。
 - 平成28年度の同研究事業においては、成年後見人等の医療同意権も含め、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人の支援の在り方等の検討が進められ、平成28年12月2日、その検討状況が促進委員会に中間報告された。
 - ② 中間報告の内容
 - 同中間報告では、成年後見人等に医療同意権を与えるかどうか（合法性）の観点のみならず、意思決定支援の視点から、適格性（支援に必要な資質と力量）及び適切性（権限行使が適切に行使される条件等）の確保の観点も踏まえ、以下のような考え方が示された。
 - ・ 成年後見人等には、本人の意思決定支援者の一員としての役割（情報提供や、意思疎通・判断・意思形成の支援等）があり、本人の意思を推定する場合にも、より詳細に本人の意思を反映できるよう多職種の協議に参加したり、家族間の意見を調整するなどして、貢献できる場合がある。
 - ・ 今後、臨床現場の意思決定支援の質の向上の観点から成年後見人等の役割の拡充を考える場合には、意思決定支援等の認識向上や意思決定支援の質の確保のための手順・運用プロセスの明示といった一般的な施策と併せて、後見人の意思決定支援者としての役割を明示することとなる。

- もに、教育及び運用の質を確保することが重要である。
- ・ 特に、本人の意思決定が困難な場合においては、成年後見人等が身上監護面で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要があり、まずそうした環境整備が重要である。
- ・ そのためには、上記のような事例をまずは共有しつつ、今後も、医療・介護等の現場における合意形成等、必要な対応を検討していく必要がある。

③ 今後の方向性

- 医療の処置が講じられる機会に立ち会う成年後見人等が医師など医療関係者から意見を求められた場合等においては、成年後見人等が、他の職種や本人の家族などと相談し、十分な専門的助言に恵まれる環境が整えられることが重要であり、その上で、所見を述べ、又は反対に所見を控えるという態度をとるといったことが社会的に受け入れられるような合意形成が必要と考えられる。
- 今後、政府においては、このような考え方を基本として、
 - ・ 人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
 - ・ 人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方
- 参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、成年被後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
- また、促進法第11条第2号においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行こととされている。
- 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由

に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8) 死後事務の範囲等

- 促進法第11条第4号においては、成年被後見人等の死亡後ににおける事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等宛ての郵便物の成年後見人への転送や、成年後見人にによる死後事務(遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結等)等については、成年後見の事務の円滑化を図るために民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が平成28年10月13日から施行されており、政府においては、その施行状況を踏まえつつ、これら成年後見人による事務が適切に行われるよう、必要に応じて検討を行う。

4 その他

促進法附則第3条において、促進法施行の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日に内閣府に置かれた成年後見制度利用促進会議及び促進委員会を廃止するとともに、新たに厚生労働省においてその庶務を處理する成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設けることが規定されている。

円滑な事務の引継ぎを行い、基本計画の推進に支障を来すことがないよう、内閣府及び厚生労働省において緊密に連携を図り、関係省庁の協力を得て所要の準備を進める。

<別紙>

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知			パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II	市町村計画の策定		国 の 計 画 の 周 知 、 市 町 村 計 画 の 策 定 動 き か け 、 策 定 状 況 の フ ォ ロ ア ッ プ			
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方にについての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集、紹介、試行的な取組への支援等)	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的取組のための検討の促進 専門団体等による自主的な取組の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行際に行う参考となる考え方の整理	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善			
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、隨時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

府成担第5号
平成29年3月24日

各都道府県知事 殿

内閣府大臣官房成年後見制度利用促進担当室長
(公印省略)

成年後見制度利用促進基本計画の策定について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、政府においては、平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号、以下「促進法」という。）に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定いたしました（別添）。今後、政府においては、本計画に基づき、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととなります。

促進法第23条第1項において、市町村は、基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。また、促進法第24条において、都道府県は、市町村が講じる第23条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされています。

基本計画のポイントや都道府県・市町村の役割等につき、以下の通り通知しますので、御参考の上、各地域における施策推進に御尽力いただきますようお願いします。

I. 基本計画のポイント（参考1「成年後見制度利用促進計画について」参照）

基本計画のポイントは以下の3点です。（※それぞれの施策の今後の進め方等については下記IV. を参照のこと）

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ・本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
- ・本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備

3. 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策（※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与するイメージ）の検討

※計画対象期間は概ね5年間を念頭（基本計画の最終ページに「工程表」あり）。

II. 都道府県の役割

1. 促進法の規定ぶり

都道府県の役割に係る促進法の規定（第24条）は以下の通りです。

第24条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2. 基本計画における記載

基本計画（p.22）では、都道府県の役割について以下の通り記載しているところです。

②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。
その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
 - ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。
- 都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。
- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

III. 市区町村の役割

1. 促進法の規定ぶり

市町村の役割に係る促進法の規定（第23条）は以下の通りです。

- 第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 基本計画における記載

基本計画（p.21）では、市町村の役割について以下の通り記載しているところです。

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記(2)④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができるか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

基本計画において詳述されているように、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」は、各地域において保健・医療・福祉と司法を含めた連携の仕組みを構築することにより、①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進（マッチング）、④後見人支援等の機能を整備するものです。具体的には、①本人を見守る「チーム」、②地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、③全体のコーディネートを行う「中核機関」といった仕組みが必要と考えられます。

中核機関について、基本計画では、市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより、市町村が設置することが望ましい、としております。具体的検討に当たっては、基本計画の以下の記載にも御留意下さい。

⑤中核機関の設置・運営形態

（中略）

- ・・例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適當と考えられる機関に委託すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。（基本計画 p.16～p.17）

- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。 （基本計画 p. 18）

IV. 今後の進め方等

1. 基本計画上の工程表に記載されたスケジュール

基本計画上の工程表においては、上記 I. で記した 3 つのポイントにつき、以下のようなスケジュールが記されているところです。

（1）「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」関係（基本計画における工程表Ⅲを参照）

○ 平成 31 年度半ばまでに、国において、以下の取組を進める。

- ・ 適切な後見人等の選任のための検討の促進
- ・ 成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策と、当該判断について記載する診断書等の在り方の検討

○ その後、上記の取組を踏まえた新たな運用を開始するとともに、運用状況のフォローアップを行う。

（2）「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」関係（同工程表Ⅳを参照）

○ 基本計画では、成年後見制度の利用促進に向け、各地域において「中核機関の設置・運営」「地域連携ネットワークの整備」を進めることとされています。これらについては、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間に、各地域において段階的・計画的に進めることを念頭に置いています。

○ 基本計画の工程表では、まずは、平成 29 年度から平成 31 年度当初まで、国において、相談体制・地域連携ネットワークの構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）を行うことが示されています。具体的には、平成 29 年度予算案に盛り込まれている相談機関やネットワークの構築などの体制整備のための事業（認知症総合戦略推進事業（担当：厚生労働省老健局））等を活用いただくことを想定しています。こうした取組を踏まえ、その後、全国の各地域における相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築を進めることとしています。

（3）「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」関係（同工程表Ⅴを参照）

○ まず、平成 29 年度から平成 31 年度半ばにおいては、以下の取組を想定しています。

- ・ 金融機関において、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・払戻方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めること
- ・ 法律専門職は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する等の自主的な取組を進めること

○ これらの取組や、地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえ、31 年度半ば以降、法務省等は、最高裁判所と連携し、より効率的な不正防止のための方策を検討していく予定です。

2. 上記を踏まえた市区町村・都道府県における当面の取組

各市区町村におかれましては、平成 29 年度から開始される厚生労働省の上記事業によって収集される各地域の先進的な取組例等も参考にしつつ、各地域の実情を踏まえた計画の策定に取り組んでいただくことが求められます。

まず、当面の取組としては、①市区町村における成年後見制度利用のニーズ把握の方法の検討及び②地域の専門職との連携の在り方（地域にどのような専門職がどのくらい存在するのか、その専門職とどのように連携をとって「協議会」を作っていくか、家庭裁判所との連携はどのように図るのか等）などの検討から始めていただくことが考えられます。

市区町村がこれらの取組を進める上で、都道府県におかれでは、管下の市区町村の取組状況の把握及び専門職との連携（協議会）の在り方等についての広域的な観点からの検討・支援をお願いいたします。例えば、専門職団体の地方支部と協力して、どのような単位で（市区町村単位か、ある程度広域的な単位か）ネットワーク（協議会・中核機関）を設置するか、家庭裁判所とはどのような連携をとるか、及び市民後見人・法人後見などの担い手の確保策をどうするか等の検討を通じて、各都道府県下の成年後見制度利用促進体制構築に向けた取組をお願いいたします。

また、管下の市区町村に対しては、貴職から御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

別添 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）

参考 1 成年後見制度利用促進基本計画について

参考 2 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

子 発1212第1号
社援発1212第2号
老 発1212第1号
平成29年12月12日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公印) 省略

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、これを参考として、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をお願いする。

なお、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号厚生労働省社会・援護局長通知）については廢止する。

貴職におかれでは、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するとともに、できるだけ早期に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に今般の社会福祉法の改正内容を反映させようご配慮いただき、また、都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、平成30年4月1日に施行することとなる。

改正法による改正内容として、(1)地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2)市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することとめること、(3)市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとともに、計画の記載事項として福祉に関する共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられる。

本日、改正法による改正後の社会福祉法第106条の3第2項の規定に基づき、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）が告示されたところであるが、今般、①社会福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改訂による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定期間等について、別紙のとおり通知するので、十分御了知の上、管

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要な施策の内容や量、体制等について、市内関係部局局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであるとともに留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。

1 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

- 市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する事項、②地域における社会サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主としてこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。
- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する事項、②地域における社会サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主としてこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する事項、②地域における社会サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主としてこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるように、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- ・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域

づくりに関する取組等)

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(7)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(1)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(9)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出しえる共生の場の整備等

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮をする者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

- キ 航労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

- ・ 自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分

野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)

- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)に規定される市町村計画と一體的なものとする)とともに考えられる)

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」という。)の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に關し、地域福祉として一体的に展開するこれが望ましい事項

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について（情報提供）

日頃より、成年後見制度利用促進の取組についてご尽力いただきありがとうございます。
今般、全国社会福祉協議会が、成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割、そのための取組について地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策（別添 1）をとりまとめたところです。

また、これを踏まえ、本日、最高裁判所事務総局家庭局第二課長から各家庭裁判所事務局長宛てに、別添のとおり文書（別添 2）が発出されましたので、参考までに情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に本事務連絡について情報提供いただきますようお願いします。

また、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる地域体制の構築を図るため、都道府県が家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会等と連携を図ること等により、管内市区町村における広域的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、市町村計画策定のための支援等、積極的に推進していただきますようお願いします。

成年後見制度利用促進における社協の取り組みと 地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
(以後の権利擁護体制のあり方検討委員会)

○地域において判断能力が不十分な人びとの権利を擁護するために、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では地域福祉を進めるなかで、日常生活自立支援事業や成年後見制度の推進に取り組んでいる。全社協・地域福祉推進委員会（以下、「本会」という。）では、地域住民や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における総合的な権利擁護体制の構築を提唱し、年齢や障害種別、資力等にどうわかれず、地域のさまざまな人びとのニーズに応じた権利擁護を推進している。

○こうしたなか、利用者のノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した制度の利用促進制度の利用に関する体制の整備を基本理念とする「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行された。法施行を受け、国は平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という。）」を開議決定し、総合的かつ計画的に施策の推進が図られることとなつた。

○この動きは、これまで社協が取り組んできた総合的な権利擁護体制のさらなる強化を図る好機と捉えることができ、社協は、これまでの取り組みを活かし、基本計画で謳われている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに、中核機関^{*}の受託を進めることなく、成年後見制度利用促進にかかる取り組みを積極的にすすめていくべきと考える。

○各自治体での成年後見制度利用促進にかかる市町村計画の策定や、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置の検討がすすむこの時期を逃すことなく、行政と連携しながら総合的な権利擁護体制の構築を推進する必要がある。

○こうした状況を踏まえ、本会では、成年後見制度の利用促進において社協が果たす役割と、そのための取り組みについて、現段階での考え方や課題を整理し、「社協・生活支援活動強化方針」に示した地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策をとりまとめ、全国の社協に提言することとした。

（担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 粟原、福野
電話 : 03-5253-1111（内線 2228）
E-mail : seinenkouken@mhlw.go.jp

* 地域連携ネットワーク及び中核機関については、P8 図 2 参照

I 社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制

1. 社協における権利擁護の取り組み

2. 地域における総合的な権利擁護体制の構築

II 社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方

1. 基本的な考え方

(1) 社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす

(2) 日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義

2. 市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み

(1) 市町村計画の策定に参画する

(2) 地域連携ネットワークにおいて役割を果たす

(3) 中核機関の受託をめざす

(4) 行政とのパートナーシップの構築

(5) 家庭裁判所との連携と役割の確認

(6) 社協における権利擁護支援に関する取り組み、総合相談体制の強化

3. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携

(1) 成年後見制度への円滑な連携

(2) 社協による法人後見に取り組む

4. 都道府県社協による市区町村社協の支援

III 今後の取組課題・検討課題（全社協の取り組み）

【参考資料】

①『社協・生活支援活動強化方針（第2次アクションプラン）』（平成30年3月改訂）…概要、権利擁護に関する行動宣言とアクションプラン

②平成29年度「成年後見制にかかる実態調査」調査結果の概要

I 社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制

1. 社協における権利擁護の取り組み

○地域福祉の実践のなかで、社協は、地域に暮らす人が、障害の有無や年齢にいかわらず、尊厳をもつてその人らしく安心して生活が送れるよう、権利擁護の取り組みをすすめてきた。

○平成12年の社会福祉法改正により、自己決定や自立支援を旨とする利用者本位の福祉サービスが基本理念として位置づけられてからは、利用者を支援・保護する仕組みとして福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度が活用され、地域での生活を支援している。

○とりわけ日常生活自立支援事業では、利用者の判断能力が低下しても、できるだけ本人の意思を尊重しながら、自己決定やその人らしい生活を支えるアドボカシーとエンパワーメントを基盤とするソーシャルワーク（相談援助）による支援を専門員が展開してきた。

○日常生活自立支援事業では、生活支援員が専門員の指示を受け日常的な支援を提供している。生活支援員は市民・住民が担っており、専門職とは異なる「利用者にとっての隣人・友人」としての態度で接し、常に利用者に寄り添う姿勢で関係性を重視した支援をしている。こうした住民参加の観点こそ本事業の重要な点である。

○さらに、本会では、権利擁護支援を必要とする人を確実に支援に結びつけることができるように、地域住民の参加や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」の設置を掲げ、地域における総合的な権利擁護体制の構築を推進してきた。

⇒下記「◆全社協における権利擁護に關わる主な提言・調査研究」参照

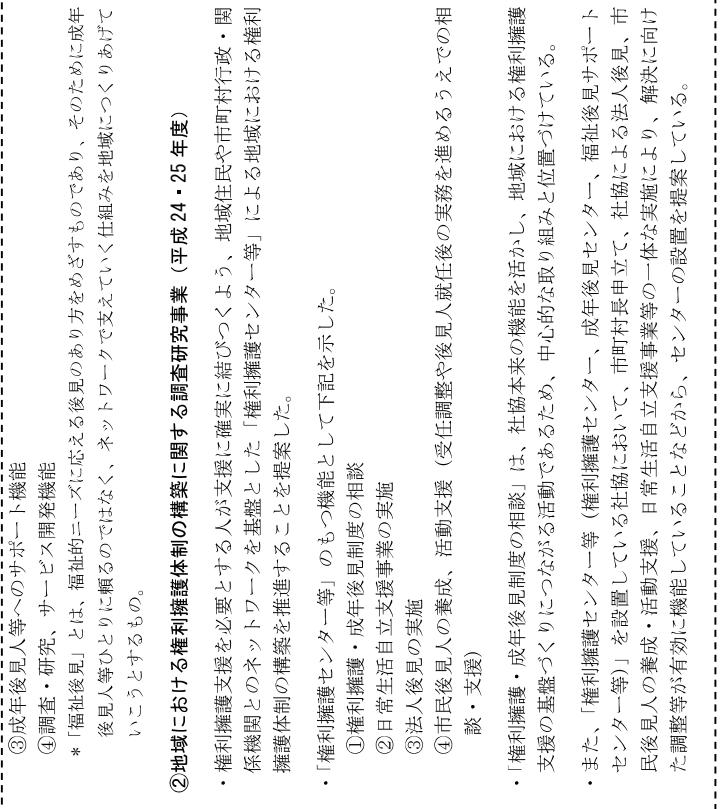
○また、『社協・生活支援活動強化方針（第2次アクションプラン）』（平成30年3月改訂）では、権利擁護等に関する行政との取り組みについて、社協の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を示した。（参考資料参照）

○これらの取り組みは、国の基本計画に示された地域連携ネットワークや中核機関に通じる考え方となっている。（「成年後見制度利用促進基本計画」2-(2)-(1)-(a)「権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備」参照）

◆全社協における権利擁護に關わる主な提言・調査研究

①地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究（平成15年度）
・「福祉後見」*を推進する取り組みとして、地域の住民や社会資源との協働運営による「福祉後見サポートセンター」構想において、次の機能が地域の中につくられていいくことが必要としている。

- ①人材養成・人材マッチ機能
- ②相談・支援機能



2. 地域における総合的な権利擁護体制の構築

○市町村において、今後、成年後見制度の利用促進が図られるにあたり、社協は、地域における総合的な権利擁護体制を念頭に取り組みを推進する必要がある。

○判断能力が不十分な人が、他者からの不當な権利侵害にあうことなく、自身の権利を適切に行使しながら、尊厳をもつてその人らしく安心して地域で暮らすためには、その状況に応じて福祉サービスやインフォーマルな福祉活動などによる多様な支援が切れ目なく提供される総合相談・生活支援体制を構築する必要がある。

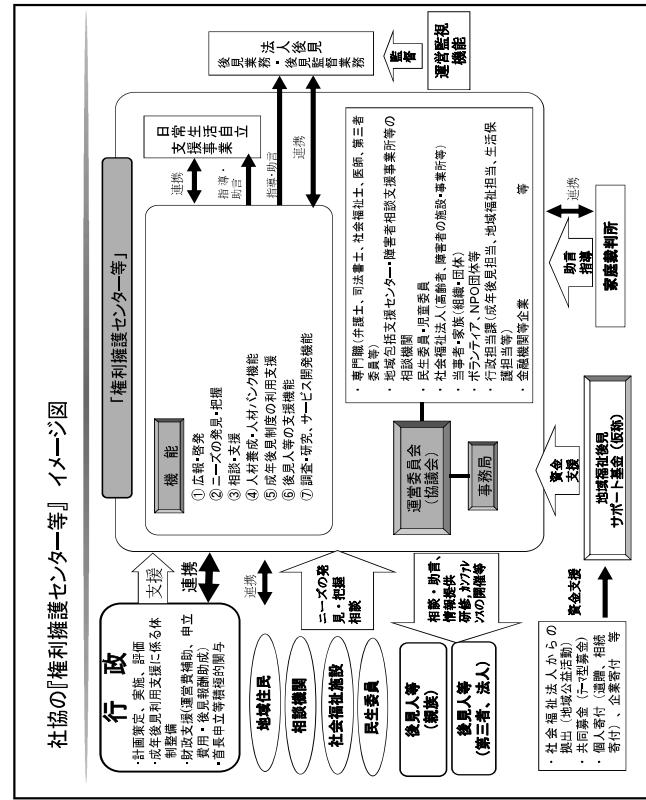
○社協は、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援を、総合相談・生活支援体制における重要な事業の一につき、他の福祉サービスや施策、住民等の福祉活動と連携し、住民にとって身近な社会資源の一つとして活用されるよう取り組みを進めてきた。

○さらに住民のニーズが複雑化・多様化するなか、住民同士の見守り等の中から支援が必要な人を発見し支援につなげる仕組みづくり、判断能力の低下に加え複雑・多様な課題を抱え、孤立しがちな人の相談を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制づくりが求められる。これは、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの一環に他ならない。

○こうしたことからも、社協は、日常生活自立支援事業や法人後見制度を生かし、総合相談・生活支援の仕組みづくりの一環として、成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク、中核機関の設置を含む「権利擁護センター」づくりに取り組む必要がある。（下記の社協の「権利擁護センター等」イメージ図参照）

○また中核機関を受託しない場合にも、社協には、権利擁護に関する「①広報・啓発」「②ニーズの発見・把握」「③相談・支援」の取り組みが求められる。

【図1】



II 社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方

1. 基本的な考え方

(1) 社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす

○地域における総合的な権利擁護の推進にあたっては、成年後見制度を必要とする人を確実に利用に結びつけることのできる体制を構築する必要がある。
○制度が周知されない、相談につながらない、地域において適切な後見人等の候補者がいない、申立てにかかる費用や報酬などがない、申立て可能な親族がない等により、制度の利用に至らないということはある。ならない。

○社協は、日常生活自立支援事業等により地域の権利擁護支援を必要とする人の相談支援を行うとともに、行政や権利擁護支援に限わる専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、社会福祉施設、民生委員・児童委員等の多様な関係者・関係機関とのネットワークを構築している。

○こうした取り組みをもとに、社協には成年後見制度の利用促進において積極的に役割を果たすことが求められている。

○国的基本計画では、市町村が主体となって、市町村計画の策定、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置をすすめていくことになるため、行政と十分に連携し、社協の取り組みを活かしていくことが求められる。

○市町村の計画作成に要する費用、中核機関の運営に要する費用については、平成30年度より新たに地方交付税措置が講じられる。

○あわせて国は、各自治体が中核機関の設置等を円滑に行えるよう、成年後見制度利用促進体制整備委員会（事務局：日本社会福祉士会）において、自治体向けに『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』を作成した。市区町村との連携を図りながら取り組みを進めうえで参考にしていただきたい。

(2) 日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義

○日常生活自立支援事業は、利用者が一人の市民として、できるだけ自らの力で権利を行使し、必要なサービスを使いながら安心・安全な生活を送ることができるよう、必要な援助を行う事業として、地域福祉推進の一翼を担い、社協における権利擁護支援の中心となっている。

○その支援は、一人ひとりに合わせた情報提供や助言をもとに、諸手続きを行なうことは代行により支援することが原則であり、代理による援助は契約締結審査会の審査を踏まえ限的なものとするなど、利用者の主体性の尊重および自己決定に基づく支援を基本としている。

○このような「意思決定支援」や「利用者に寄り添った支援」を行う日常生活自立支援事業のノウハウや専門性を、成年後見制度を活用する際にも積極的に活かしていく観点が必要である。

○また、成年後見制度を利用する前から、日常生活自立支援事業の利用により本人に寄り添った意思決定支援を行うことは、成年後見制度利用後の意思決定支援をより適切なものにするためにも有効なものとなる。

2. 市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み

(1) 市町村計画の策定に参画する

○市町村は、国の基本計画をふまえ、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定め、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築とその中核機関を設置することが求められている。

○平成29から33年度の概ね5年間に権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等が進められることとなるが、各自治体の成年後見制度利用促進に係る課題認識、計画策定の検討状況等にはばらつきがある。

○市区町村社協、指定都市社協は、各自治体の動向を把握し、関係機関・団体とともに、行政に対して地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に係る協議を働きかけ、計画策定に積極的に参画する。

○なお、平成29年の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が努力義務化された。『策定ガイドライン（通知）＊』に、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者の金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方」が示され、「成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一體的なものとすることも考えられる」ことが明記されており、地域福祉計画の策定期は、権利擁護支援のあり方を検討する好機と捉える必要がある。

*「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成29年12月12日付厚生労働省子ども家庭局長等3局長連名通達)「第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」

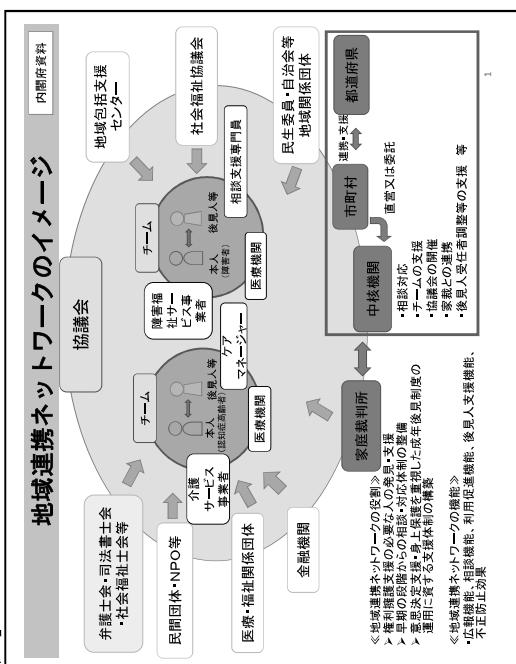
(2) 地域連携ネットワークにおいて役割を果たす

○国的基本計画には、地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的な機能として下記が示されている。また、広報機能や相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきとしている。

■ 地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的な機能

- ・広報機能（権利擁護の必要な人の発見・周知・啓発等）
- ・相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）
- ・利用促進（マッチング）機能
- ・後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）
- ・不正防止効果

【図2】



【社協が中核機関を受託する際の検討課題（例）】

- (1) 市区町村行政の積極的な関与
 - ・財源の確保、市区町村長申立の実施、成年後見制度利用支援事業の活用 等
 - (2) 都道府県段階（行政・都道府県社協）の支援
 - (3) 財源の確保
 - ・公費、成年後見報酬、寄付金 等
 - (4) 事務局体制の整備、社会福祉士等専門職との連携、役割分担
 - (5) 行政ならびに関係機関・団体、専門職との連携、役割分担
- なお、法人後見を実施している社協が中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者者が関わる仕組を整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認されるなど、中立性、透明性を担保することが必要である。
- (4) 行政とのパートナーシップの構築
- 国の基本計画では、中核機関の設置主体について、「中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報を有する必要性などから、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい」とし、市町村が直當で運営するか、市町村が選定した法人に委託することが示されている。
- 成年後見制度の利用促進にあたっては、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用による申立て費用・報酬の助成、後見人候補者の養成など市町村の関与が不可欠である。
- 中核機関を委託する場合であっても、市町村は成年後見制度の利用促進にかかる責任を果たさなければならない。社協が中核機関を受託する場合にも、社協が役割を丸抱えするということがないよう、行政とのパートナーシップを築きながら体制整備をすすめていくことが必要である。
- (5) 家庭裁判所との連携と役割の確認
- 中核機関は、家庭裁判所への適切な後見人候補者の推薦や後見人への支援を行うとともに、家庭裁判所と情報を共有して後見人による事務が本人の意思を尊重して行われるよう支援することが求められている。
- 後見人の監督は家庭裁判所の債務であり、中核機関を受託する場合は、各地域の家庭裁判所と連携することが不可欠である。また、中核機関の役割について家庭裁判所に確認をすることも必要になる。
- 被後見人の権利擁護を図るために、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替が望ましいと考えられる場合等において、家庭裁判所と連絡調整を図り、後見人の交代等に迅即・柔軟に対応することも地域連携ネットワークおよび中核機関の役割として求められている。

- (6) 社協における権利擁護支援に関する取り組み、総合相談体制の強化
- 社協が中核機関を受託する場合は、単に成年後見制度の利用促進を図るだけではなく、中核機関としての実践を地域における総合的な権利擁護体制の構築、さらには総合相談・相談支援体制の強化等につなげる必要がある。
 - このため社協は、「権利擁護センター等」の設置等により、下記の機能等を拡充することが必要である。

【社協（権利擁護センター等）の権利擁護支援の取り組み】	
①広報・啓発	・住民への権利擁護に関する制度・支援について周知
	・権利擁護の必要な人を支援につなげることの重要性の周知
	・権利擁護が必要な状況についての関係機関、地域住民の理解の促進（地域福祉部門と連携）
②ニーズの発見・把握	・権利擁護の必要な人を早期に発見し、支援につなげる
③相談・支援	・成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用した権利擁護支援に関する総合相談
	・必要な支援の検討と調整
	・見守り体制の調整
④人材養成・人材ハシク機能	・日常生活自立支援事業の生活支援員の養成
	・市民後見人へ養成研修の実施
	・市民後見人候補者の名簿の整備や登録
⑤成年後見制度の利用支援	・市民後見人養成修了者の活動に向けた支援（実務経験等）
⑥後見人等の支援	・申立て手続き支援
	・日常生活在立支援事業からの移行支援
	・受任者調整（候補者の調整）
⑦調査・研究、サービス開発機能	・後見人等としての援助内容や方法に関する相談
	・法律や福祉等の専門家のチームによる支援
	・生活支援に関する関係者とのカンファレンスの開催

- また、日常生活自立支援事業や権利擁護に関する相談は、利用者・相談者に複合的な課題があるケースや家族等の課題が付随しているケースも多い。権利擁護を担当する部署と、総合相談、生活福祉資金貸付事業、小地域福祉活動、ランティア活動などの担当部署との連携により支援の強化を図る必要がある。

3. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携

(1) 成年後見制度との円滑な連携

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な状態にあっても必要な福祉サービスを利用し、地域で自立した生活を送ることができるよう支援することを目的に、社協と利用者の契約に基づき支援が行われれる。
- 本事業の利用中に契約継続能力がなくなった場合や、多額の財産管理および身上保護に関する契約等の法律行為（不動産・重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産分割・介護契約・施設入所契約等の各種サービスの利用契約、行為等）等、本事業の範囲を超えた支援が必要な場合等には、成年後見制度への移行が必要となる。
- また、必ずしも日常生活自立支援事業の契約能力が失われていない状況にあっても、将来の見通しや生活状況等により、保佐・補助類型を含めた成年後見制度の検討が必要になることがある。
- このため、日常生活自立支援事業においては、利用者や家族に成年後見制度の内容（利用方法、支援内容や費用等）を適時適切に伝え理解を得るとともに、本人の意向を踏まえたうえで、必要に応じて移行を円滑に行なうための取り組みが求められる。
- 一方、日常生活自立支援事業の利用者は、低所得の方や家族・親族との関係が希薄な場合等が多く、「申立て人がいない」「後見人候補者がいない」「申立ての費用や後見人の報酬が支払えない」などの理由により、成年後見制度の利用に結びつきにくい状況も見受けられる。
- 円滑な移行を進めるためには、行政による開拓・協力が不可欠であり、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用による申立て費用・報酬の助成、後見人候補者の養成等を行行政に対して働きかける必要がある。
- なお、日常生活自立支援事業に対する行政や関係機関の理解は十分とは言えず、事業の支援内容の範囲を超えた役割を求められたり、本人の判断能力が喪失しても成年後見制度の利用に結びつかないなどの状況も見受けられる。
- このため、成年後見制度への円滑な移行のためにには、行政や関係機関、家庭裁判所等に対して日常生活自立支援事業による支援内容や利用者の状況に関する理解を求めていくことも必要である。
- 地域連携ネットワークおよび中核機関が担う機能である、市民後見人の養成、受任者調整、後見人等の支援（④～⑥）に取り組んでいる社協は、必ずしも多くはない。今後、先進的に取り組む社協等を参考とし、当該地域での体制づくりに取り組むことが必要となる。
- 機能の拡充とあわせて、行政との連携、財源の確保、職員体制（相談体制等の整備）、関係機関との連携などにより運営体制の強化を行うことも必要となる。

(2) 社協による法人後見に取り組む

- 社協における法人後見の取り組みは、年々増加してきており、日常生活自立支援事業の利用者を継続支援する必要性から取り組む社協も多いと考えられる。
- さまざまな理由で生活のしづらさを抱える人々を支え、社協が地域のセーフティネットとしての役割を果していくうえで、適切な後見人等の扱い手がないことで地域生活の懸念が困難となる人を支えるためには、社協として法人後見に取り組むことも必要である。
- 社協が行う法人後見は、①長期間の後見業務を継続して遂行できる、②法人による組織的な事務管理体制により安全性・信頼性を高めることができる、③訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えが多い事例、家族全体の見守りが必要な事例等についても組織による対応で支援を継続することができる、等の特性がある。こうした特性を生かし、社協は、個人の後見人等では、生活を支えること難しい場合の後見二子に応えていく役割がある。
- 社協の法人後見は、地域のセーフティネットとしての役割のほか、後見業務への市民参加の場、あるいは中核機関の受託に向けた成年後見開運業務の習熟の視点からも検討する必要がある。

○なお、社協が法人後見に取り組むにあたっては、利益相反に留意することが必要である。
・被後見人等が社協の介護保険サービス等を利用している場合は、他のサービス事業所への移行を調整するといった配慮が必要となる。しかし、他にサービス事業所がない、あるいは被後見人等にとってサービス事業所の変更が大きな負担となるなど、社協のサービス利用を継続する必要がある場合は、家庭裁判所に対し、後見監督人等の選任の申立てを行い、後見監督人等が社協のサービス利用契約の代理人となるようにしなければならない。なお、後見監督人等についても後見人等と同様、家庭裁判所による報酬付与の対象となることを考慮する必要がある。

○中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組を整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認される等、中立性、透明性を担保することが必要である。(再掲)
○法人後見の実施にあたっては、必要に応じ、報酬付与の申立てを行い、家庭裁判所の審判にもとづいて後見等報酬を得ることにより、必要な財源と体制を確保することも重要である。

【都道府県社協による市区町村社協の支援】

- ① 都道府県における権利擁護に関するニーズ把握
- ② 都道府県段階における行政、専門団体とのネットワークの構築
- ③ 家庭裁判所との連携・調整
- ④ 市区町村社協の中核機関の受託に向けた支援
- ⑤ 広域での地域連携ネットワーク構築と中核機関の受託支援
- ⑥ 成年後見制度の利用支援を担当する職員の研修
 - *初任者研修、支援困難事例の検討会など
- ⑦ 市区町村社協の担当者会議の実施（情報共有や未実施社協の動機づけ等）
- ⑧ 市民後見人の養成に対する支援
- ⑨ 成年後見制度のかかる調査研究

■国の基本計画における都道府県の役割

- 都道府県行政は、成年後見制度利用促進に向け都道府県全体の施策の推進が期待されている。具体的には、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握することも、以下のような支援を行なっている。
 - ・各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する
 - ・後見等の扱い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等を進めること
 - ・各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携面など、必要な支援を行う
 - ・都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置を検討する

III 今後の取組・検討課題（全社協の取り組み）

- 今後、社協における成年後見制度利用促進の取り組みと地域の権利擁護体制の構築に向け、全社協・地域福祉推進委員会では、本方策の推進を図りながら、下記についての取り組みを進める。

- ①成年後見制度利用促進にかかる社協の取組事例の収集と提供
- ②権利擁護に關わる取り組みについての拡充の検討
 - ・市民後見人の活動の推進
 - ・社協における任意後見、金銭管理等の委任事務、身元保証、死後事務等の実施
 - ・エンディングノートなど、本人の意思表明ツールの活用
- 4. 都道府県社協による市区町村社協の支援
 - 都道府県社協は、成年後見制度の利用促進を進めるため、都道府県行政と協議し、市区町村社協への支援や町村部等における広域的な事業を実施する必要がある。
 - 都道府県社協が実施する支援等については、以下のものが考えられる。

- ③日常生活自立支援事業の今後の方向性の検討
 ④都道府県・指定都市社協の権利擁護担当者の情報共有のための会議・研修の実施
 ⑤家庭裁判所との連携のための最高裁判所等との調整

【「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプラン】に示された権利擁護等に関する行政との取り組み強化について

- ・全社協・地域福祉推進委員会で示した「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプラン（平成29年6月）では、「行政とのパートナーシップ」のひとつとして「権利擁護等に関する行政との取り組み強化」を掲げている。具体的な取り組みに向けた段階的な目標としては、下記のとおり設定している。

<ステップ①>

- ・行政との協議の場の設定
- ・法人後見や市民後見人の養成等への取り組み
- ・総合的な権利擁護の仕組みづくり

<ステップ②>

- ・総合的な権利擁護体制の構築
- ・市民後見人の活動支援
- ・地域連携ネットワークの中核機関の受託

(ステップ①②の詳細は次頁参照)

「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプランより抜粋

4. 行政とのパートナーシップ

行動宣言

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけをすすめます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

《現状》
 ▶ 社協は、民間の公益法人として、さまざまな事業・活動を展開しながら地域福祉推進の中核的役割を果してきた

- ・近年、権利擁護や成年後見制度などの体制整備やその担い手としての市民後見人の養成などに取り組む社協が増えてきている。

《課題》

▶ 今日的な社協と行政の関係について整理し、さらなる連携強化が求められる

- ・権利擁護や成年後見制度利用支援については、社協だけで完結することは難しく、地域の関係者とも協議し、行政との連携のもと体制整備を図る必要がある。
- ・成年後見制度利用促進基本計画の制定に伴い、全国どの地域においても必要人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援のプラットフォームとなる地域連携ネットワークの構築を図ることが求められている。

平成 29 年度「成年後見制度にかかる実態調査」調査結果の概要

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部

第 2 次アクションプラン	
ステップ①	ステップ②
○ これからの権利擁護のあり方にについて行政と協議する場を設ける。	○ 行政と連携し、総合的な権利擁護体制を構築する。
✓ 行政と連携し、専門団体や関係者の参加を得て、地域における成年後見制度などの権利擁護の体制のあり方について協議の場をもつ。	✓ 権利擁護・成年後見センターを受託実施する等、社協の生活支援・相談センター（仮称）と連動して、法人後見、成年後見制度利用支援などの権利擁護活動に組織的に取り組む。
○ 行政からの協力を得ながら、法人後見や市民後見人の養成等に関するモデル的な事業に取り組む（法人後見、市民後見人養成事業等の未実施社協）。	✓ 行政と連携し、住民に対する総合的な権利擁護体制を構築する。
✓ 総合相談・生活支援の充実と体制強化への取り組みと連動させ、法人後見や市民後見人の養成等をモデル的に取り組む。	✓ 成年後見制度利用促進基本計画による市町村の実施計画策定により、今後、市民後見人養成に取り組む市町村が増えた場合、行政とのパートナーシップのもとで市民後見人による後見活動上の相談・支援に対応する。
○ 行政と連携し総合的な権利擁護の仕組みづくりに向けて検討を行う。	○ 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関となる
✓ 行政と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの支援が必要な人を発見し、適切かつ必要な支援につなげる地域連携の仕組みづくりのあり方を検討する。	✓ 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関の受託を目指す。

【目的】	国が成年後見制度利用促進計画が策定され、各市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりがすすめられるなかで、各市区町村社協において成年後見制度への取り組み状況について情報収集し、社協の有する機能、地域連携ネットワークにおいて果たすべき役割や、今後の地域の権利擁護体制のあり方の検討に資することを目的として実施した。
【調査期間】	平成 29 年 10 月 5 日～10 月 26 日
【調査対象】	市区町村社協（1,846 か所）および 指定都市社協（20 か所）
【回答社協数】	回答社協数：1,156 社協（回収率 62.0%）
調査結果のポイント	<p>1. 「権利擁護センター等」の設置と権利擁護・成年後見に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「権利擁護センター等」*を設置している社協は約 2 割で、権利擁護・成年後見に関する取り組みを積極的にすすめている。 <p>*本調査で「権利擁護センター等」とは、市民等からの成年後見に関する相談の受付や成年後見の利用手続き支援等を行っているセンターをいう。</p> <p>・「権利擁護センター等」を設置している社協は、20.2%（234 社協）。（取り組み状況については、以降の各項目を参照）</p>
2. 広報機能	<p>●成年後見制度に関する広報の取り組みとして、広報誌、パンフレット、ホームページによる周知や市民、福祉関係者向けの研修会の開催等が行われている。</p> <p>・一方で、とくに広報に関する取り組みをしていないという回答は 48.8%（564 社協）。</p>

3. 発見・相談機能

6. 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

- 約75%で見守り活動等から権利擁護・成年後見制度の相談窓口につなぐ仕組みがある。
- 約8割では、専門の相談窓口を設置し、または総合相談窓口において権利擁護・成年後見制度に関する相談対応を行っている。
- ・見守り活動等から、権利擁護・成年後見制度による支援を要する人が発見された場合に、相談窓口につなぐ仕組みがあるのは863社協（74.7%）。
- ・約8割の社協で相談窓口において権利擁護・成年後見制度の相談対応を行っている。
- ・新規相談時の相談者は、「本人」が最も多く、次いで「親族」となっている。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
専門の窓口を設置（常設）	20.3%	79.5%	5.3%
専門の窓口を設置（特定日時に限定）	1.9%	1.7%	2.0%
専門窓口の設置はないが総合相談窓口で対応	58.4%	17.9%	68.6%

4. 市民後見人等の候補者の調整

- 社協が行う受任調整のうち、半数以上が「専門職後見」となっており、「社協の法人後見」「市民後見」の受任調整は2割前後となっている。
- 全体会員の約3割の社協で成年後見申立て支援を行っている。
- ・市民後見人等の候補者の調整（受任調整）は、全体で10.6%（122社協）が実施。センター設置社協では43.2%（101社協）が実施している。
- ・平成28年度の受任調整件数1,313件のうち、「専門職後見」が56.2%（738件）と最も多く、次いで「社協の法人後見」21.3%（280件）、「市民後見」18.7%（246件）。
- ・1社協あたりの受任調整件数は、年間10件未満が52.5%（うち、1～5件が42.6%）。
- ・成年後見申立て支援の実施状況は以下のとおり。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
首長申立て以外の支援	29.5%	84.6%	15.5%
首長申立て支援	23.2%	65.0%	12.6%

5. 市民後見人の養成と登録

- 市民後見人の養成研修や名簿の整理・登録、研修修了者の実務支援については、全体の約15%の実施にこだまっている。
- ・市民後見人の養成研修は、全体で15.3%（177社協）が実施。センター設置社協では55.2%（129社協）が実施している。
- ・市民後見人の名簿の整理・登録については、全体で11.4%（132社協）が行っている。センター設置社協では44.0%（103社協）が実施している。
- ・市民後見人養成研修の修了者が実務経験を重ねるための取り組みでは、「後見支援員への登用」7.5%、「日常生活自立支援事業・生活支援員への登用」14.6%となっている。

6. 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

- 成年後見制度へ移行を検討した利用契約の約6割が成年後見制度に移行している。
- 約半数の社協で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討している。
 - ・日常生活自立支援事業の利用者のうち、5.8%（2,296件）について成年後見制度への移行を検討しており、そのうち約6割（1,336件）が成年後見制度に移行している。その後見類型は、後見65.8%（892件）、保佐28.0%（380件）、補助5.0%（69件）。
 - ・全体の52.4%（センター設置社協では84.6%）の社協で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討した事例がある。

7. 意見に関する支援

- 約4割の社協で任意後見に関する支援を行っている。
 - ・「任意後見に関する情報提供」が32.6%、「任意後見の相談」が24.6%。

8. 親族後見への支援

- 全体の約3割の社協で情報提供を行うなど、親族後見人への支援に関する取り組みが行われている。
 - ・親族後見人への支援にかかる取り組み状況等（実施率）は以下のとおり。（複数回答）
- | | 全体 | センター等設置社協 | センター等非設置社協 |
|-----------------|-------|-----------|------------|
| 成年後見制度に関する情報提供 | 27.0% | 66.2% | 17.0% |
| 交流会、勉強会等の開催 | 4.1% | 17.9% | 0.5% |
| 個別相談 | 19.4% | 59.8% | 9.1% |
| 関連する取り組みを行っていない | 65.4% | 19.7% | 77.1% |
- ・一方、全体の65.4%の社協では、関連する取り組みを行っていないと回答している。
- ・支援の必要性を把握しながらも、親族後見人にに関する情報が得られないために、具体的な支援につながらない状況にあるという回答も見られた。

9. 後見監督人等の受任

- 後見監督人等の受任は、センター設置社協における実施は約2割となっている。
 - 監督を行った後見人の8割以上は「市民後見人」となっている。
- ・「平成29年9月末現在、後見監督人の受任をしている社協」は、4.1%（47社協）。受任件数は計456件となっている。センター設置社協については19.2%（45社協）が受任している。
- ・後見人の属性別受任件数は、「市民後見人」が85.1%（388件）、「法人後見人」が13.6%（62件）。
- ・受任社協の61.7%で後見監督人報酬申立てを行っている。また、64.6%が委託金・補助金を財源としている。

10. 法人後見

- 法人後見の受任体制がある社協は約3割。
- 所得の低い方や親族等が近くにいな方などの利用が多く見られ、これらの状況について法人後見の受任要件としている社協も多い。

・法人後見の実施状況（実施率）は以下のとおり。30.1%（348社協）の社協で法人後見の受任体制がある。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協	割合
受任しているケースがある	25.2%	68.9%	14.1%	14.1%
過去に受任実績がある	1.5%	3.0%	1.1%	1.1%
受任体制はあるが受任実績はない	3.5%	5.6%	2.9%	2.9%
合計（受任体制がある社協）	30.1%	77.4%	18.1%	18.1%

・平成29年9月現在の法人後見受任件数は合計2,824件。内容・利用者等については、以下のとおり（複数回答）。

	該当件数	割合
日常生活自立支援事業からの継続	794	28.1%
生活保護受給世帯に属する者	592	21.0%
住民税非課税世帯に属する者	1,681	59.5%
首長申立てをした者	1,468	52.0%
施設入所者	1,676	59.3%

- ・受任件数が5件以下の社協は54.3%である一方、10件以上は28.9%となっている。
- ・受任している法人後見の7割が「報酬あり」となっている。
- ・報酬額について、「報酬あり（本人の財産から）」の場合は、「2万円以上3万円未満」が34.1%（530件）と最も多い。
- ・社協が法人後見を受任する要件について、主なものは以下のとおり。（複数回答）

	該当割合
適切な後見人等候補者がいない	67.2%
首長申立てである	43.1%
申立て時に日常生活自立支援事業の利用者であること	36.2%
生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力がないこと	35.1%
- ・任意後見について、17社協（108件）が実施、うち後見監督人が選任され任意後見契約が効果しているのは5社協（12件）となっている。

11. 家庭裁判所との連携状況

- 約2割の社協が日頃から家庭裁判所と連携している。
- ・権利擁護・成年後見の取り組みを進めるにあたって、家庭裁判所と「連携している」と回答した社協は18.3%（212社協）。

12. 権利擁護センター等の設置・運営状況

- センター運営にあたつては市町村行政との連携をすすめており、半数近くはセンター運営について行政計画に位置づけている。
 - 収入の約8割は補助金・委託金。後見報酬による収入は全体の約1割にとどまる。
- ・センター運営にあたつて、「弁護士・司法書士等の専門家が入った運営委員会等のノハツクアップ体制がある」社協は73.5%。「運営委員会等の組織はないが、随時相談できる弁護士・司法書士等専門家がいる」社協は12.8%となっている。
- ・センター運営にあたつて、市町村行政の担当者と情報交換を行っているのは83.8%、補助、委託等の公費を受けているのは82.5%。また、市町村の行政計画に位置づけられているのは45.3%で、うち60.4%は財源まで担保されている計画となっている。
- ・160市区社協の平成28年度のセンター運営の収支をみると、収入の77.3%が補助金・委託金になっている。後見報酬は10.6%、法人からの繰入金は9.3%となっている。

13. 市町村の取り組み等

- 多くは地域連携ネットワークや中核機関が明らかにされていない状況であるが、中核機関を予定している社協もみられた。
 - 都道府県・指定都市社協には、人材確保・育成や行政への働きかけなどの役割が期待されている。
- ・計画策定や地域連携ネットワークの構築に向けて一部の地域で動きが見られるものの、多くが市町村の方針が明らかにされていない、不明という状況。
- 【市町村の基本計画について】
- 「策定をすすめている」2.9%（34社協）、「検討中」12.1%（140社協）
- 【地域連携ネットワークについて】
- 「市町村を対象圏域とする予定」9.2%（106社協）、「複数市町村を対象圏域とする予定」4.3%（50社協）。
- ・そのなかで、地域連携ネットワークの中核機関を社協が担うことについて、前向きに検討・対応しているという回答もみられたが、現状では人材・財源等の実施体制が十分でない、行政との連携がとれない等の理由から、むずかしいとの回答がみられた。
- 【中核機関について】
- 「自社協が担う」は3.4%（39社協）。センター設置社協では11.1%（26社協）。
- ・都道府県・指定都市社協に求められる役割・期待について、主な回答は以下のとおり。
- | | 該当割合 |
|------------------------------|-------|
| 人材確保・育成に関する取り組み | 58.1% |
| 行政への働きかけ | 54.4% |
| 地域連携ネットワークの整備に向けた関係団体・機関との連携 | 44.5% |
| 複数の市町村域による広域実施にかかる支援 | 30.0% |

(訟ろー15-B)

平成30年7月24日

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭第二課長 宇田川 公 輔

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

今般、全国社会福祉協議会が、成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割、そのための取組について地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策を取りまとめ、別添のとおりの提言を全国の都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会に対して周知した旨の情報に接しましたのでお知らせします。

別添の提言書には、市区町村社会福祉協議会は、成年後見制度利用促進基本計画でうたわれている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに、中核機関を受託するなどし、その役割を担うことが求められ、中核機関を受託する場合には、各地域の家庭裁判所と連携することが不可欠であるなどと記載されています。各家庭裁判所においては、中核機関について受託を目指している、あるいは、中核機関として求められる機能が実質的に備えていると考えられる市区町村社会福祉協議会との間で、家庭裁判所との連携に向けた検討等が行われていることと承知していますが、今後、中核機関について受託を目指して取組を進める市区町村社会福祉協議会も増えていくものと見込まれます。各家庭裁判所においては、司法機関としての中立性・公平性に配慮しつつ、引き続き、各地における中核機関の設置に向けた取組について、可能な限り積極的に対応していただきますようお願いします。

また、別添の提言書には、都道府県行政と協議し、市区町村社会福祉協議会への支援や町村部等を図るため、都道府県行政と協議し、市区町村社会福祉協議会への支援や町村部等

における広域的な事業を実施する必要があるとも記載されています。家庭裁判所としても、このような都道府県社会福祉協議会の取組が円滑に進められるよう、都道府県や都道府県社会福祉協議会との間で、町村部等における広域的な取組の実施に向けた支援の在り方等について協議を行うことも有益であると思われます。

なお、全国社会福祉協議会は、別添のとおり取りまとめた基本的な方策の推進を図る上で今後の取組・検討課題について、本年度も委員会を設置して議論することとしており、その中で、家庭裁判所との連携についても取り上げられる予定となっているとのことです。当局としましては、全国社会福祉協議会での議論について必要な協力をして参りたいと考えておりますので、その検討状況等については、必要に応じて、情報提供させていただきます。

敬
具

事務連絡
平成 30 年 8 月 23 日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び
中核機関整備の推進について（情報提供）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

本年 4 月 13 日付け事務連絡により、市町村計画の策定及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置運営に要する費用について、平成 30 年度より地方交付税措置を行うことが決定された旨お伝えしていたところですが、今般、以下のとおり、市町村（標準団体 10 万人規模）における普通交付税措置の内容について、情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、下記について管内市町村に周知いただくとともに、広域的な見地からの市町村計画の策定や中核機関整備に係る助言・支援等、管内市町村の体制整備の推進について、よろしくお願ひします。

記

社会福祉費（市町村分）の単位費用上、（細目）社会福祉事業費（細節）社会福祉共通費の需用費等に「成年後見等実施機関運営等事務費」として 3,069 千円（標準団体ベース）を計上

※上記額は「市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用」に係る額。

※本件は今後発行される「平成 30 年度地方交付税制度解説（一般財団法人地方財務協会）」に掲載予定。

（担当）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 栗原、福野
電話：03-5253-1111（内線 2228）
E-mail：seinenkouken@mhlw.go.jp

地方交付税制度の概要

1 地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

(参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁)

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種類：普通交付税=交付税総額の94%、特別交付税=交付税総額の6%

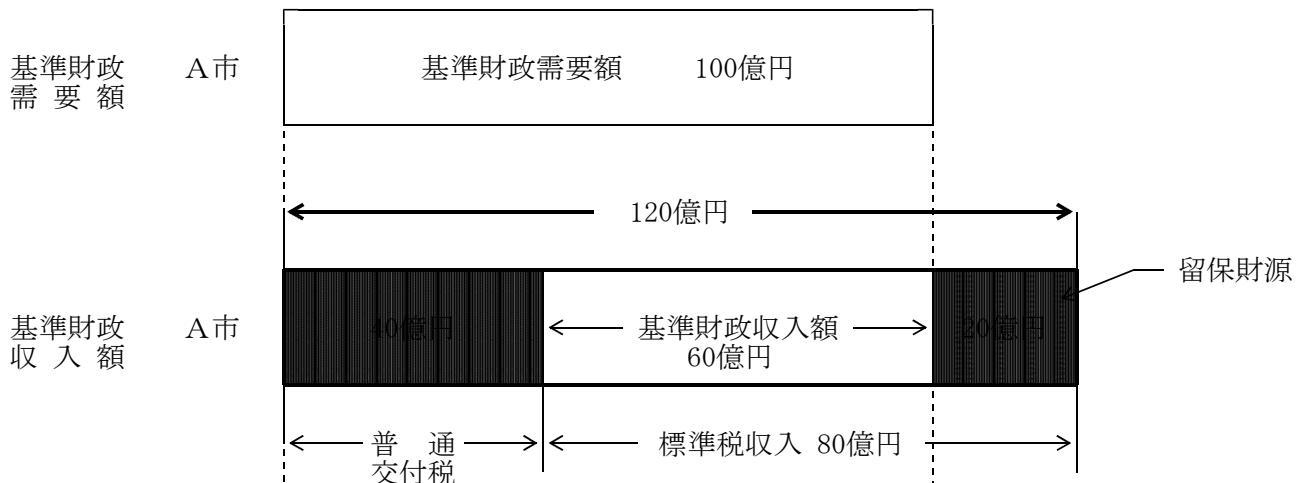
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用（法定）×測定単位（国調人口等）×補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）

普通交付税の仕組み



事務連絡
平成31年3月18日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

厚生労働省老健局総務課

認知症施策推進室

成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

標記については、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が行われてきたところです。

今般、最高裁判所より、本年4月から、別添資料のとおり

- ・ 診断書の書式を改定するとともに、
- ・ 医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート（作成は任意）」を新たに導入する

こととする旨、情報提供がありました。

※ 本人情報シートについては、ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されています。

各都道府県におかれましては、管内市区町村の成年後見制度利用促進担当及び本人情報シートの作成に関わることが想定される関係者に対して、幅広く周知いただくとともに、基本計画の趣旨を踏まえ、関係者における同シートの作成等、円滑な運用の実現に御配慮いただきますようお願ひいたします。

診断書及び本人情報シートの裁判所における運用に関する御質問については、各家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、別途、医政局総務課より都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局宛に医療機関への周知依頼についての事務連絡が発出されていることを申し添えます。

記

[送付資料]

(別添) 別添書式・手引き (最高裁判所事務総局家庭局)

社援地発 0603 第 1 号
社援保発 0603 第 2 号
障障発 0603 第 1 号
老振発 0603 第 1 号
令和元年 6 月 3 日

都道府県
各 指定都市 関係主管部（局）長殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）

内閣府の消費者委員会が平成 29 年 1 月 31 日に取りまとめた「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」及び平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられ、本日、厚生労働省医政局総務課長から、別添の通り各都道府県、各保健所設置市、各特別区衛生主管部（局）宛て通知されました。

ガイドラインでは、少子高齢化の進展によって、認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがない人の増加といった状況がみられる中で、判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医

療が必要なときは安心して医療を受けることができるようしていくことが重要とされ、これらの人に対する医療機関の具体的な対応方法が示されています。認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援についても必要となる場合が多いことから、各自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局等の福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関と、医療機関の連携を図ることが重要です。各自治体におかれでは、ガイドラインの趣旨・内容等について御了知いただくとともに、各都道府県におかれでは、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に対して広く周知いただきますようお願いします。

別添：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）」（令和元年6月3日付け医政総発0603第1号。厚生労働省医政局総務課長通知）

(照会先)

- 本通知について
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
電話：03-5253-1111（内線2229）
- ガイドラインについて
厚生労働省医政局総務課
電話：03-5253-1111（内線4158）

医政総発0603第1号
令和元年6月3日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 御中

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する
ガイドラインの発出について（通知）

近年、少子高齢化が進展し、単身の高齢者が増加している中、主にこうした方等を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間サービス（以下「身元保証等高齢者サービス」という。）が生まれている。

今後、こうしたサービスの需要が一層高まっていくことが見込まれる中、消費者被害を防止する観点から、内閣府の消費者委員会において、平成29年1月に、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）が取りまとめられた。建議においては、高齢者が安心して病院に入院することができるよう、病院が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること等が求められている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）において、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等」について、医療・介護等の現場において、関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討することが求められている。

厚生労働省は、建議及び基本計画を踏まえ、平成29年度厚生労働科学特別研究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握を行った。

また、平成29年度の研究の成果を踏まえた上で、平成30年度厚生労働行政

推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象とする「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられたところである。

ついては、別添のガイドラインについて、貴管下医療機関へ周知し、活用を促していただくななど、関係部局・関係機関と十分連携の上、身寄りがない人や判断能力不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備に努めていただくようお願いする。

また、ガイドラインについては、社会・援護局地域福祉課、同局保護課、同局障害保健福祉部障害福祉課及び老健局振興課より、各都道府県等の福祉部局にも周知しているところであり、貴部局におかれでは、特にこれらの部局とも連携して対応いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

【別添】

- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

【参考】

- 「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）」（令和元年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長通知）
- 「身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成 30 年 4 月 27 日付け厚生労働省医政局医事課長通知）

(照会先)

厚生労働省医政局総務課

電話：03-5253-1111（内線）4158

医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がいないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものであるので、貴職におかれでは、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がいないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がいないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

府成見第2号
令和元年6月24日

各都道府県知事 殿

内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長
(公印省略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」
の成立について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されました。

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187の法律（他の法律の欠格条項を準用等している法律を含む。）における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものです。今回の改正により、今後は、成年後見制度を利用することを理由として資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格・職種・職種等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。各制度の改正に係る施行期日については、概ね、公布日施行、公布の日から起算して3月又は6月を経過した日に施行するものとされており、いずれも公布日からの期間が短いことや多分野にわたる多数の法律を改正するものであることから（下記Ⅲ参照）、法改正の趣旨を踏まえつつ貴職におかれましてはそのリーダーシップの下で早急に施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後は、関係法律の所管府省において、その円滑な施行に努めることとされており、施行に向けた詳細については関係法律の所管府省からそれぞれ通知等がなされるものと考えていますが、当室からも一括整備法の施行に向けた留意事項について下記のとおり通知いたしますので、御参考下さい。

管下の市区町村に対しては、市区町村長を始め、関係する担当課にもれなく今回の法改正の趣旨やそれを踏まえた施行準備、対応等が適切に行われるよう、貴職から確実に御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

I. 一括整備法の概要及び法律の趣旨を踏まえた対応のお願いについて（資料1～3参照）

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、地方公務員法等も含め、各法律において定められている資格・職種・業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置を一括して見直すものです。これにより、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除するのではなく、各資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。

一括整備法の対象である資格・職種・業務等の中には、都道府県知事等の権限に係るものが含まれており、関係法律の所管府省からは、場合によっては条例・規則等の整備が必要になるものも想定されるとの連絡を受けています。詳細については、所管府省からおって通知等がなされるものと考えていますが、かかる条例・規則等の整備及びその運用に当たっては、実質的に成年被後見人等を資格等から排除するようなものとはしないこと、心身の故障があることをもって直ちに資格等から排除することなく、資格等にふさわしい能力の有無を的確に審査・判断することなど、上記の一括整備法の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

なお、一括整備法の内容については、内閣府ホームページに掲載している法律案（URLを末尾に記載）、「法律の概要」（資料1）、「見直し法律リスト」（資料2）及び「衆議院修正案」（資料3）を御参考下さい。

II. 条例等で定めている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しについて

上記Iのとおり、一括整備法の成立により、成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置が一括して見直されました。また、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日成年後見制度利用促進委員会。以下「議論の整理」という。）においては、各府省において、一括整備法の成立以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限を設けないよう留意することとされています。さらに、議論の整理では、各府省において、政省令や通知などに基づいて成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行なうべきとされています。こうした方針に基づき、今後、各府省においては、政省令や通知（各地方公共団体に対して条例、規則等の例を示しているものも含む。）の見直しに取り組んでいくこととなります。各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願いいたします。

III. 一括整備法の施行期日

一括整備法による各法律の改正については、原則として、以下の区分に従って順次施行されます。

- ① 成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで省令等の整備が必要ないもの 公布日（令和元年6月14日）
- ② 省令等の整備が必要なもの 公布の日から3月を経過した日（令和元年9月14日）
- ③ 地方公共団体の条例等の整備、外部団体との調整が必要なもの 公布の日から6月を経過した日（令和元年12月14日）
- ④ その他 個別に定める日（建築士法等 令和元年12月1日）

参考 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」（平成 30 年 3 月 13 日閣議決定）の要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文については、内閣府ホームページにて全文を掲載しています。

U R L : <https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

※法案は衆議院において修正されています（土地改良法の改正規定（法案第 111 条）を削除し、建築士法等の改正規定の施行日（法案附則第 1 条第 3 号）を平成 30 年 12 月 1 日から令和元年 12 月 1 日に修正）。修文案は資料 3 を御参照下さい。

資料 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

資料 2 見直し法律リスト

資料 3 衆議院修正案（要綱、案文、新旧対象条文）

担当：内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室
西村、藤野、川上、金柄

T E L : 03-3581-1875（直通）

メール：shintaro.nishimura.a8s@cao.go.jp
nishimura-shintarou@mhw.go.jp

masahiro.fujino.f9v@cao.go.jp

fujino-masahiro@mhw.go.jp

keiko.kawakami.y2r@cao.go.jp

takuya.kanetsuka.b9k@cao.go.jp

※内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室は
令和元年 7 月中旬を目途に廃止されます。

社援成発0711第1号
令和元年7月11日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室長
(公印省略)

成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI を踏まえた体制整備の推進について

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、今後の施策の目標として、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の体制整備を推進していくこととしています。

また、基本計画においては、

- ・「国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである」
- ・「基本計画の中間年度である平成31年度（令和元年度）においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う」（別添1参照）

とされています。

上記を踏まえ、各施策の実現に向けて、その目指すべき目標を明確化し、施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、成年後見制度利用促進専門家会議における議論を踏まえて、今般、基本計画に係る KPI（重要業績評価指標）を設定するとともに、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進閣僚会議決定）にKPIを盛り込んだところです。

具体的には、KPIとして、基本計画の最終年度である令和3年度（2021年度）末までに

- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村

などを新たに設定したところであります、KPIの達成に向けて、地域の体制整備をより一層推進していくことが必要と考えています。（別添2及び3参照）

基本計画においては、都道府県の役割について、「促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭

裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待」されています。

各都道府県におかれでは、管内市区町村に対し、KPI の達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定などの体制整備の推進について周知徹底を図るとともに、管内の中核機関の整備や市町村計画の策定状況等を継続的に把握し、広域的な観点から必要な助言や支援をお願いいたします。

特に、地域連携ネットワークや中核機関の整備に当たっては、市区町村行政と、成年後見制度を運用する家庭裁判所や権利擁護業務を担う社会福祉協議会、後見人等の担い手となる専門職団体等との連携が重要です。

このため、都道府県におかれでは、

- ・家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体との定期的な連絡会議等において必要な情報共有を図るとともに、管内の中核機関の整備状況や市町村計画の策定状況等について随時情報を提供する、
- ・これらの関係機関や団体と連携の下、広域的な中核機関の整備も含め複数の市区町村によるブロック別会議の開催や、取組みが遅れている市区町村への働きかけや体制整備に向けた助言

を行うなど、地域の実情に応じて、管内市区町村の KPI の達成に向けた主導的な役割を果たしていただくようお願いいたします。（別添 4 参照）

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（添付資料）

- 別添 1 成年後見制度利用促進基本計画の工程表
- 別添 2 成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI
- 別添 3 「骨太の方針」及び「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策
- 別添 4 都道府県の役割
- 別添 5 地域連携ネットワークと中核機関の整備について

別添1

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I 制度の周知			パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II 市町村計画の策定		国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ			
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 -適切な後見人等の選任のための検討の促進 -診断書の在り方等の検討 -高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方にについての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ 意思決定支援の在り方にについての指針の策定等の検討、成果の共有等			
IV 地域連携ネットワークづくり -市町村による中核機関の設置 -地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進		中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備 相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)			
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 -金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 -取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		金融機関における自主的取組のための検討の促進 専門職団体等による自主的な取組の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討		医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し		成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途 平成31年5月まで	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI

令和元年5月30日

工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）
I 制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 470市区町村） (参考値) ・成年後見制度利用者数(保佐・補助・任意後見割合を含む)
II 市町村計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数（平成30年10月時点 60市区町村）
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県 ・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入 ・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定
IV 地域連携ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 492市区町村） ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村（平成30年10月時点 210市区町村） ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村（平成30年10月時点 59市区町村） ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 79市区町村） ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和	<ul style="list-style-type: none"> ・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上（平成30年12月末時点 約12%） ※ネット銀行等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 措置のある法律(190)

「骨太の方針」及び「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

- (7)暮らしの安全・安心
- ⑤共助・共生社会づくり
(共生社会づくり)
 - 「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

○認知症施策推進大綱（認知症施策推進関係閣僚会議 令和元年6月18日）

⑨成年後見制度の利用促進

- 全国どの地域に住んでも、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基盤計画」に基づく市町村の中核機関(権利擁護センター等を含む。以下同じ。)の整備や市町村計画の策定を推進する。
- 成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的・バシクアシブ体制の強化を図る。
- 後見等の業務を行正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

KPI／目標

- 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)
 - ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
 - ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
 - ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
 - ・中核機関において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数 200市区町村
 - ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
 - ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村
 - ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
 - ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

都道府県の役割（市町村への広域的支援）

全国どこの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

（中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援）

管内市町村の
体制整備状況
の把握

家庭裁判所や県社
会福祉協議会、専門
職団体等との
打ち合わせ

市町村向け会議の開催等
(管内市町村の共有、都道府県全体の取組方針の伝達等)

市町村や中核機関
への専門的助言
(裁判や専門職団体と
の連携を含む)

担い手確保や市町村
職員等の資質向上

法人後
見の立
ち上げ
推進

市民後
見人の
養成
推進

市町村職員や
中核機関職員等
の研修

中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討

家裁支部単位
での連絡会議
の開催

広域設置が
考えられる
自治体間での
勉強会開催

検討が進まな
い自治体への
個別の助言・
指導

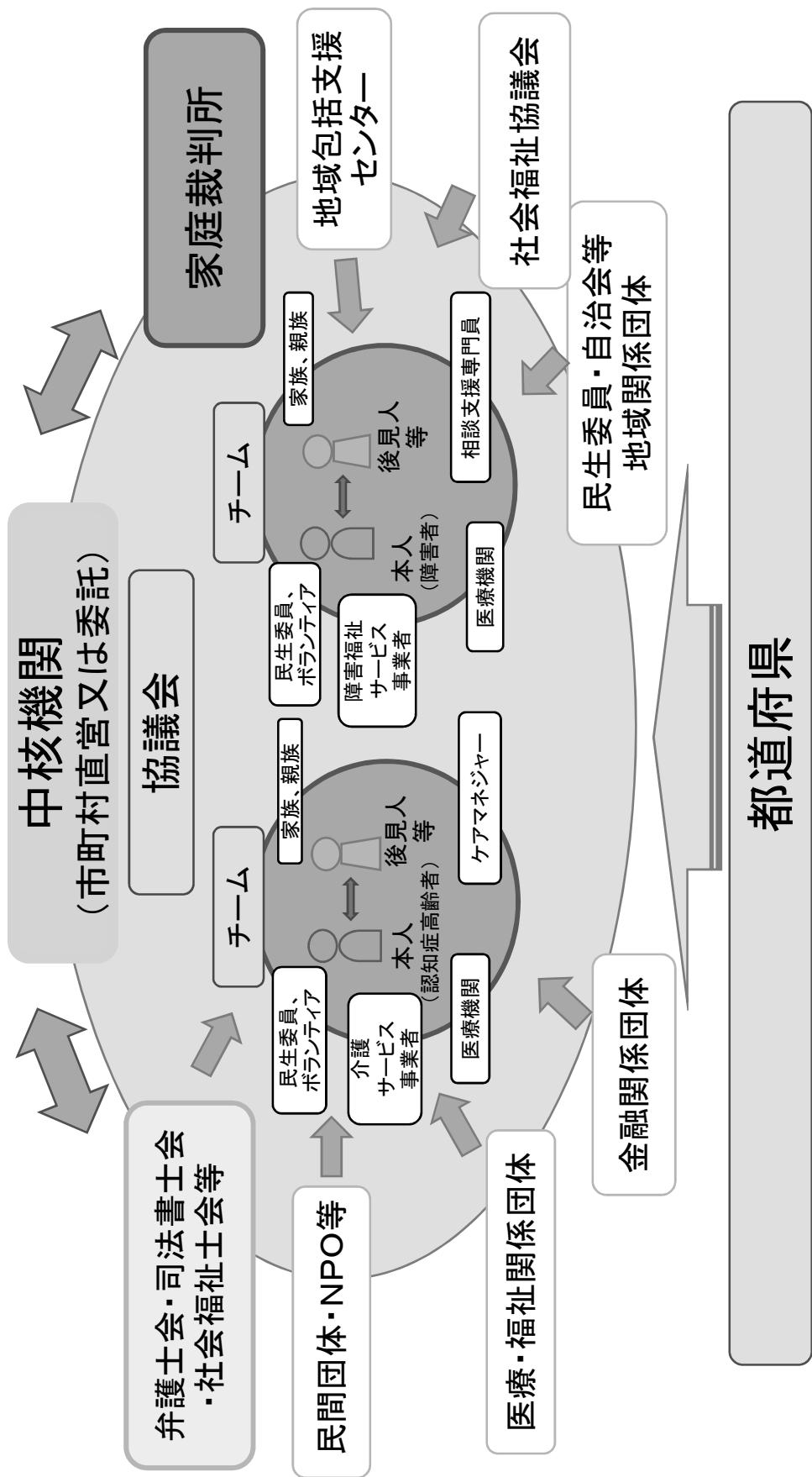
※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携
※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市
町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

地域連携ネットワークと中核機関の整備について

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

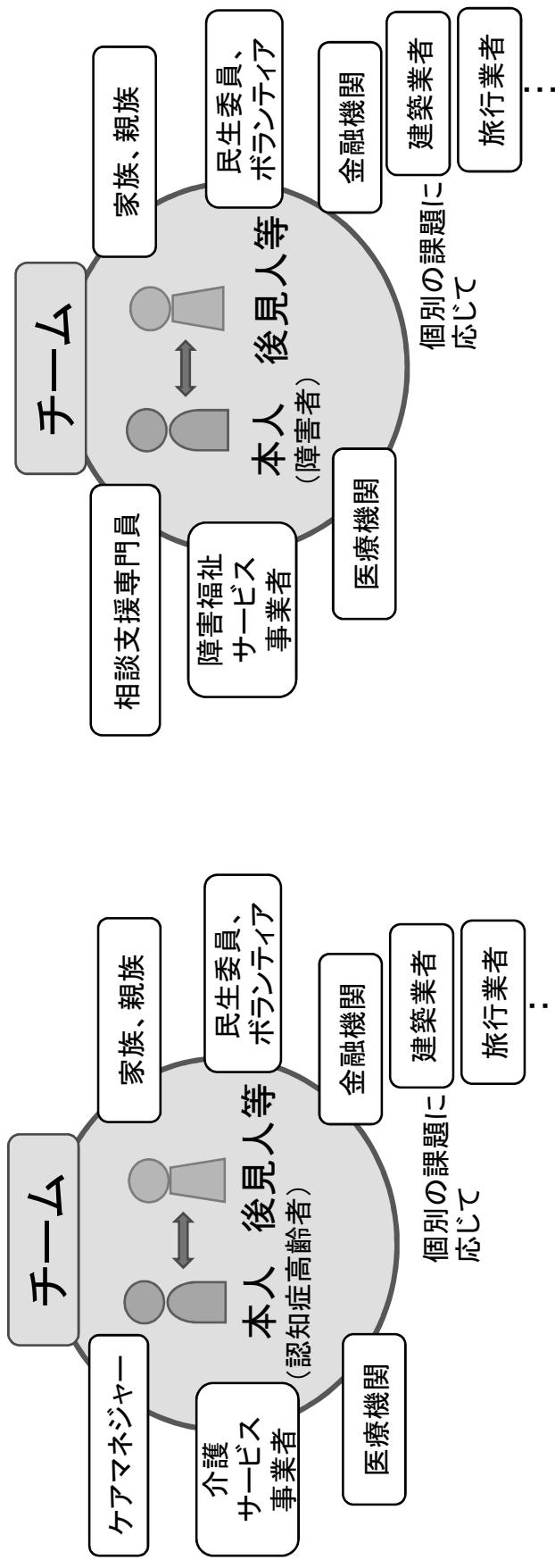
※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法・福祉、医療・地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒にになって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



1点目 「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャー や相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



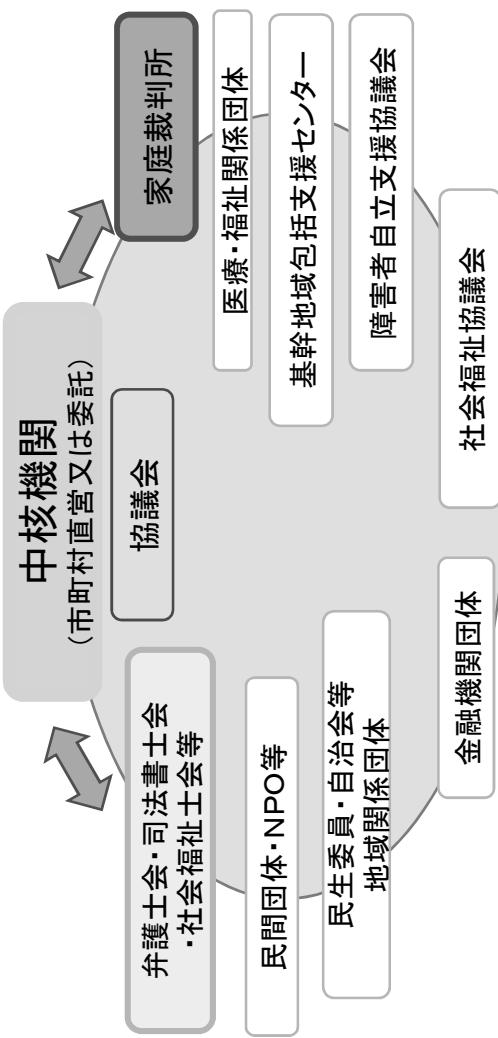
内容：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなつて日常的に**本人を見守り**、
本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入
所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介
護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、
家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等
エリア：日常生活圏域など

2点目 「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、ますゞ連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容：後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体
メンバーバー例：上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定（例：商工会や警察など）
エリア：自治体圏域～広域圏域

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P62に出ています。

3点目 「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任者調整(マッチング))、担い手の育成・活動の促進)、④後見人支援

- 協議会の事務局

中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していったたく観点から、具体的な要件はない。
(いわゆるハコモノ新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでも権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務。「小さく生んで大きく育てる」という考え方。「広報」「相談」が優先すべき機能。

令和元年度予算 3．5億円

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用する地域体制を利用できるため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。

[成年後見制度利用促進体制整備推進事業] (補助事業) 320百万円**(1) 都道府県事業** 〔社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 都道府県1/2〕**都道府県による広域的支援による体制整備の推進**

- ①体制整備アドバイザー等による体制整備の推進（広域的な中核機関立ち上げや計画策定支援等）
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置（ノウハウに乏しい市町村や中核機関職員等への助言等）

(2) 市町村事業 〔社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 市町村1/2〕**中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進**

- ①中核機関の立ち上げ支援（立ち上げに向けた関係機関会議の会議費や先進地視察等）
- ②中核機関の先駆的取組の推進（適切な後見人候補者を選任する仕組み（受任調整会議）や、親族後見人を継続的に支援する取組（専門職による助言等）等の先駆的取組）

(3) 先駆的取組に係る調査研究 〔シンクタンク等の民間団体（補助率）10/10〕**[成年後見制度利用促進体制整備研修（国研修）（委託費） 30百万円]**

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。※民間委託

中核機関が活用できる財源のイメージ

令和元年度予算事業

中核機関における先駆的取組の推進

市区町村

中核機関の立上げに向けた支援
（会議費、先進地視察等）

中核機関

広報・啓発
(高齢者)成年後見制度利用
支援事業(地域支援事業)
支費交付金
(障害者)成年後見制度普及
啓発事業(地域生活支援事業費等補助金)

市民後見人
の育成
権利擁護人材育成
事業
(地域医療介護総合
確保基金)

法人後見研
修等
法人後見支援事業
(地域生活支援事業費等補助金)

交付税

(標準団体10万人規模：約300万円)
※中核機関設置運営費及び市町村計画策定費

都道府県

体制整備アドバイザー等による広域的体制整備
中核機関職員、市町村職員等に対する研修、
専門的相談窓口

民法（明治 29 年 4 月 29 日法律第 89 号）一部抜粋

（最終改正：平成 28 年 6 月 7 日法律第 71 号）

（後見開始の審判）

第 7 条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

（成年被後見人及び未成年後見人）

第 8 条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

（成年被後見人の法律行為）

第 9 条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

（後見開始の審判の取消し）

第 10 条 第 7 条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

（保佐開始の審判）

第 11 条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第 7 条に規定する原因がある者については、この限りでない。

（被保佐人及び保佐人）

第 12 条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

（保佐人の同意を要する行為等）

第 13 条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第 9 条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
 - 二 借財又は保証すること。
 - 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
 - 四 訴訟行為をすること。
 - 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
 - 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
 - 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
 - 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
 - 九 第 602 条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 2 家庭裁判所は、第 11 条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第 9 条ただし書に規定する行為については、この限りでない。
- 3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与える

ことができる。

- 4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(保佐開始の審判等の取消し)

第14条 第11条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

- 2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第2項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助開始の審判)

第15条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第11条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

- 2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

- 3 補助開始の審判は、第17条第1項の審判又は第876条の9第1項の審判とともにしなければならない。

(被補助人及び補助人)

第16条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第17条 家庭裁判所は、第15条第1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第13条第1項に規定する行為の一部に限る。

- 2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

- 3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

- 4 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(補助開始の審判等の取消し)

第18条 第15条第1項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

- 2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第1項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

- 3 前条第1項の審判及び第876条の9第1項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

(審判相互の関係)

第19条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

- 2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

(制限行為能力者の相手方の催告権)

- 第 20 条 制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、1箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。
- 2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。
- 3 特別の方式を要する行為については、前 2 項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。
- 4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人に対しては、第 1 項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

- 第 21 条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

(事務管理)

第 697 条

- 1 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。
- 2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

(緊急事務管理)

- 第 698 条 管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

(成年後見人の選任)

- 第 843 条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。
- 2 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により、又は職権で、成年後見人を選任する。
- 3 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により、又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。
- 4 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

(後見人の辞任)

- 第 844 条 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

(辞任した後見人による新たな後見人の選任の請求)

第 845 条 後見人がその任務を辞したことによって新たに後見人を選任する必要が生じたときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(後見人の解任)

第 846 条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

(後見人の欠格事由)

第 847 条 次に掲げる者は、後見人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 三 破産者
- 四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 行方の知れない者

(未成年後見監督人の指定)

第 848 条 未成年後見人を指定することができる者は、遺言で、未成年後見監督人を指定することができる。

(後見監督人の選任)

第 849 条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる。

(後見監督人の欠格事由)

第 850 条 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。

(後見監督人の職務)

第 851 条 後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

(委任及び後見人の規定の準用)

第 852 条 第 644 条、第 654 条、第 655 条、第 844 条、第 846 条、第 847 条、第 861 条第 2 項及び第 862 条の規定は後見監督人について、第 840 条第 3 項及び第 857 条の 2 の規定は未成年後見監督人について、第 843 条第 4 項、第 859 条の 2 及び第 859 条の 3 の規定は成年後見監督人について準用する。

(財産の調査及び目録の作成)

第 853 条 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、1箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

2 財産の調査及びその目録の作成は、後見監督人があるときは、その立会いをもってしなければ、その効力を生じない。

(財産の目録の作成前の権限)

第 854 条 後見人は、財産の目録の作成を終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(後見人の被後見人に対する債権又は債務の申出義務)

- 第 855 条 後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。
- 2 後見人が、被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。

(被後見人が包括財産を取得した場合についての準用)

- 第 856 条 前 3 条の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合について準用する。

(未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務)

- 第 857 条 未成年後見人は、第 820 条から第 823 条までに規定する事項について、親権を行う者と同一の権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

- 第 857 条の 2 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使する。
- 2 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる。
- 3 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。
- 4 家庭裁判所は、職権で、前 2 項の規定による定めを取り消すことができる。
- 5 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

- 第 858 条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(財産の管理及び代表)

- 第 859 条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。
- 2 第 824 条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

- 第 859 条の 2 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。
- 2 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。
- 3 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可)

- 第 859 条の 3 成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

(利益相反行為)

- 第 860 条 第 826 条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。

(支出金額の予定及び後見の事務の費用)

第 861 条 後見人は、その就職の初めにおいて、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない。

2 後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。

(後見人の報酬)

第 862 条 家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。

(後見の事務の監督)

第 863 条 後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

2 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

(後見監督人の同意を要する行為)

第 864 条 後見人が、被後見人に代わって営業若しくは第 13 条第 1 項各号に掲げる行為をし、又は未成年被後見人がこれをすることに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号に掲げる元本の領収については、この限りでない。

第 865 条 後見人が、前条の規定に違反してし又は同意を与えた行為は、被後見人又は後見人が取り消すことができる。この場合においては、第 20 条の規定を準用する。

2 前項の規定は、第 121 条から第 126 条までの規定の適用を妨げない。

(被後見人の財産等の譲受けの取消し)

第 866 条 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合においては、第 20 条の規定を準用する。

2 前項の規定は、第 121 条から第 126 条までの規定の適用を妨げない。

(未成年被後見人に代わる親権の行使)

第 867 条 未成年後見人は、未成年被後見人に代わって親権を行う。

2 第 853 条から第 857 条まで及び第 861 条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

(財産に関する権限のみを有する未成年後見人)

第 868 条 親権を行う者が管理権を有しない場合には、未成年後見人は、財産に関する権限のみを有する。

(委任及び親権の規定の準用)

第 869 条 第 644 条及び第 830 条の規定は、後見について準用する。

(後見の計算)

第 870 条 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、2箇月以内にその管理の計算(以下「後見の計算」という。)をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

第 871 条 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会いをもってしなければならない。

(未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し)

第 872 条 未成年被後見人が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。

2 第 20 条及び第 121 条から第 126 条までの規定は、前項の場合について準用する。

(返還金に対する利息の支払等)

第 873 条 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息を付さなければならない。

2 後見人は、自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(委任の規定の準用)

第 874 条 第 654 条及び第 655 条の規定は、後見について準用する。

※ (委任の終了後の処分)

第 654 条 委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、委任者又はその相続人若しくは法定代理人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。

(後見に関して生じた債権の消滅時効)

第 875 条 第 832 条の規定は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に関して生じた債権の消滅時効について準用する。

2 前項の消滅時効は、第 872 条の規定により法律行為を取り消した場合には、その取消しの時から起算する。

(保佐の開始)

第 876 条 保佐は、保佐開始の審判によって開始する。

(保佐人及び臨時保佐人の選任等)

第 876 条の 2 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。

2 第 843 条第 2 項から第 4 項まで及び第 844 条から第 847 条までの規定は、保佐人について準用する。

3 保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。

(保佐監督人)

第 876 条の 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求によって、又は職権で、保佐監督人を選任することができる。

2 第 644 条、第 654 条、第 655 条、第 843 条第 4 項、第 844 条、第 846 条、第 847 条、第 850 条、第 851 条、第 859 条の 2、第 859 条の 3、第 861 条第 2 項及び第 862 条の規定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第 851 条第 4 号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをすることに同意する」と読み替えるものとする。

(保佐人に代理権を付与する旨の審判)

第 876 条の 4 家庭裁判所は、第 11 条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

2 本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3 家庭裁判所は、第 1 項に規定する者の請求によって、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(保佐の事務及び保佐人の任務の終了等)

- 第 876 条の 5 保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。
- 2 第 644 条、第 859 条の 2、第 859 条の 3、第 861 条第 2 項、第 862 条及び第 863 条の規定は保佐の事務について、第 824 条ただし書の規定は保佐人が前条第 1 項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について準用する。
- 3 第 654 条、第 655 条、第 870 条、第 871 条及び第 873 条の規定は保佐人の任務が終了した場合について、第 832 条の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた債権について準用する。

(補助の開始)

- 第 876 条の 6 補助は、補助開始の審判によって開始する。

(補助人及び臨時補助人の選任等)

- 第 876 条の 7 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。
- 2 第 843 条第 2 項から第 4 項まで及び第 844 条から第 847 条までの規定は、補助人について準用する。
- 3 補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

(補助監督人)

- 第 876 条の 8 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができる。
- 2 第 644 条、第 654 条、第 655 条、第 843 条第 4 項、第 844 条、第 846 条、第 847 条、第 850 条、第 851 条、第 859 条の 2、第 859 条の 3、第 861 条第 2 項及び第 862 条の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第 851 条第 4 号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをすることに同意する」と読み替えるものとする。

(補助人に代理権を付与する旨の審判)

- 第 876 条の 9 家庭裁判所は、第 15 条第 1 項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によつて、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。
- 2 第 876 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の審判について準用する。

(補助の事務及び補助人の任務の終了等)

- 第 876 条の 10 第 644 条、第 859 条の 2、第 859 条の 3、第 861 条第 2 項、第 862 条、第 863 条及び第 876 条の 5 第 1 項の規定は補助の事務について、第 824 条ただし書の規定は補助人が前条第 1 項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。
- 2 第 654 条、第 655 条、第 870 条、第 871 条及び第 873 条の規定は補助人の任務が終了した場合について、第 832 条の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に関して生じた債権について準用する。

任意後見契約に関する法律
(平成十一年法律第百五十号)

目次

- 第一条 (趣旨)
 - 第二条 (定義)
 - 第三条 (任意後見契約の方式)
 - 第四条 (任意後見監督人の選任)
 - 第五条 (任意後見監督人の欠格事由)
 - 第六条 (本人の意思の尊重等)
 - 第七条 (任意後見監督人の職務等)
 - 第八条 (任意後見人の解任)
 - 第九条 (任意後見契約の解除)
 - 第十条 (後見、保佐及び補助との関係)
 - 第十一條 (任意後見人の代理権の消滅の対抗要件)
- 附 則
附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)

(趣旨)

第一条 この法律は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。
- 二 本人 任意後見契約の委任者をいう。
- 三 任意後見受任者 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。
- 四 任意後見人 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。

(任意後見契約の方式)

第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。

(任意後見監督人の選任)

第四条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 本人が未成年者であるとき。
 - 二 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。
 - 三 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。
 - イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百四十七条各号（第四号を除く。）に掲げる者
 - ロ 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
 - ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者
- 2 前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）を取り消さなければならない。
- 3 第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。
- 4 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。
- 5 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

(任意後見監督人の欠格事由)

第五条 任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない。

(本人の意思の尊重等)

第六条 任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務（以下「任意後見人の事務」という。）を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(任意後見監督人の職務等)

第七条 任意後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 任意後見人の事務を監督すること。
 - 二 任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告をすること。
 - 三 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること。
 - 四 任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること。
- 2 任意後見監督人は、いつでも、任意後見人に対し任意後見人の事務の報告を求め、又は任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができる。
 - 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、任意後見人の事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況の調査を命じ、その他任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができる。
 - 4 民法第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、任意後見監督人について準用する。

(任意後見人の解任)

第八条 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

(任意後見契約の解除)

第九条 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる。

- 2 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

(後見、保佐及び補助との関係)

第十条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等をすることができる。

- 2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。
- 3 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

(任意後見人の代理権の消滅の対抗要件)

第十一条 任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができない。

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

関係法令等抜粋	法律名	条文抜粋
日本国憲法	(個人の尊重と公共の福祉)	<p>第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>(平等原則、貴族制度の否認及び榮典の限界)</p> <p>第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p> <p>(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)</p> <p>第二十二条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p>
障害者権利条約	(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める國の義務)	<p>第十二条　</p> <p>1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。</p> <p>2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認めること。</p> <p>3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たつて必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置をとる。</p> <p>4 締約国は、法的能力の行使に開催する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従つて定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に開連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されることとなることを確保するものとし、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。</p> <p>5 締約国は、この条の規定に従うことをして、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。</p>

(自立した生活及び地域社会への包容)	第十九条　この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもつて地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包含され、及び参加することを容易にすることの効果のかつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。
(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。	(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
(b) 地域社会における生活及び地域社会への包含を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するため必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。	(b) 地域社会における生活及び地域社会への包含を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するため必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。
(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者のとの平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。	(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者のとの平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。
(地域社会における共生等)	第三条　第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
障害者基本法 (昭和45年法律 第84号)	<p>一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかに於ける機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。</p> <p>三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。</p>
(老人福祉の責務)	第四条　国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。
老人福祉法 (昭和38年法律 第133号)	<p>2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関する施設を講ずるに当たつては、その施設を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。</p> <p>3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たつては、老人の福祉が増進されるよう努めなければならない。</p>
(福祉の措置の実施者)	第五条の四　六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者

<p>年 4 月 1 日</p> <p>が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同一条第一号若しくは第二号又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している六十五歳以上の者については、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前ににおけるその六十五歳以上の者の所在地の市町村が行うものとする。</p> <p>2 市町村は、この法律の施行に關し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 老人の福祉に關し、必要な実情の把握に努めること。 二 老人の福祉に關し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。 <p>(審判の請求)</p> <p>第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るために必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。</p> <p>(後見等に係る体制の整備等)</p> <p>第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p> <p>(調査の嘱託及び報告の請求)</p> <p>第三十六条 市町村は、福祉の措置に關し必要があると認めるとときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。</p>	<p>自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帶の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に關して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(地域支援事業)</p> <p>第百十五条の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行ふものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となつた場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の開拓施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を行うための総合的な支援を行う事業</p> <p>二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業</p> <p>(地域包括支援センター)</p> <p>第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るもの）及び第百十五条の四十五第五項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行ふことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。</p> <p>（中略）</p> <p>7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十九号）に定める民衆委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等などのことの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。</p>
---	---

<p>が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同一条第一号若しくは第二号又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している六十五歳以上の者については、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前ににおけるその六十五歳以上の者の所在地の市町村が行うものとする。</p> <p>2 市町村は、この法律の施行に關し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 老人の福祉に關し、必要な実情の把握に努めること。 二 老人の福祉に關し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付隨する業務を行うこと。 <p>(審判の請求)</p> <p>第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るために必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。</p> <p>(後見等に係る体制の整備等)</p> <p>第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p> <p>(調査の嘱託及び報告の請求)</p> <p>第三十六条 市町村は、福祉の措置に關し必要があると認めるとときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾患等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ</p> <p>介護保険法</p> <p>（平成9年法律 第123号）</p> <p>施行日：平成30</p>
--	---

	<p>8 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関する限り得た秘密を漏らしてはならない。（以下略）</p> <p>（会議）</p> <p>第二百十五条の四十八（第1項 略）</p> <p>2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むため必要な検討を行うものとする。</p> <p>3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めた場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 会議の事務に従事する者は、正當な理由がなく、会議の事務に開いて知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関する事項は、会議が定める。</p>	<p>（通報等を受けた場合の措置）</p> <p>第九条（第1～2項 略）</p> <p>2 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第五百三十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。</p>
	<p>（財産上の不當取引による被害の防止等）</p> <p>第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不當取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不當取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。</p> <p>2 市町村長は、財産上の不當取引の被害を受け、又は受けたおそれのある障害者については、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。</p>	<p>（通報等を受けた場合の措置）</p> <p>第九条（第1項 略）</p> <p>2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の二に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十二条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。</p>
	<p>（財産上の不當取引による被害の防止等）</p> <p>第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不當取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不當取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。</p> <p>2 市町村長は、財産上の不當取引の被害を受け、又は受けたおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。</p>	<p>（審判の請求）</p> <p>第四十四条 市町村長は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不當取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されないようにしなければならない。</p> <p>2 市町村長は、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。</p>

	<p>（成年後見制度の利用促進）</p> <p>第二十九条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不當取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようになればならない。</p>	<p>（通報等を受けた場合の措置）</p> <p>第九条（第1～2項 略）</p> <p>3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第五百三十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。</p>
	<p>（財産上の不當取引による被害の防止等）</p> <p>第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不當取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不當取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。</p> <p>2 市町村長は、財産上の不當取引の被害を受け、又は受けたおそれのある障害者については、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。</p>	<p>（通報等を受けた場合の措置）</p> <p>第九条（第1～2項 略）</p> <p>2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の二に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十二条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。</p>

	<p>(後見等を行う者の推薦等)</p> <p>第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るために規定する措置の実施に関する助言その他の援助を行いうように努めなければならない。</p> <p>(診察及び保護の申請)</p> <p>第二十二条 精神障害者又はその疑いのある者を知つた者は、誰でも、その者について指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をするには、次の事項を記載した申請書を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び生年月日 二 本人の現在場所、居住地、氏名、性別及び生年月日 三 症状の概要 四 現に本人の保護の任に当たっている者がいるときはその者の住所及び氏名</p> <p>(審判の請求)</p> <p>施行日：令和元年6月1日</p> <p>第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るために必要があると認めるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条规定第一項、第八百七十六条规定第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。</p> <p>(後見等を行う者の推薦等)</p> <p>第五十一条の十一の三 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るために規定する措置の実施に関する助言その他の援助を行いうように努めなければならない。</p>
--	---

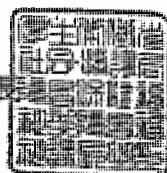
	<p>施行日：平成28年4月1日</p> <p>(非司法書士等の取扱い)</p> <p>第七十三条 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。</p> <p>2 協会は、その法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>2 協会は、その業務の範囲を超えて、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。</p> <p>3 司法書士でない者は、司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。</p> <p>4 司法書士法人でない者は、司法書士法人又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。</p> <p>5 協会でない者は、公共嘱託登記司法書士協会又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。</p> <p>(手続費用の負担)</p> <p>第二十八条</p> <p>1 手続費用（家事審判に関する手続の費用（以下「審判費用」という。）及び家事調停に関する手続の費用（以下「調停費用」という。）をいう。以下同じ。）は、各自の負担とする。</p> <p>2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び利害関係参加人（第四十二条第七項に規定する利害関係参加人をいう。第1号において同じ。）がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であつて次に掲げるものに負担させることができる。</p> <p>① 当事者又は利害関係参加人 ② 前号に掲げる者以外の審判を受ける者となるべき者 ③ 前号に掲げる者に準ずる者であつて、その裁判により直接に利益を受けるもの</p> <p>3 前二項の規定によれば検察官が負担すべき手続費用は、国庫の負担とする。</p>
--	--

	<p>(弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)</p> <p>第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非讼事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般</p>
--	---

障障発第0729001号
障精発第0729001号
老計発第0729001号
平成17年7月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課



社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長



老 健 局 計 画 課



「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第

21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)において、市町村長は高齢者等の4親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続を例示として示してきたところである。

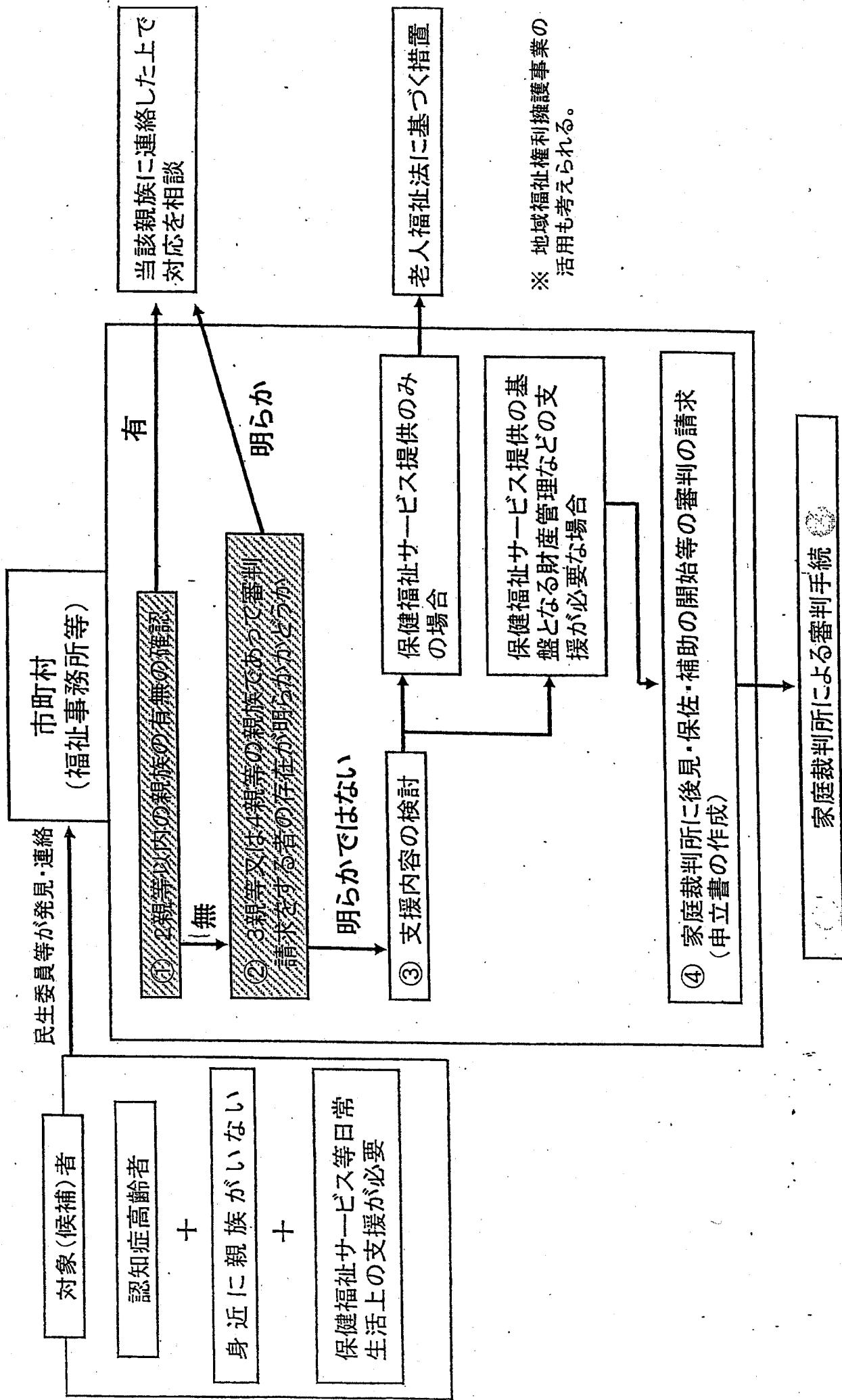
しかしながら、4親等以内の親族の有無確認作業が極めて繁雑であることも要因となって、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続の例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添1及び別添2を別紙のとおり改めたので、御了知の上、管内市町村に周知を図られたい。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

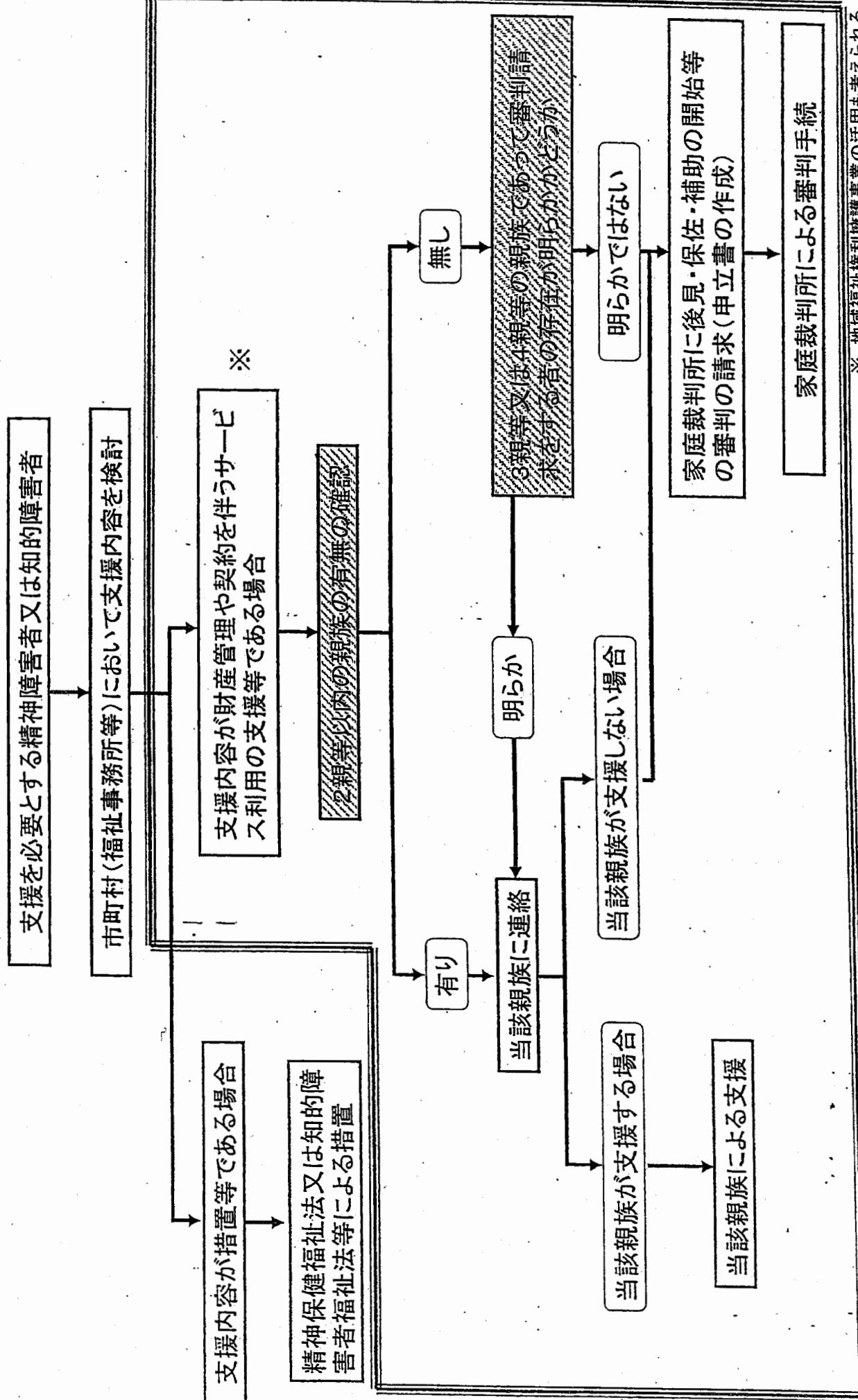
記

- 1 市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。
- 2 1の結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者)



(別添2) 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(精神障害者・知的障害者)



※ 地域福祉権利擁護事業の活用も考えられる。

事務連絡
平成17年7月29日

都道府県
各 指定都市 老人福祉担当課（室）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」の一部改正について

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村申立てを行う際の手続の例示を示してきたところですが、今般、この手続の例示を見直すことに伴い、標記Q&AのQ2及びQ4を別紙のとおり改めましたので、ご参考までに送付いたします。

Q2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るために必要があると認めること」とは、本人に2親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第31号)を参考にしていただきたい。

Q4 本人に2親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか

Q2のとおり、2親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて

(平成12年7月3日 事務連絡)

都道府県
各指定部老人福祉担当課(室)長あて 厚生労働省老健局計画課長
中核市

(注記) 平成17年7月29日 事務連絡改定

老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等（以下「法定後見の開始の審判等」という。）の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aを別紙のとおり作成いたしましたので、ご参考までに送付いたします。

なお、本件については、法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

(別紙)

Q1 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、外縁となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において、市町村長による法定後見の開始の審判等の請求権を認めた極旨は、身寄りのない認知症高齢者など、親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支障を目的としたものである。

高齢者福祉サービスについては、介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが、高齢者の実態等、「老人の福祉に關し必要な実情の把握」については、引き継ぎ住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており（老人福祉法第5条の4第2項第1号）、高齢者の実態を最もよく把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

(参考) 法定後見の開始の審判等の請求に当たって、本人が任意後見契約を締結しているか否か等について調査することは、市町村長の職務上必要な場合に当たるので、後見登記等に関する法律第10条第5項に記載の登記事項証明書の交付を無料で請求することができる。

Q2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とは、本人に2親等内の親族がない又はこれらの親族があつても音信不通の状況にある場合であつて審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行おうことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理

など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律による老人福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け厚生省令第21号、老計第31号）を参考にしていただきたい。

Q3 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、後見、保佐又は補助の3種類のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行いう場合には、本人のためにいざれの新型の請求（申立て）を行うべきかについては、民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しようる者からの情報に基づいて市町村民が判断することになる。

なお、申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において、本人の精神の状況の安定結果等に基づき、当初の中立の趣旨を他の原型に変更する必要が生じる場合がある。

Q4 本人に2親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Q2のとおり、2親等内の親族があつても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを見送ることができる場合であつて、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2親等内の親族があることのみをもつて一律に市町村民の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手段について整理する必要があることに留意されたい。

Q5 法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行つた場合の費用については、市町村長が負担しなければならないのか。

市町村長が請求を行つた場合における法定後見の手続費用に関しては、原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」（非讼事件手続法第28条）がある場合には、家庭裁判所は、申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされている。この「特別の事情」とは、一般的には、費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には、申立人自身の利益のためではなく、地域住民の福祉の観点から、地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立手続を行うのであるから、家庭裁判所は、「特別の事情」がある場合に該当するとして、「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命ずることができるものと考えられる。（具体的にどのような事業で費用の負担を命ずるかは、当該事件の家庭裁判官の裁量に委ねられている。）

したがつて、市町村長は、家庭裁判所に対し、非讼事件手続法第28条の命令に関する権限の発動を促す申立てを行い、家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には、費

用負担命令を発することになると考えられる。

また、申立段階における手続費用の予測については、申立人である市町村長の事務であるが、上記の費用負担命令がされた場合には、その効果として、市町村長は、予約した手続費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し、当該費用を求償することになる。(なお、別添（成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について）の1を参照されたい。)

(参考) 家事裁判法第7条、非監事件手続法第26条、第28条

Q6 「成年後見制度利用支援事業」のうち、成年後見制度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされているが、国庫補助の対象として具体的にはどのようなものを想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については、各市町村ごとに地政の実情に応じて判断し、参考単価を基に単価を設定すべきものであるが、一般的には以下のよう範囲及び単価設定が想定される。

なお、助成の考え方については、別添を参照されたい。

(単価設定例)

- 中立てに要する経費としては、
 - ・中立手数料 1件につき600円
 - ・登記手数料 4,000円
 - ・鑑定費用 5～10万円程度
 - ・その他 郵便切手、添付書類に要する経費の実費

○ 中立てに要する経費としては、本事業は、あくまで介護サービスの利用を支援するものであることから、こうした趣旨を踏まえ、参考単価（住宅で28,000円、施設で18,000円）を上限と考え、介護サービスの利用にかかる身上監護や金銭管理等に要する経費部分について、適切な単価設定を図られたいた。

(別添)

1 中立てに要する経費（申立て手数料、登記手数料、鑑定費用等）について

- (1) 市町村は、家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の中立てに先立ち、申立ての対象となる者の所得状況等を査察しつつ、当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には、当該経費について市町村として立て替え払いを行うこと及びその額について決定する。
(2) 市町村長は、審判の申立てに際し、申立ての対象者に關し成年後見制度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。また、市町村長は、申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考える場合には、審判の申立てと同時に、手続費用の負担を命ずる裁判（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際、市町村長として把握している対象者の所得状況等について、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。
(3) 家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて、市町村は、その費用負担額について決定

する。費用負担命令がされなかつた場合には経費の全部が、経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその複数が、審判の申立てである市町村の負担額となり、市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。

* 上記の手続きにおいては、市町村長が審判の申立てを行ひ際に手続費用を予約する嵌いとされているため、実際の金銭の流れとしては、家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において、関係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村はが当該関係人に対して支給するという形をとることとなる。

2 成年後見人等の報酬に係る経費について

- (1) 成年後見人等の報酬について、成年後見制度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には、市町村は、家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をするとともに、成年後見人等と連絡をとり、報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。
- (2) 家庭裁判所は、成年後見人等の中立てにより、成年後見人等の状況を確認した上で、申立ての対象者の財産の中から成年後見人等に与える報酬額について説明をする。
- (3) 市町村は、成年後見人等から上記(1)の連絡を受けた上で、その時点での対象者の所得状況等を踏ましつつ、家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には、助成額を決定し、成年後見人等とも連絡を取った上で、対象者の銀行口座等に振り込む等の措置となる。その後、助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。

3 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動経費について

- (1) 「成年後見制度利用支援事業」は、介護保険制度の観点から、「成年後見制度」が今後さらに重要な役割を果たすことを踏まえ、その利用促進を図ることを目的とするものである。
(2) そのような目的にかんがみ、上記1及び2に係る助成の他、広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり、この国庫補助を活用した上で、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布、高齢者やその家族に対する説明会、相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。

事務連絡
平成20年3月28日

各都道府県 障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することや費用負担が困難なことは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

1 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大
成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

改正（Ⅰ） 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者
（Ⅱ） 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者

（Ⅲ） 後見人の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
改正であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

2 市町村長による後見等の開始の審判請求

- (1) 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始が期待できない事業者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることをお願いしたい。
(2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障発第0729001号、障発第0729001号、老計発第0729001号通知「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることをから、市町村長申立てが十分に活用されてこなかつたことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことがあります。

3 障害者の権利擁護のための体制整備

- 障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。
また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
相談支援係 大城、佐々木
TEL:03-5253-1111 (内線3149)
FAX:03-3591-8914
E-mail:sasaki-takayuki@nhlw.go.jp

事務連絡
平成20年10月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老癡0609001号）」により実施されているところで
すが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報
提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

問 成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

(回答)
成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【事業例】

- ① 申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
 - ・登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
- ② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
 - (1) パンフレットの作成・配布
 - ・印刷製本費、役務費、委託料等
- (2) 説明会・相談会の開催
 - ・諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かして多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。

厚生労働省老健局計画課
予算係長 前田（3924）
予算係 田本（3925）
代表：03-5253-1111

事務連絡

平成24年3月27日

都道府県 指定都市
各 市民後見担当（部）局 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

2. 培成研修の実施について

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し、実施する必要があります。また、養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要です。

別添の「市民後見人養成のための基本カリキュラム」は、平成23年度老人保健健康増進等事業により厚生労働省、法務省、最高裁判所がオブザーバーとして参加した「介護と運動する市民後見研究会」（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）において策定されたものであるので、市町村が研修カリキュラムを作成する際に活用してください。

なお、前記の研修カリキュラム等が記載された「市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告」が地域ケア政策ネットワークのホームページに掲載されますので参考にしてください。

市民後見人の育成及び活用に向けた取組について

日頃より、成年後見制度をはじめとした高齢者の権利擁護の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記については、昨年6月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うことが規定（老人福祉法第32条の2第1項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に向けし助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第2項）され、本年4月1日に施行されます。

つきましては、都道府県においては同法の趣旨を踏まえ、市民後見人の育成及び活用に向け、下記の内容を参考に取り組むよう管内市町村に周知いただくとともに、市町村の取組に対する支援等をお願いいたします。

なお、本文書については最高裁判所家庭局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 市町村の取組体制について

市民後見人の育成及び活用については、市町村が主体となり、地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下「専門職」という。）の団体等と連携を図り、協議を行うなど、その地域に合った取組を行うことが重要です。

また、都道府県が市町村の取組について、助言や必要な援助を行うなどの支援も必要です。市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けた場合には、その活動を支援することが重要です。市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、NPO法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）（以下「成年後見センター」という。）の設置を検討することも必要です。

こうした場合においても、実施主体は市町村であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等を実施することが重要です。

3. 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、選考委員会等（市町村職員及び専門職等で構成）を設置するなどして、被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することが重要です。

また、推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とすることが重要です。

4. その他必要な措置

（1）養成研修修了者の名簿等への登録

養成研修修了者に対して、面接等を行い、後見等の業務を適正に行うことなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿等に登録する必要があります。

なお、登録の適否を検討するため、選考委員会等を活用することも必要です。

（2）市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に適切に対応するためには専門職等による支援は不可欠ですが、こうした専門的な分野のみでなく、日常的な後見事務等についても相談できる体制を作ることも必要です。

なお、相談・支援を行なう際には、被後見人のプライバシーにも十分留意する必要があり

5. 「市民後見推進事業」について

「市民後見推進事業」については、平成24年度予算案において実施か所数を40か所に倍増しているので、管内市町村に対し事業の積極的な活用について、周知をお願いします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
電話：03-5253-1111（内線3871、3966）
直通：03-3595-2168（夜間）

事務連絡
平成28年4月26日

各都道府県認知症施策担当課（室）御中

厚生労働省老健局総務課
認知症施策推進室

成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の活用の推進について

平素より、認知症施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

認知症の人の権利擁護については、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、市民後見人のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等を通じて、市民後見人の活動を推進するための体制整備等を行っています。

これまで各都道府県・市町村におかれましては、地域医療介護総合確保基金の権利擁護人材育成事業等を活用の上、市民後見人の育成等を進めていただいたところではあります。また、さらには、家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置するなど、市民後見人の育成及び活用の促進を図ることを目的として、新たに「市民後見人育成・活用推進事業」を実施することとしております。

各都道府県におかれましては、本事業の趣旨を理解いただき、地域において市民後見人の育成等認知症の人の権利擁護に関する取組が一層促進されるよう、積極的な実施の検討をお願いいたします。

なお、本事業の実施に当たっては、別添のとおり、4月26日付で最高裁判所事務総局家庭局第二課長事務連絡「市民後見人の育成等に関する厚生労働省の取組状況について」が発出されており、高等裁判所や家庭裁判所に対し、協議会等の出席依頼があつた場合は、業務に支障のない限り積極的に対応いただくよう依頼いただいております。

協議会を通じて、司法側がどのような視点で後見人等を選任していくかを行政や関係機関が共有することで、効果的な市民後見人の育成に資することになると考えられます。そこで、積極的な連携をお願いいたします。

市民後見人の育成等に関する厚生労働省の取組状況について

（事務連絡）

この度、厚生労働省から、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進するため、平成28年度において、家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図ることを目的とした「市民後見人育成・活用推進事業」を実施することとした旨の連絡がありましたのでお知らせします。

既に市民後見人の育成等に取り組んでいる地方自治体等もあるものと承知しておりますが、上記事業の実施により、単独で市民後見人の育成等に取り組むことが困難であった地方自治体等においても、今後、近隣の市町村及び関係機関と連携することにより、市民後見人の育成等の取組が進められるものと考えられます。

従前から、成年後見制度に関して家庭裁判所が関係機関と適切に連携することの重要性に鑑み、各家庭裁判所に対し、地方自治体や社会福祉協議会等から講師派遣や協議会への出席依頼等があつた場合には、地方自治体等との相互理解を深めたためにも、府の実情に応じて対応していただくようお願いしているところですが、今後、上記事業の開始を受け、各家庭裁判所が広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会への出席依頼等を受けることも予想されます。このような依頼があつた場合についても、市民後見人の育成及び活用の促進が、家庭裁判所における後見人等候補者の確保や専門職候補者の的確な選任に密接に関係する取組であることを踏ま

え、支障のない限り積極的に対応していただきますよう改めてお願ひします。

なお、先般開催された「市民後見推進自治体研修会」において、当局から、研修会に参加した地方自治体等の担当者に対し、市民後見人の育成及び活用を促進するに当たっては、地方自治体等と家庭裁判所が意見交換等を通じて相互理解を深めることが重要である一方で、裁判所の中立公平性の観点から、意見交換等を行うための協議会の性格や意見交換事項については御配慮いただき必要がある旨を説明しました。各家庭裁判所においては、地方自治体等と意見交換等を行う際には、これらの点を踏まえ適切に対応していただきますようお願ひします。

障発 0331 第 15 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の附則第 3 条においては、法施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられています。

これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会では、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、平成 27 年 12 月に今後の取組について報告書を取りまとめ、同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれたところです。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者及び指定相談支援事業者に対して周知いたしますとともに、研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

I. はじめに

1. ガイドライン策定の背景

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附則第3条においては、法施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられている。

社会保障審議会障害者部会では、平成27年4月から見直しに向けた検討を行い、平成27年12月に今後の取組について報告書を取りまとめた。

同報告書では、障害者の意思決定支援の今後の取組について以下の記載が盛り込まれており、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、これらの内容を踏まえて作成されたものである。

※ 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日社会保障審議会障害者部会報告書）より抜粋

5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

（2）今後の取組

（基本的な考え方）

- 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、以下のような取組を進めるべきである。

（意思決定支援ガイドライン）

- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要がある。

（障害福祉サービスにおける意思決定支援）

- また、障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべきである。

2. ガイドラインの趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第1条の2（基本理念）においては、障害者本人（以下「本人」という。）が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する（第42条、第51条の22）など、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

また、障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている（第23条）。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところである。しかし、自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されていない。ガイドラインは、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものである。

ガイドラインは、事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、本人、事業者、家族や成年後見人等（保佐人及び補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。）の他に、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアソーター等の障害当事者による支援者、本人の知人等の関係者、関係機関等（以下「関係者等」という。）、障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

障害者の意思決定支援については、それぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、各事業者の実情や個々の障害者の態様に応じて不斷に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めなければならない。

また、事業者の意思決定支援に関する取組の蓄積を踏まえ、ガイドラインの内容も見直していくことが必要である。

II. 総論

1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

障害者の意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

(1) 本人の判断能力

本人の障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。

例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域生活への移行等住まいの場の選択については意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

(2) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まい

の場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができているかどうかが影響することが考えられる。また、意思決定の場面に立ち会う家族等の関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用の選択については、体験利用を活用し経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響されることが考えられる。

3. 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の基本的原則を次のように整理する。

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

また、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外出がしたい等の場合が考えられる。

それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影

響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をすることができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。

リスク管理のためには、事業所全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、リスク管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して制約的になり過ぎないよう注意することが必要である。

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人好みの食事をすることができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがある。

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。

また、本人の生命または身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法

が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

5. 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることができることから、そのためには、本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアソポーター（専門相談支援センター）の相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることができることから、そのためには、本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアソポーター（専門相談支援センター）の相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。

III. 各論

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を行うこととなる。

（1）意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話を聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

（2）意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

また、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」とい

う。）においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

（3）意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っていても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選びようがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

（4）モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握とともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。

意思決定支援は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成されるいわゆるP D C Aサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要だと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こうること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういうふた、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。

また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

そのためには、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修（OJT）、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることができるものである。

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう取り組みを進めることが求められる。

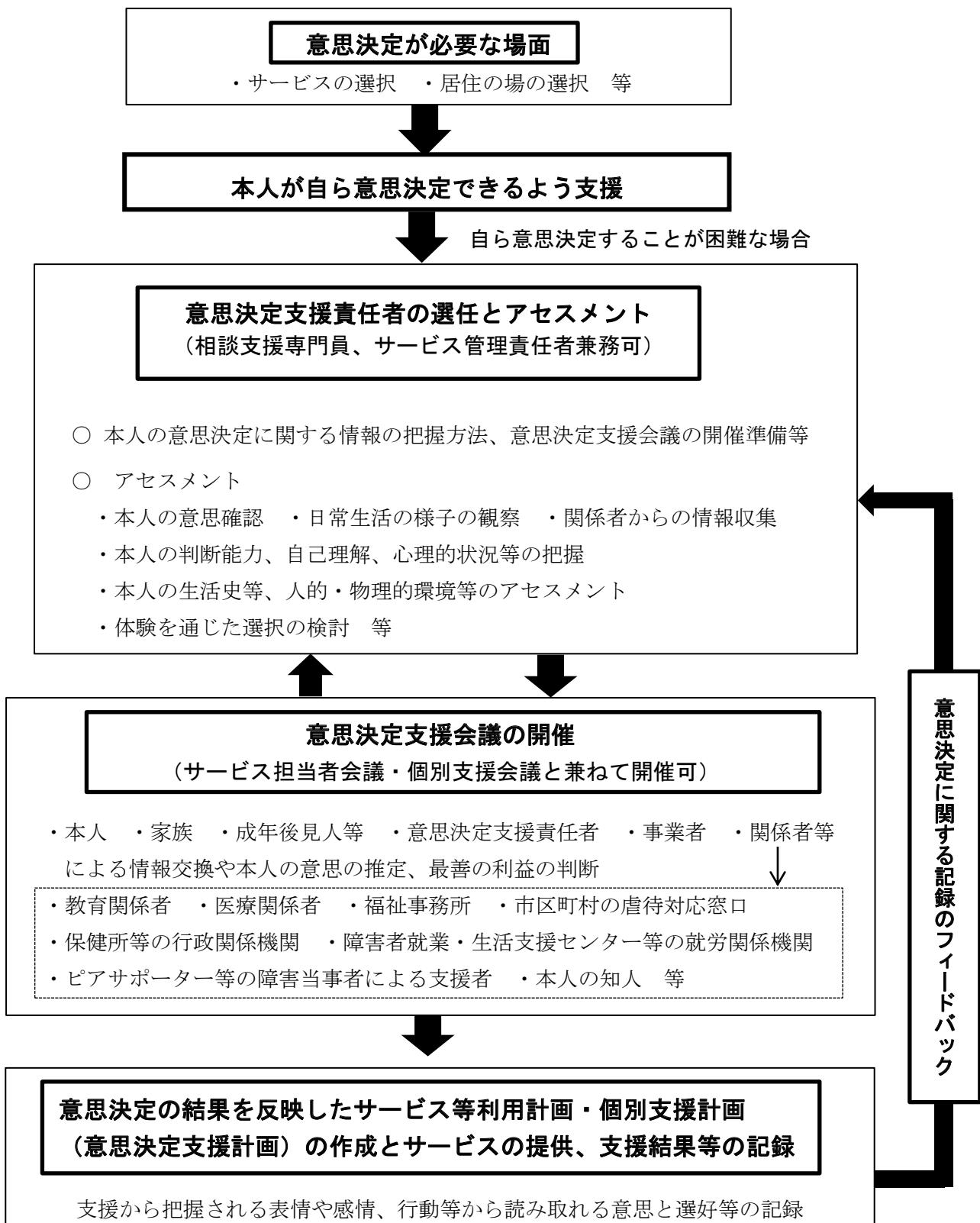
6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定めた上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じて

いるところである。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。

意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

(図1) 意思決定支援の流れ



IV. 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しいAさんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、Aさんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、Aさんの日中活動を決めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、Aさんと家族、Aさんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、Aさんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者にAさんの日頃の様子から読み取ることができる意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。Aさんは、家族や顔見知りの人がいるため、安心しているように感じられた。家族からは、Aさんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることにも付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、Aさんは友だちと関わることが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、Aさんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が険しくなったり、イライラした感じになったりしてしまうことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずはAさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知つてもうため、Aさんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、そうした日中活動の中でのAさんの表情に注目し、Aさんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから3ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理

責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送っているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作つて食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作つて食べたりする場面がなかったため、施設の環境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないか、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりはできるが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみて、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行つたり、カップラーメンを作つたり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性Cさんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある32才の息子Dさんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、Cさんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。Cさんは、数年前に交通事故に遭つてから家事が難しくなり、Dさんが買い物や掃除、洗濯、調理を行つていた。ところが、1年前にDさんが家出をしてから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起こるようになり、医療保護入院となつた。家出していたDさんは、Cさんが入院した後、自宅に戻ってきた。Dさんの家出の原因是、病状が不安定なCさんの面倒をみるために疲れてしまったためであったが、Cさんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

Cさんは、入院して3か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。

病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員¹」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、Cさんは黙り込んでしまうだけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、委託相談支援事業所に参加してもらうことにした。

委託相談支援事業所の相談員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子のDさんであった。Cさんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員とDさんによれば、Cさんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦労をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあったが、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中止や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中のCさんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、Cさんが「もう自宅へは帰れない」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみることになった。

自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話を聴いた。Cさんは、家事全般をしてくれていたDさんが家出をしたことはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見てくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りたい気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないため生活できないと考えていたこと、引っ越しすとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やアパート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それにできる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

¹ 精神保健福祉法では、病院は個々の医療保護入院者が早期に退院できるよう支援するための取組において中心的役割を果たす退院後生活環境相談員を選任することが義務づけられています。退院後生活環境相談員になれるのは、精神保健福祉士、保健師等であって、精神障害者に関する業務の経験がある方、もしくは上記職種以外であって厚生労働大臣が定める研修を修了した方です。

意思決定支援のためのアセスメント表

(参考) Aさんの意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？</p> <p><これまでの生活史></p>	<p>○Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障害があることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしかていました。穏やかで入なごい性格であったAさんは特に祖母にかわいがられて育ちました。祖母が得意であった饅頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に近所に配つて歩いていました。そのときに人から喜んでもらえるとAさんもとてもうれしそうな表情を見せていたそうです。</p> <p>○学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わることが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの人で行動に集まつたり、運動会などで大きな音がする場面などでは少ししいらする様子が見られました。</p> <p>○言葉では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組む姿や、豊かな表情で周囲に気持ちを伝えることができました。</p> <p>○休日は家族と一緒に出かけたこともありますたが、お父さんとお母さんが自営業をされていてこどもあり、Aさんのお出かけをしたいという気持ちに応えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーと出かけるようになりました。</p> <p>○特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。</p>
<p><関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報></p> <p>(家族)</p> <p>○Aさんは、祖母にかわいがられて育った。</p> <p>○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。</p> <p>○饅頭を近所に配ることについて行き、人から喜ばれるところだった。</p> <p>(学校の教員)</p> <p>○友だちと関わることは好きだった。</p> <p>○静かな音楽を好んで聴いていた。</p> <p>○紙に絵の具で色を塗ることには好きで、集中して取り組んでいた。</p> <p>○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。</p> <p>(移動支援ヘルパー)</p> <p>○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしていた。</p> <p>○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が険くなったりライライした感じになってしまう。</p>	<p><手がかりとなる情報から推定される本人意思></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かわいがってくれる祖母のよう人が好きなようだ。 ・祖母のよう人と一緒に饅頭などをつくることが好きなようだ。 ・作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしいようだ。 ・友だちと関わることは好きなようだ。 ・静かな音楽を好むようだ。 ・紙に絵の具を塗るなど、創造的な活動は好きなようだ。 ・ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてしまうようだ。 ・森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くようだ。 ・人混みなど雑音が多い場所は、イライラして苦手なようだ。
<p><意思決定支援会議のまとめ></p>	<p>○Aさんは、祖母にかわいがられて育った。</p> <p>○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。</p> <p>○饅頭を近所に配ることについて行き、人から喜ばれるところだった。</p> <p>○友だちと関わることは好きだった。</p> <p>○静かな音楽を好んで聴いていた。</p> <p>○紙に絵の具で色を塗ることには好きで、集中して取り組んでいた。</p> <p>○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。</p> <p>○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしていた。</p> <p>○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が険くなったりライライした感じになってしまう。</p>

(参考) 意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者名	A	作成年月日	年 月
------	---	-------	-----

本人(家族)の希望	お菓子などを作りたいり、静かな音楽を聴いたり、静かな場所で過ごすことが好き、騒がしい場所は嫌い
長期目標(内容、期間等)	Aさんが日中活動をもっと楽しめたり、新たな楽しみを見つける。(6ヶ月)
短期目標(内容、期間等)	Aさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所になる(3ヶ月)

□支援目標及び支援計画等

推定される本人の意思	支援内容	具体的な取組 (内容・留意点等)	支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先順位
かわいいがっくれる祖母のよ うな人と一緒に體頭などをつく ることが好き。 作つた體頭などを配り、人から 喜ばれることがうれしい。	Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りの活動 に参加する。 ・本人が作業に取り組みやすいように行程や補助 具などに工夫する。 ・必要に応じて指示や介助を行う ・騒がしくならないように配慮する	・Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りの活動 に参加する。 ・本人が作業に取り組みやすいように行程や補助 具などに工夫する。 ・必要に応じて指示や介助を行う ・騒がしくならないように配慮する	月・水・金 AM活動時・3ヶ月	Cグループ 調理活動担当D	-
静かな音楽を聞いたり、紙に 絵の具を塗るなど、創作的な 活動が好き。	静かな音楽が流れる部屋で、 紙に絵の具を塗るなど、創作 活動を行つ。	・紙に絵の具を塗りやすいように、素材や道具を 工夫する ・部屋に鈴かな音楽を流す ・絵の具以外の創作活動も試してみる	火・木 AM活動時・3ヶ月	Cグループ 創作活動担当E	-
友だちと一緒に、鳥のさえずり を聞く。森の中を散歩して、鳥のさえ ずりを聞く。	友だちと一緒に、鳥のさえずり を聞く。森の中を散歩する ・一緒に散歩が楽しめる友だちをみつける。	・事業所近くの森林公園内を散歩する ・一緒に散歩が楽しめる友だちをみつける。	月・水・金 PM活動時・3ヶ月	Cグループ 散歩活動担当F	-

□支援開始後の見直しのための観点

意思決定支援が必要な項目	目的	内容	意思決定支援会議参加者	サービス提供機関(提供者・担当者等)
活動がAさんの意思を反映し ているか、検討するとともに、 支援開始後の様子から、Aさ んの意思について新たに気づ いたことがないか情報を共有 する。	意思決定支援会議を開き、生 活介護利用後のAさんの様子 について関係者で情報交換 し、共有するとともに、Aさん の意思に基づき、意思決定支援計画・個 別支援計画を見直す。	・生活介護事業所や自宅、移動支援事業利用中 等におけるAさんの様子を記録に基づき共有す る。 ・共有した情報に基づき、意思決定支援計画・個 別支援計画を見直す。	・Aさんご家族 ・生活介護事業所Cグループ担当者 ・相談支援事業員 ・移動支援事業所 ・意思決定支援責任者(サービス管理責 任者)	Cグループ 各活動担当者 サービス管理責任者

平成 年 月 日 利用者名 A 印 サービス管理責任者(意思決定支援責任者) B 印

意思決定支援のためのアセスメント表

(参考) Bさんの意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Bさんがこれからどのような場所でどのような生活をしていきたいのか？</p>	<p><これまでの生活史></p> <p>Bさんは会社員のお父さん（当時35歳）と専業主婦のお母さん（当時30歳）との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通つて、言葉を出やすくすること、自閉症であること、自閉症で知ることができるようになりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の学校でも次にすることが増えていました。その後、小学校になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校になりました。そのため、次に何をするかが少しづつ減つてきました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわからりやすいように着てくれるので、間違えないように着ることができます。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きかなカップラーメンは自分で湯を沸かして作ることもありました。休みの日はお父さんがドライブに行つてくれたり、デパートに買い物に行つたりしました。でも大きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあります。ドライブもいつも同じコースでないと不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子を買うのが楽しみでした。Bさんが18歳になつた時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが動かなくなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんとかBさんと一緒に暮らせるようになりますが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話をまでできませんでした。Bさんは入所施設を利用することになりました。</p>
<p><関係者からの情報></p> <p>○日常的なスケジュールが変わると落ち書きがなく不安そうにしていた。（家族）</p>	<p><意思決定支援会議のまとめ></p> <p><推定される本人意思></p> <p>○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないか。</p>
<p>○自宅では自分で湯を沸かしてカップラーメンを作つて食べる事がある。（家族）</p> <p>○施設では自分で湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。（入所施設職員）</p>	<p>○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしをしたいのではないか。</p> <p>○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのようなら暮らしがあるか知らないので決められないのではないか。</p>

(参考) Bさんの意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C		
障害福祉サービス受給者証番号	○○○○○○○○○○	利用者負担上限額	0	計画作成担当者 意思決定支援責任者	D		
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号					
計画作成日	○年○月○日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B		
懶れて落ち着いた今の施設での生活の様を変えることで、落ち着きがなく不安定になつてしまふかも知れないで、自分の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできるので、経験したことがないグループホームの生活と比べて選ぶにことができるのではないか。							
□意思決定支援内容							
	意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)		
1	今の施設での生活を変えることで、落ち着きがなく不安定になつてしまふかもしれないで、自分の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、カードや写真カードを見て選ぶにことができる	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている繊カーボードやスケジュールをグループホームでも使い、混雑しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用終了後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	①グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その後、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の様どしどちらが良いか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員、グループホーム関係者、施設関係者			
□サービス等利用内容							
優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	計画 時期	その他留意事項
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その後、今の施設での生活と比べてどちらが良いか	体験利用をして、グループホームの生活を経験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することができる事をしながら、より自由を広げた生活をじたいとする。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム〇〇 (担当者名・電話)	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その後、今の施設での生活と比べてどちらが良いか	1ヶ月後 生活の中で本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活の場への希望を確認する。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。
2							
3							

認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン

厚 生 労 働 省

平成30年6月

目 次

I はじめに	1
1 ガイドライン策定の背景	
2 ガイドラインの趣旨	
II 基本的考え方	2
1 誰の意思決定支援のためのガイドラインか	
2 誰による意思決定支援のガイドラインか	
3 意思決定支援とは何か（支援の定義）	
III 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則	3
1 本人の意思の尊重	
2 本人の意思決定能力への配慮	
3 チームによる早期からの継続的支援	
IV 意思決定支援のプロセス	6
1 意思決定支援の人的・物的環境の整備	
(1) 意思決定支援者の態度	
(2) 意思決定支援者との信頼関係と立ち会う人との関係性への配慮	
(3) 意思決定支援と環境	
2 適切な意思決定プロセスの確保	
(1) 本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）	
(2) 本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）	
(3) 本人が意思を実現することの支援（意思実現支援）	
3 意思決定支援プロセスにおける家族	
(1) 家族も本人の意思決定支援者であること	
(2) 家族への支援	
4 日常生活や社会生活における意思決定支援	
5 意思決定支援チームと会議（話し合い）	
V 認知症への理解とガイドラインの普及と改訂	13
VI 事例に基づく意思決定支援のポイント	14

I はじめに

1 ガイドライン策定の背景

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律を受け設置された成年後見制度利用促進委員会において、「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」と指摘があり、成年後見制度利用促進委員会の議論を経て作成された成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされた。
- これを受け、認知症の人の意思決定支援に関する指針策定のため平成 27 年度、平成 28 年度に実施した意思決定に関する研究（脚注 i）を参考に、平成 29 年度の老人保健健康増進等事業において、認知症の人の意思決定支援に関する検討を行い、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を策定した。
- 本ガイドラインは、日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、認知症の人の意思決定に関わる人が、認知症の人の意思をできるかぎり丁寧にくみ取るために、認知症の人の意思決定を支援する標準的なプロセスや留意点を記載したものである。（脚注 ii）

2 ガイドラインの趣旨

- 普段から、我々一人一人が自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことが重要であることは誰もが認識するところであるが、このことは、認知症の人についても同様である。
- 本ガイドラインは、認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すものである。

〈脚注 i〉 老人保健健康増進等事業としての、平成 27 年度「認知症の行動・心理症状（BPSD）等に対し認知症の人の意思決定能力や責任能力を踏まえた対応のあり方に関する調査研究事業」と、平成 28 年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」を指す。

〈脚注 ii〉 本ガイドラインは、委員会・ワーキング委員会の委員、さらに委員の所属されている組織、認知症当事者の方などからのご意見とともに、国内施設の訪問調査、意思決定支援について知見を有する専門家などからの聞き取り、文献調査の結果のほか、イギリスの 2005 年意思決定能力法（The Mental Capacity Act 2005）、「障害者の権利、意思及び選好を尊重する」と定めた障害者の権利に関する条約（2014 年 2 月 19 日批准）、障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン（平成 29 年 3 月 31 日・厚生労働省）等を参考にしている。また、医療等の分野では、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（平成 19 年 5 月・改訂平成 30 年 3 月・厚生労働省）がある。

II 基本的考え方

1 誰の意思決定支援のためのガイドラインか

- 認知症の人（認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。以下、「認知症の人」ないし「本人」という）を支援するガイドラインである。

2 誰による意思決定支援のガイドラインか

- 特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関する全ての人（以下、「意思決定支援者」という）による意思決定支援を行う際のガイドラインである。
- その多くはケアを提供する専門職種や行政職員等であるが、これだけにとどまらず、家族、成年後見人（脚注iii）、地域近隣において見守り活動を行う人、本人と接し本人をよく知る人などが考えられる。
- ケアを提供する専門職種や行政職員の例として、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、ケアマネジャー、認知症地域支援推進員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、民生委員や医療機関、訪問看護ステーション、包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、市町村などの職員などが考えられる。

3 意思決定支援とは何か（支援の定義）

- 認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援をいう。（脚注iv）
- 本ガイドラインでいう意思決定支援とは、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。（脚注v）

〈脚注iii〉 ここにいう成年後見人には、法定後見人と任意後見人が含まれ、前者には、補助人や保佐人も含む。

〈脚注iv〉 本ガイドラインは、認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意思決定能力が欠けている場合の、いわゆる「代理代行決定」のルールを示すものではない。今後、本ガイドラインによって認知症の人の意思決定を支援してもなお生ずる問題については、別途検討されるべきで、この点は本ガイドラインの限界と位置付けられる。

本ガイドラインは、本人の意思決定支援のプロセスは、代理代行決定のプロセスとは異なるということを中心的な考え方として採用している。

〈脚注v〉 本人が意思を形成することの支援を意思形成支援、本人が意思を表明することの支援を意思表明支援、本人が意思を実現するための支援を意思実現支援と呼ぶこともできる。

III 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則

1 本人の意思の尊重

- 意思決定支援者は、認知症の人が、一見すると意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要である。
- 本人への支援は、本人の意思の尊重、つまり、自己決定の尊重に基づき行う。したがって、自己決定に必要な情報を、認知症の人が有する認知能力に応じて、理解できるように説明しなければならない。
- 意思決定支援は、本人の意思（意向・選好あるいは好み）（脚注vi）の内容を支援者の視点で評価し、支援すべきだと判断した場合にだけ支援するのではなく、まずは、本人の表明した意思・選好、あるいは、その確認が難しい場合には推定意思・選好（脚注vii）を確認し、それを尊重することから始まる。
- 認知症の人は、言語による意思表示が上手くできないことが多く想定されることから、意思決定支援者は、認知症の人の身振り手振り、表情の変化も意思表示として読み取る努力を最大限に行なうことが求められる。
- 本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合（脚注viii）でない限り、尊重される。

〈脚注vi〉 本ガイドラインでは、「意思」という言葉で、意向、選好（好み）を表現することがある。

〈脚注vii〉 本人に意思決定能力が低下している場合に、本人の価値観、健康観や生活歴を踏まえて、もし本人に意思決定能力があるとすると、この状態を理解した本人が望むであろうところ、好むであろうところを、関係者で推定することを指す。

〈脚注viii〉 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合は、本人が他に取り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか、一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか、その発生の可能性に蓋然性があるか等の観点から慎重に検討される必要がある。その例としては、自宅での生活を続けることで本人が基本的な日常生活すら維持できない場合や、本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合を指す。

2 本人の意思決定能力への配慮

- 認知症の症状にかかわらず、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にして、意思決定支援をする。
- 本人のその時々の意思決定能力の状況に応じて支援する。
- 本人の意思決定能力を固定的に考えずに、本人の保たれている認知能力等を向上させる働きかけを行う。(脚注ix)
- 本人の意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか(理解する力)、またそれを自分のこととして認識しているか(認識する力)、論理的な判断ができるか(論理的に考える力)、その意思を表明できるか(選択を表明できる力)によって構成されるとされる。これらの存否を判断する意思決定能力の評価判定と、本人の能力向上支援、さらに後述のプロセスに応じた意思決定支援活動は一体をなす。
- 意思決定能力の評価判定は、本人の認知機能や身体及び精神の状態を適確に示すような情報と、本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な判断が行われることが必要である。

〈脚注ix〉 本人の意思決定能力についての注意事項を掲げる。

- (1) 本人の意思決定能力は行為内容により相対的に判断される。日常生活・社会生活の意思決定の場面は多岐にわたり、選択の結果が軽微なものから、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずるものまである。
 - (2) 意思決定能力は、あるかないかという二者択一的ではなく(連続量)、段階的・漸次的に低減・喪失されていく。
 - (3) 意思決定能力は、認知症の状態だけではなく、社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化するので、より認知症の人が決める能够性がどのように、残存能力への配慮が必要となる。
- なお、本人の意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、意思決定支援者の支援力によって変化することに注意すべきである。

3 チームによる早期からの継続的支援

- 本人が自ら意思決定できる早期（認知症の軽度）の段階で、今後、本人の生活がどのようにになっていくかの見通しを、本人や家族、関係者で話し合い、今後起こりうることについてあらかじめ決めておくなど、先を見通した意思決定の支援が繰り返し行われることが重要である。
- 意思決定支援にあたっては、本人の意思を踏まえて、身近な信頼できる家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行う体制（以下、「意思決定支援チーム」という）が必要である。
- 特に、本人の意思決定能力に疑義があつたり、本人の意思決定能力向上・支援方法に困難がある場合は、意思決定支援チームで情報を共有し、再度本人の意思決定支援の方法について話し合う。
- 意思決定支援にあたっては、特に、日常生活で本人に接するなど本人を良く知る人から情報を収集し、本人を理解し、支援していくことが重要である。また、地域近隣で本人の見守りをしていただいている方など、日頃から本人とつながりがある方と関わることも重要である。
- 意思決定支援に際して、本人の意思を繰り返し確認することが必要である。意思決定支援者は、本人の意思を理解したと判断しても、その過程や判断が適切であったかどうかを確認し、支援の質の向上を図ることが必要である。
- 本人のその後の生活に影響を与えるような意思決定支援を行った場合には、その都度、記録を残しておくことが必要である。

IV 意思決定支援のプロセス

1 意思決定支援の人的・物的環境の整備

- 意思決定支援は、意思決定支援者の態度や意思決定支援者との信頼関係、立ち会う人（脚注x）との関係性や環境による影響を受けることから、意思決定支援に当たっては、以下に留意する。

（1）意思決定支援者の態度

- 意思決定支援者は、本人の意思を尊重する態度で接していることが必要である。
- 意思決定支援者は、本人が自らの意思を表明しやすいよう、本人が安心できるような態度で接することが必要である。
- 意思決定支援者は、本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することが必要である。
- 意思決定支援者は、支援の際は、丁寧に本人の意思を都度確認する。

（2）意思決定支援者との信頼関係と立ち会う人との関係性への配慮

- 意思決定支援者は、本人が意思決定を行う際に、本人との信頼関係に配慮する。意思決定支援者と本人との信頼関係が構築されている場合、本人が安心して自らの意思を表明しやすくなる。
- 本人は、意思決定の内容によっては、立ち会う人との関係性から、遠慮などにより、自らの意思を十分に表明ができない場合もある。必要な場合は、一旦本人と意思決定支援者との間で本人の意思を確認するなどの配慮が必要である。

（3）意思決定支援と環境

- 初めての場所や慣れない場所では、本人は緊張したり混乱するなど、本人の意思を十分に表明できない場合があることから、なるべく本人が慣れた場所で意思決定支援を行うことが望ましい。
- 初めての場所や慣れない場所で意思決定支援を行う場合には、意思決定支援者は、本人ができる限り安心できる環境となるように配慮するとともに、本人の状況を見ながら、いつも以上に時間をかけた意思決定支援を行うなどの配慮が必要である。
- 本人を大勢で囲むと、本人は圧倒されてしまい、安心して意思決定ができなくなる場合があることに注意すべきである。
- 時期についても急がせないようにする、集中できる時間帯を選ぶ、疲れている時を避けるなどに注意すべきである。
- 専門職種や行政職員等は、意思決定支援が適切になされたかどうかを確認・検証するために、支援の時に用いた情報を含め、プロセスを記録し、振り返ることが必要である。

〈脚注x〉 立ち会う人とは、例えば金融機関の窓口の職員や不動産等の売買契約の相手など意思決定の相手となるような人であり、意思決定支援者とは異なる人である。

2 適切な意思決定プロセスの確保

○ 意思決定支援者は、意思決定を支援する際には、本人の意思決定能力を適切に評価しながら、以下の適切なプロセスを踏むことが重要である。

(1) 本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）

○ まずは、以下の点を確認する。

- ・本人が意思を形成するのに必要な情報が説明されているか。
- ・本人が理解できるよう、分かりやすい言葉や文字にして、ゆっくりと説明されているか。
- ・本人が理解している事実認識に誤りがないか。
- ・本人が自発的に意思を形成するに障害となる環境等はないか。

○ 認知症の人は説明された内容を忘れてしまうこともあり、その都度、丁寧に説明することが必要である。

○ 本人が何を望むかを、開かれた質問で聞くことが重要である。（脚注xi）

○ 選択肢を示す場合には、可能な限り複数の選択肢を示し、比較のポイントや重要なポイントが何かをわかりやすく示したり、話して説明するだけではなく、文字にして確認できるようにしたり、図や表を使って示すことが有効な場合がある。（脚注xii）

○ 本人が理解しているという反応をしていても、実際は理解できていない場合もあるため、本人の様子を見ながらよく確認することが必要である。

(2) 本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）

○ 本人の意思を表明しにくくする要因はないか。その際には、上述したように、意思決定支援者の態度、人的・物的環境の整備に配慮が必要である。

○ 本人と時間をかけてコミュニケーションを取ることが重要であり、決断を迫るあまり、本人を焦らせるようなことは避けなければならない。

○ 複雑な意思決定を行う場合には、意思決定支援者が、重要なポイントを整理してわかりやすく選択肢を提示するなどが有効である。

○ 本人の示した意思は、時間の経過や本人が置かれた状況等によって変わり得るので、最初に示された意思に縛られることなく、適宜その意思を確認することが必要である。

○ 重要な意思決定の際には、表明した意思を、可能であれば時間において確認する、複数の意思決定支援者で確認するなどの工夫が適切である。

○ 本人の表明した意思が、本人の信条や生活歴や価値観等から見て整合性がとれない場合や、表明した意思に迷いがあると考えられる場合等は、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、改めて適切なプロセスにより、本人の意思を確認することが重要である。

〈脚注xi〉 開かれた質問とは、例えば、「外出しますか」という質問ではなく、「今どんなことをしたいですか」というものなどをいう。

〈脚注xii〉 その他、音、写真、動画、絵カードやアプリケーションを示すことも考えられる。

(3) 本人が意思を実現するための支援（意思実現支援）

- 自発的に形成され、表明された本人の意思を、本人の能力を最大限活用した上で、日常生活・社会生活に反映させる。
- 自発的に形成され、表明された本人の意思を、意思決定支援チームが、多職種で協働して、利用可能な社会資源等を用いて、日常生活・社会生活のあり方に反映させる。
- 実現を支援するにあたっては、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、形成・表明された意思が、他から見て合理的かどうかを問うものではない。
- 本人が実際の経験をする（例えば、ショートステイ体験利用）と、本人の意思が変更することがあることから、本人にとって無理のない経験を提案することも有効な場合がある。

3 意思決定支援プロセスにおける家族

(1) 家族も本人の意思決定支援者であること

- 同居しているかどうかを問わず、本人の意思決定支援をする上で、本人を良く知る家族は本人を理解するために欠かすことはできない。したがって、本人をよく知る家族が意思決定支援チームの一員となっていただくことが望ましい。
- 家族も、本人が自発的に意思を形成・表明できるように接し、その意思を尊重する姿勢を持つことが重要である。
- 一方で、家族は、本人の意思に向かいながら、どうしたらよいか悩んだり、場合によっては、その本人の意思と家族の意思が対立する場合もある。こうした場合、意思決定支援者（この場合は、主として専門職種や行政職員等）は、その家族としての悩みや対立の理由・原因を確認した上で、提供可能な社会資源等について調査検討し、そのような資源を提供しても、本人の意思を尊重することができないかを検討する。

(2) 家族への支援

- 本人と意見が分かれたり、本人が過去に表明した見解について家族が異なって記憶していたり、社会資源等を受け入れる必要性の判断について見解が異なることがあるが、意思決定支援者（主として専門職種や行政職員等）は、家族に対して、本人の意思決定を支援するのに必要な情報を丁寧に説明したり、家族が不安を抱かないように支援をすることが必要である。

4 日常生活や社会生活における意思決定支援

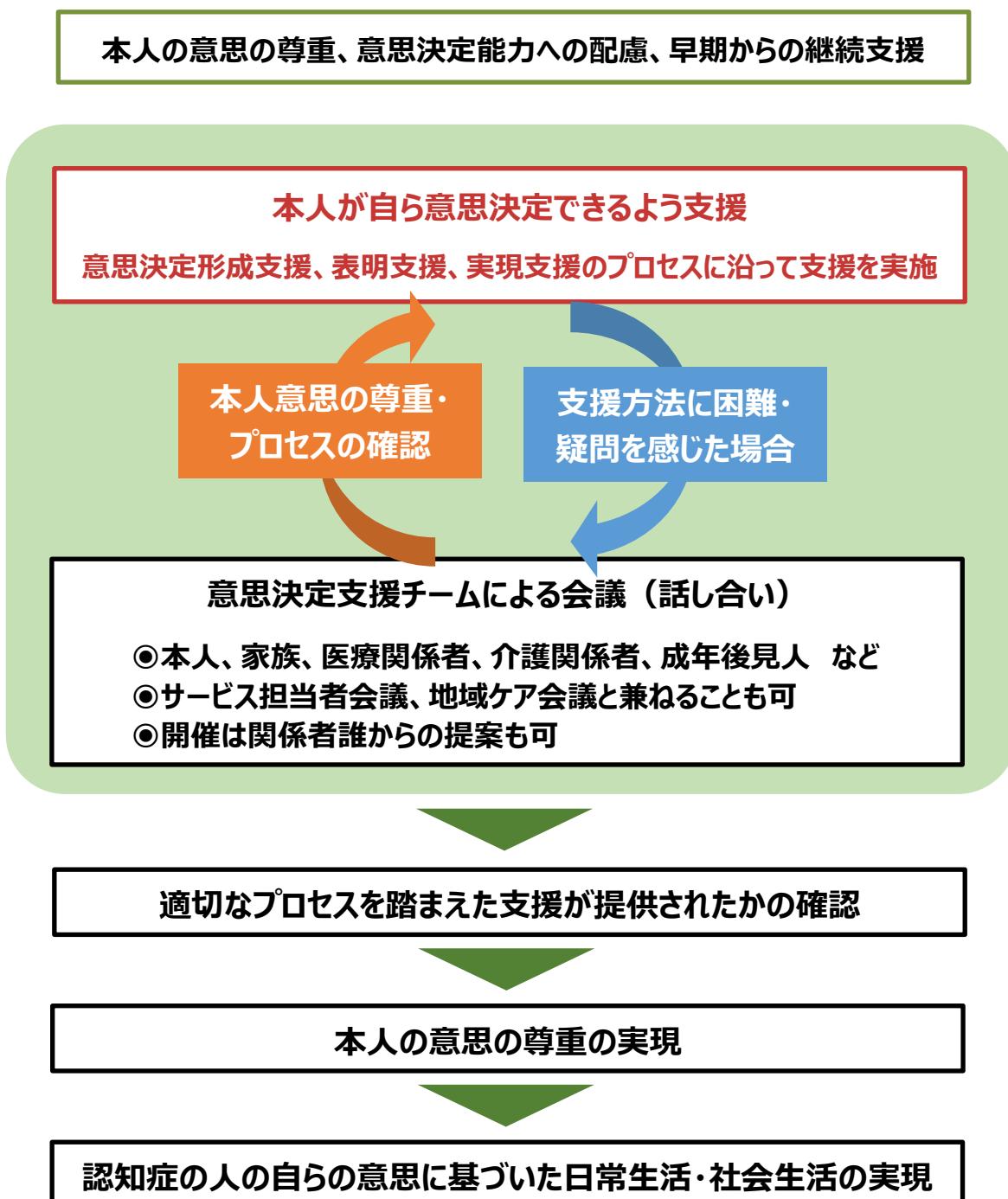
- 日常生活の意思決定支援としては、例えば、食事・入浴・被服の好み、外出、排せつ、整容などの基本的生活習慣や、日常提供されたプログラムへの参加を決める場合等が挙げられるが、これらに限るものではない。
- 日常生活については、これまで本人が過ごしてきた生活が確保されることを尊重することが原則になる。
- 本人の意思や好みを理解するためには、意思決定支援チームで、本人の情報を集め、共有することが必要である。
- 社会生活の意思決定支援としては、自宅からグループホームや施設等に住まいの場を移動する場合（その逆やその間も）や、一人暮らしを選ぶかどうか、どのようなケアサービスを選ぶか、更には自己の財産を処分する等が想定されるが、これらに限るものではない。
- 本人の示した意思を日常・社会生活に反映した場合に、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合は、意思決定支援チームで話し合うことが必要である。この場合も、再度、適切な意思決定支援のプロセスを踏まえて、本人の意思決定支援の方法について話し合う。その際には、それぞれの専門性を通じて、本人の認知機能や身体及び精神の状態を適確に示す医療に関する情報、本人の生活状況等に関する情報が適切に提供された上、十分な判断資料を得た上で判断が行われるようにすることが必要である。その際のプロセスで話し合った内容は、その都度、記録として残すことが必要である。

5 意思決定支援チームと会議（話し合い）

- 本人の意思決定能力の判定や、支援方法に困難や疑問を感じ、また、本人の意思を日常・社会生活に反映した場合に、他者を害する恐れがあつたり、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合には、チームで情報を共有し、共同して考える。この場合も、再度、適切な意思決定支援のプロセスを踏まえて、本人の意思決定支援の方法について話し合う（意思決定支援チームのメンバーを中心として開かれる話し合いを「意思決定支援会議」という）。
- 意思決定支援会議では、意思決定支援の参考となる情報や記録が十分に収集されているのか、意思決定能力を踏まえた適切な支援がなされているのか、参加者の構成は適切かどうかなど、意思決定支援のプロセスを適切に踏まえているかを確認することが必要である。
- 意思決定支援会議は、地域ケア会議、サービス担当者会議等と兼ねることは可能である。
- 意思決定支援会議では、原則として、本人の参加が望ましい。もっとも、認知症の人は、周囲の雰囲気をつかむのが苦手で、知らない大勢に囲まれるとかえって意見を出せなくなる場合があることに配慮しなければならない。また、意思決定支援者は、本ガイドラインの内容を理解した上で会議に参加することが重要である。

- 意思決定支援会議の開催は、意思決定支援チームのだれからも提案できるようにし、会議では、情報を共有した上で、多職種のそれぞれの見方を尊重し、根拠を明確にしながら運営することが必要である。その際の話し合った内容は、その都度文書として残すことが必要である。専門職種や行政職員等は、適切な意思決定プロセスを踏まえた支援を提供するとともに、提供の過程や結果をモニタリング・記録し、評価を適切に行い、質の向上につなげる役割がある。
- 本人の意思は変更することもあるので、意思決定支援チームでの事後の振り返り（例えば、本人が経験をしてみて、意思が変わる場合がある）や、意思を複数回確認することが求められる。

【概念図】



【具体的なプロセス】

→ 日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

人的・物的環境の整備

◎ 意思決定支援者の態度

(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)

◎ 意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮

(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)

◎ 意思決定支援と環境

(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 本人の意思形成の基礎となる条件の確認（情報、認識、環境）
- ◎ 必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎ 本人の正しい理解、判断となっているかの確認



意思表明支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 意思表明場面における環境の確認・配慮
- ◎ 表明の時期、タイミングの考慮（最初の表明に縛られない適宜の確認）
- ◎ 表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎ 本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認



意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎ チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎ 形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

V 認知症への理解とガイドラインの普及と改訂

- 本ガイドラインが普及する前提として、意思決定支援者となる誰もが、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人に関する理解を深める必要がある。国は、認知症に関する啓発及び知識の普及に努めることが必要である。
- 本ガイドラインを広く意思決定支援者に普及させるためには、知識の伝達だけではなく、本ガイドラインを具体的な場面でどのように使うのかを中心とした、事例を使っての研修が必要である。
- 認知症の人の意思決定支援に関する取り組みの蓄積を踏まえ、本ガイドラインの内容も定期的に見直していくことが必要である。

VI 事例に基づく意思決定支援のポイント

事例についての注意

以下には、日常生活、社会生活の場面に分けて、参考として事例を掲載しています。

これらは、提供された実際の事例にガイドラインのポイントを示すために必要な範囲で加工していますので、実際の事例がこのようになったことを示すものではありません。

また、事例のような対処が唯一の対応であるとしては提示されていません。右欄に加えたコメントを参考にガイドラインとの関係について理解を頂ければ幸いです。

〈事例 I〉 生活支援、医療機関への受診勧奨（日常生活）

1 事例の基本情報

- ・本人 80代 女性 一人暮らし
- ・家族 長男 県外在住 60代 月1回帰省し本人の世話をしている
- ・支援者 近隣住民

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

近隣住民が、もともと夕食の副菜を持参したり、買い物を手伝うなどして本人の生活の支援を行っていた。しかし、最近になり、家の中の散らかりが目立つようになり、また買い物を依頼する際にも必要以上の金銭を渡すなど、おつりの計算や金銭管理が難しくなっていることが考えられるエピソードがでてきた。以前の彼女ではありえなかつたことだったため、心配した地域住民より地域包括支援センターに支援の導入について相談がきた。

社会福祉士が訪問したところ、家の玄関先や屋内にはごみが散乱していた。また、浴室のバスタブは汚れた水が溜まり排水溝が詰まっている状態であり、家の管理が困難になっていることがうかがえた。

本人から日常生活をうかがうなかで、何度も同じ話を繰り返すことがあった。また、日付の感覚が曖昧であることが分かつた。しかし、本人は病院に通院はしていなかった。

本人から、家族の連絡先を聞き出し、家族からも情報を得るようにした。その結果、現在の主たる介護者は長男であり、月に1回帰省し、掃除・買い物・金銭引き出しの支援を行っていることがわかった。長男は、最近になり、本人が自宅の清掃を十分にできなくなってきたことには気づいていたが、遠方に住んでいるためどのように対応したらよいのか困っていたとのことであった①。

1) 家族からの情報収集、家族に
関わりを促す。
〈本編IV-3(1)、(2)〉

ケア担当者より、本人に今の生活をどのようにとらえているか、尋ねた2)。すると、本人は、「犬や猫と一緒に自宅で暮らしたい」と言った。長男は「将来的には老人ホームにお世話にならないといけないと思っているが、現時点では本人の思いを尊重し自宅での生活を見守りたい」と考えていた。そこで、地域包括支援センターの職員と社会福祉士は自宅を訪問し、自宅で暮らすうえで必要なことはなにか、アセスメントを実施した。

あわせて、本人に対して、医療機関に受診することのメリット・デメリットなどを説明した上で、医療機関へ一度受診した方がよいことを勧め、内科的な疾患の有無や認知症について相談することを勧めた。受診の結果、内科的な問題はなかったが、アルツハイマー型認知症の診断を受けた。

地域包括支援センターの職員は、それらの情報をを集め、介護保険サービス導入に向けてケアマネジャー選定及び担当者会議を実施した。社会福祉士は、家族の意向も踏まえ、ヘルパーによる室内清掃を提案した。当初、本人は他人が家にあがることに抵抗があると言ったが、試しをすることには納得した。数回、ヘルパーの利用を試した後に、改めて本人の意向を尋ねると、「親切な人で安心した」と導入の提案を承諾した3)。

2) オープンに尋ね、希望が言いや
すいように配慮をする。
〈本編IV-1(1)〉

3) 経験をした上で判断することも
一つの方法である。
〈本編IV-2(3)〉

〈事例II〉生活リズムの回復（日常生活）

1 事例の基本情報

- ・本人 70代後半 男性 賃貸アパートに一人暮らし
- ・家族 同居していたが数年前に死亡。弟が近隣に在住であるが交流は途絶えている。
- ・支援者 地域包括支援センター、民生委員、行政（高齢福祉担当）

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

もともと、近所とは疎遠だった。最近になり、ごみ捨てのルールが分からなくなってきたのか、家からごみを出さなくなつたばかりか、古い家具等を拾ってきては部屋内外に積み上げ、道にまではみだし通行にも支障を来す状態となり、苦情が大家と市役所に寄せられた。本人は近所からの苦情を頑なに拒んでいるが、最近とみに痩せが目立ち、顔色も悪いということから、民生委員が訪問した。しかし、訪問をしても、本人は家から出てこなかつた。一方、近所の者が「ごみ」を片付けようすると血相を変えて怒ることもあつた。

外で見かけた時に声をかけるとやり取りができると聞き、地域包括支援センターの職員は、本人が荷物運びに苦労している際に本人を手伝い、庭まで入り家の状態を確認した。その際に、息切れと痩せが目立っていたことから、職員は「心配だわ、暖かい食事とれていますか？」と声をかけ、時間をおかず一緒に庭先で食した。別れる際に、寒い時期だから「また、私と一緒に食事を取ってもらえますか」と言うと本人はうなづいた。職員は今回のやり取りを民生委員に伝え、本人を外で見かけたら声をかけてほしいと依頼した 1)。

職員は、その後も、「近くに来たのでどうしているかと思って」等と声をかけながらも、介護保険の利用等もすすめた。本人は、介護保険の利用は拒否した。そのため、職員は、急ぎすぎないように注意をしつつ、本人の健康状態に気を配った 2)。また、職員は大家にもこれまでの生活を確認した。大家からは「母親をここで看取り、長く住んでくれているけど、いろいろ不幸なことがあり人間不信なのでは」との話があつた。

1) 経験をした上で判断することも一つの方法である。意思決定を支援するうえで、まず本人との信頼関係を築くことが重要である。あわせて、本人が安心できるような姿勢で接することも重要である
〈本編IV-1〉

2) 時期も急がせないことが大事。
また、本人の理解を深める上で、生活史について家族関係を含めて理解することは重要である。
〈本編III-3、IV-1〉

夏近くになると、職員は「生ごみは、夏は臭いがひどくなりますが、片付けしたいですか？手伝うこともできますよ？」と言ったところ、本人より「大事なものは捨てないよ」と答えたものの、手伝いについては拒否がなかった。そのため、初めて家の中の片づけを手伝い、腐る類のものを大袋に10袋近く捨てた。職員は、本人の発言やしぐさから、他の物は、ゴミではなく、彼なりに大事なものと考えていることを理解した3)。また、他の時は、道路にはみ出している壊れた椅子について「私もちよつとスカートひっかけちゃった。このままだと危ないね。」と言うと、「小学校で使っていたんじゃないかな。子どもの時思い出でしょ。可愛い。」と珍しく自分から話した。

「大事な椅子なんですね。どこに置いたらいいかな。」と持ち掛けつつ、片づけの支援を続けた4)。続ける中で、本人は何が大事で何がいらないか区別付かないようであった。一つずつ確認をすすめ、捨てる物には「穴が空いていて使えないかな」等、理由を伝え・確認をしながら道路にはみ出している物を整理した。最後に本人にとって大事な壊れた椅子は、よく見える所におくと、「うん、(すっきりして)良かった」と喜んだ。その後も民生委員にもお願いして何度かに分けて関わりながら続けた。次第に、本人の態度も、おどおどしたり怒って興奮するなどの極端な感情を表出することはなく落ち着いてきた。

3) 言語による意思表示がうまくできない場合があり、身振りや表情とあわせて読み取る。

〈本編III-1〉

4) この事例のように、意思決定能力があることを前提に、まず本人が決められるように支援をすることから始める。すくなくとも、「本人は分からない」からと、意思を確認せずに、支援者だけの判断で内容を決めるのは慎むべきである。

〈本編IV-2(1)〉

〈事例III〉入所中の日常生活（日常生活）

1 事例の基本情報

- ・本人 80代 女性
- ・施設入所
- ・支援者 ケア担当者

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

本人は、老人ホームに入所をしている。老人ホームでは、入所者を対象に毎週体操教室を開いていた。本人は、半年前に転倒して足を骨折したことから、リハビリに熱心に取り組み、体操教室にも欠かさずに参加していた。

ある時、入所者を対象にしたレクリエーションがあり、それは施設外に出かけるものだった。ケア担当者は、本人が骨折でしばらく外に出られなかつたことから、外出の機会を作つてあげようとレクリエーションに参加させようと思い、本人にその旨を伝えた。しかし、本人はその話を聞き、レクリエーションの日程を確認すると、急に落ち着かなくなり、「私は行かない」と繰り返した。

ケア担当者は、改めて本人にレクリエーションのことをどのように思っているのかを開かれた形で尋ねた 1)。本人の思つていることを順序立てて確認をしたところ、本人は体操教室を休むことで、また歩けなくなるのではないかと恐れていることがわかった 2)。そこで、ケア担当者は、レクリエーションに出ることと、レクリエーションには出づく体操教室に参加することについて、それぞれのメリットとデメリットを並べて示し、大事なところを紙に書き出すことも含め、繰り返し説明した 3)。

一度に全体を覚えることは難しかったが、ケア担当者は何度も分けて、辛抱づよく説明をし、本人が理解したかを確認した。

最終的に、体操教室を 1 回休むことで歩けなくなるなど急な日常生活の変化はないことを本人は理解し、レクリエーションに参加することを決めた。

1) まず開かれた質問をし、本人の意向を尋ねる。

〈本編IV-2(1)〉

2) 言語で意向をうまく表出できない場合があるので、身振りや表情等とあわせて確認をする。

〈本編III-1〉

3) 選択肢を示す場合には、比較のポイントやメリット・デメリットをわかりやすく示す、言葉だけではなく文章や図表を使うなどがある。

〈本編IV-2(1)〉

〈事例IV〉財産処分に関する意思決定支援(社会生活)

1 事例の基本情報

- ・80代の女性
- ・家族背景：夫は死亡、子供無し、家族はない。
- ・認知症で、ホーム入居契約のため、(成年)後見が開始された。
- ・有料老人ホームに入居中、今後のホーム利用料を支払うため、自宅売却の必要性が出てきた。
- ・本人は、自宅に対する愛着が強く、売ってもよいとは言わない。

上記のように、身近に信頼できる人はいない。ホームの費用の捻出のために売却するということであるためホームの関係者から説明させるのは不適当と考えられる。

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

まず、意思決定をする前提として、十分な時間が確保できるかどうかを確認した。後見人は、保有する預貯金の総額から利用料をまかなえる期間を予測した。重要な財産の処分であることから意思決定には十分な時間を用意し、短期間で決しないよう配慮した **1)**。

時間をかけることにより管理の経費などがかかることが懸念され、本人の意向に沿っているかどうかが懸念された。しかし、本人の認識を直接尋ねると、成年後見人が自宅をきちんと守っていることを喜んでいる旨の発言があった。その点で、本人の意向に沿っていることを確認し、管理の経費は本人にとって無駄な支出ではない、節約するために早く売る必要はない、と成年後見人は判断した **2)**。

しかし、残金との関係で、今後売らなければならない時期が必ず来るので、重大な社会生活上の問題を避けるためにも、時間をかけて本人の意思形成をする(進める)ことが必要である。

また、売却の時期についても、ぎりぎりまで現状で管理を継続するか、少し余裕のある段階で売却するかという選択の問題があることには留意をしつつ支援を進めた。

成年後見人は、かかりつけ医、ケア担当者と連絡を取った **3)**。かかりつけ医からは、認知症の診断があること、と重要な意思決定を支援する上で記憶の障害のほか、重要なポイントを示すなど、理解を促すための配慮が望ましいことを共有した。

1) 本人が安心して検討できるように（十分な時間がとれるように）配慮をする。

〈本編IV-1(3)〉

2) 大きな意思決定支援の前段階として、支援自体が本人の意向に沿っているかどうかを確認した。

3) 生活に重大な影響を与えるような決定に際しては、多職種による意思決定支援チームによる多角的な検討が求められる。

〈本編IV-5〉

また、日常生活においても相当の支援が必要な状態であること、現在、生命に関わるような重大な疾病は見当たらず、しばらくは現状の介護の状況で続けられるのではないかとの情報を得た4)。

ケア担当者からは、ケア担当者が「ホームでの生活には満足されていますか?」「家に帰ると、ホームで生活するのとではどちらをお望みですか?」などの質問から、本人がホームでの生活を気に入っていること、本人が現在のホームでの生活を続けることを望んでいるという情報を確認した5)。また、自宅の管理についても、本人よりケア担当者に対して、成年後見人が管理をしていることで安心している旨の発言があったことも聞き、現在の支援が本人の意向に沿っていることも共有した。

後見人は、本人に対して、今後も老人ホームを利用するためには、利用料を支払うために自宅を売却する必要性があることを具体的に説明したうえで、本人がこの問題をどのように理解しているのか、どのような意向を持っているのかをオープンに尋ねた6)。本人からは、老人ホームの利用に満足をしているし、今の生活を続けたいとの希望が出た一方、自宅を売却する必要性の理解は難しく、自宅の売却には否定的であった。また、売却をしない場合に、今後、今の生活を続けるうえでの支援が得られなくなるおそれについても理解は困難であった。そのため、後見人は、利用する場合としない場合について、重要な違いを具体的に情報提供し、比較する上での重要な点を具体的に説明した。時間をかけて繰り返し説明をし、選択の重要性を伝えたうえで、本人の意向を確認した7)。

支援の結果、最終的に本人は老人ホームでの生活を続けることを望み、そのためには、利用料を支払うための方策が必要であることを理解した。また、その方策の一つとして、自宅売却も一つの手段であることも理解した。売却をするかどうかは、改めて話し合い、その時期については、後見人にまかせるということになった。

財産管理をする成年後見人は、民法858条（成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。）により、職務上の義務として本人の意思を尊重すべきであり、本ガイドラインでも適切な意思決定プロセスを踏まえる意思決定支援の一員として位置付けられている。

4) 認知能力や身体・精神の状態、生活状況に関する十分な情報収集が必要。特に医療者は、認知機能の評価をとおして、どのような点で支援が求められるのか、どのような工夫をすれば全体像を本人が把握できるのかについて、意思決定支援チームに対して、情報を提供することが求められる。（本編III-2、IV-5）

5) 本人の意向を知り、意思決定を支援する上で、特に日常生活で本人に接するなど本人をよく知る人から情報を収集し、本人を理解することが重要。（本編III-3）

6) ガイドラインで示す意思決定能力の評価。社会生活に重大な影響を及ぼすような内容のため、その決定が今後どのような影響を及ぼすのか、どのようなことが生じると想定されるのかまで、本人が把握したうえで決めることが重要なため、慎重な確認が必要。意思決定支援者は本人の意思を尊重し、安心して表明できる態度で接する。（本編IV-1(1)、IV-2(1)）

7) 認知能力の状態に応じた支援の工夫。
比較のポイントや今後の見通しをわかりやすく伝える。（本編IV-2(2)）

〈事例V〉退院支援、成年後見申立て（社会生活）

1 事例の基本情報

- ・本人 80代後半 女性（文中ではAさんと表示されることもある）
- ・家族 夫死亡後、弟（70代後半）と同居。
- ・支援者 地域包括支援センター、民生委員、ケアマネジャー

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

※本事例は、意思決定支援が難しかった事例である。仮に本ガイドラインに則った支援を実施した場合には、どのような意思決定支援のプロセスが想定されるかについてコメントに記載した。

Aさんは、利用していた元気はつらつ教室で周囲とのトラブルを繰り返したため、地域包括支援センターに同教室から相談があった。相談の中で、Aさんには物忘れとみられる症状があつたことから、地域包括支援センター職員が本人と面接をした。その際に、職員より、Aさんに、介護保険の申請を勧めたが、Aさんは拒否された1)。

たまたま、Aさんと顔見知りのケアマネジャーがいたので、地域包括支援センターの職員は、ケアマネジャーに介入を依頼した。その結果、Aさんは介護保険申請を行い、デイサービスの利用を開始することができた。当初週1回程度の利用をしていったが、次第に2~3回の利用に増えていった2)。

支援開始から2年が経ったころ、Aさんは体調を崩した。同居していた弟から、ケアマネジャーに支援依頼あり、Aさんは急性膀胱炎で入院となった。

入院して1か月経ち、病気が落ち着いてきたため、退院を検討することになった。Aさんは、自宅での慣れた生活を希望した。しかし、ケアマネジャー、病棟看護師、地域包括支援センター職員と協議をした結果、支援者は理解力もなく自宅での生活は困難と判断した3)。

1) 意思決定支援をするうえで、人的・物理的な環境の整備、信頼関係の構築が重要である。本事例の場合、トラブルが続いたことから、危機介入的な面談になつたため、信頼関係が築けず、安心できる環境も用意できていなかつたことが、振り返りで指摘された。また、トラブルも取り返しがつかないところに至る前に、少しずつでも準備ができたかもしれない。

〈本編III-3、IV(1)〉

2) 本人との信頼関係に配慮をした支援、情報の共有がなされることが重要。

〈本編III-3、IV(1)〉

3) 支援の原則を踏まえ、「認知症だからできない、わからない」と判断するのではなく、本人の意向とその背景を理解し、それを尊重することが重要である。この場面であれば、本人が自宅で生活することをどのように理解しているのか、退院した後の生活がどのようになるのかを我が事としてどのように認識しているのかを、本人に直接たずねて確認することが望まれる。また、意思決定支援の際に、本人を交えた支援が重要である。

〈本編III-1、IV-2(1)〉

さらに、今後の生活の中でのさまざまな手続きを考えると、成年後見人による支援が必要と考えられた。しかし、Aさん自身による申し立ては困難であると考えられた4)。支援者は、同居の弟さんに実施してもらうのがスムーズであろうと考えた。しかし、弟さんも理解力が不十分であることがわかり、両者に支援者が必要だろうとの結論に達した。最終的に、地域包括支援センターによる申し立て支援が開始となった。

(続き)

3) この事例では、退院後に体調を崩した場合の対応が危惧されるが、それが生じる可能性はどうだつたか、その際に本人が周囲に支援を求められるか、それが難しい場合でも、定期的な見守りとデイサービスが入れば、自宅で過ごすという本人の希望に沿えるのではないか、など工夫できる点の検討が望まれた。

〈本編Ⅲ-1、Ⅳ-2(1)〉

4) 上記と同様に、後見制度の利用や家族への説明することに対して、本人がどのように考えているのか、意向の確認が少なくとも必要である。一度では理解が難しいかもしれないが、わかりやすい説明や文書を用いた説明、メリット・デメリットを比較して出す、などの工夫をあわせて行うことが考えられる。〈本編Ⅲ(3)〉

「地域包括支援センターの設置運営について」 抜粋

老計発第 1018001 号

老振発第 1018001 号

老老発第 1018001 号

p. 4 「 3 市町村の責務 ③ センター間における役割分担と連携の強化」

管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。 例えば、

・ 権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター（以下「機能強化型センター」という。）を設置

するなど、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考える。

p. 9 「 4 事業内容 ③ 権利擁護業務について」

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

【別添2】

基幹相談支援センター

1 **目的** 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第28・3号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うこととする施設である。

2 **設置主体**

- (1) 市町村
- (2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談事業を行う者又は特定相談事業を行う者

※ (2) の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

3 **設置方法**

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができます。

4 **業務内容**

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民衆委員、高齢者、児童、保健・医療・教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

(4) 権利擁護・虐待の防止

- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 障害者等に対する虐待を防止するための取組

5 **人員体制**
基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

6 **秘密保持**

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 **その他**

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談センターの運営について適切に賄与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。



厚生労働省老人保健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について

公益社団法人あいの権利擁護支援ネットにおいて、平成 26 年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を活用し、「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書（以下、単に「報告書」という。）がとりまとめられ、公表されたところです。

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける「セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や、高齢者の消費者被害への対応について、下記のとおりお示しますので、貴管内市町村に対して周知いただくとともに、適切な助言及び支援をお願いします。
なお、本通知は消費者庁消費者教育・地方協力課とも協議済みであり、その内容は同課から各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添えます。

1 セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応について

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や自身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者の看護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、報告書では、高齢者虐待対応とは別に、市町村の高齢福祉・生活保護・障害福祉・環境衛生等の関係部署が、介護支援専門員や介護サービス事業所、社会福祉協議会や民生委員、医療機関、警察等と連携して対応しているだけではなく、高齢者虐待に準じて対応している市町村や地域包括支援センターもあるなど、地域の実情に応じた工夫が紹介されています。また、保健所・保健センター、都道府県の精神保健福祉センター等との連携やバックアップも必要となります。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール問題の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしくない」（困っていない）など、市町村や地域包括支援センター等の闇を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワー

ーク等の既存のネットワークや介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できるよう、よろしくお願いします。

2 高齢者の消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、「被害に遭つていいない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター・消費生活センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、このようないくつかの事業者間で共有される被害者の名簿に登載され、繰り返し被害に遭う可能性も高いことが指摘されています。各市町村においては、報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

なお、昨年、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されました。本改正は、国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等は協議会を構成することができ、消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うというもので、見守りの対象者に関する個人情報報を、必ずしも本人の同意がなくても、協議会に提供できる等の特性があります（消費者安全法第 11 条の 2、第 11 条の 4 など）。本年 3 月 27 日に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では、地域における見守り活動を一層促進するための指針を示しており、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携も十分考えられるところであります。適切な対応をお願いします。（本年 3 月 2 日・3 日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において連絡済み。）

3 老人福祉法に基づく対応について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）においては、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第 10 条の 4 又は第 11 条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第 32 条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。

特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態や消費者被害に遭った高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行う必要があります。

また、医療と介護の総合確保の観点からも、市町村が地域の医療機関や保健所等と緊密に連携し、適切に対応することが重要です。さらに、高齢者の判断能力の程度に応じて、老人福祉法に基づき、市町村長による成年後見申立が的確に行われ、認知症高齢者等の権利擁護のために必要な選択・契約、財産管理をする成年後見人等が選任されることも重要です。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や判断能力の低下が疑われる高齢者の消費者被害への対応に当たり、老人福祉法に基づく市町村の権限の適切な行使をよろしくお願いします。

事務連絡
平成30年8月16日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当部（局）長 殿

消費者庁消費政策課課長

消費生活センター等における成年後見制度の周知について

平素より消費者行政の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。近年、高齢者の消費者被害に関する相談件数が増加し、深刻な社会問題となっています。平成27年3月に策定された消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）では、「判断能力が不十分な者を保護・支援する成年後見制度の活用による高齢者や障害者の権利擁護を推進する」こととされました。これを受け、消費者基本計画工程表（平成30年7月22日消費者政策会議決定）において、高齢者や障害者の権利擁護を推進する観点から、地方公共団体が実施する成年後見制度（後見、保佐、補助、任意後見制度）の利用促進に向けて、消費生活センター等における成年後見制度の周知を図ることとされます（「消費生活センター等における成年後見制度の周知について」（平成27年6月30日事務連絡）によっても周知をお願いしているところです。）。

成年後見制度の利用促進については、市区町村において、成年後見制度の市区町村長申立て及び申立費用や報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業等の取組が行われているほか、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づき、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域本体制の構築を目指し、市町村計画の策定や地域連携ネットワークの中核機関の整備などの施策に取り組むこととされているところであります。

各消費生活センター等において、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に関する消費生活相談がありましたが、相談者の状況に応じ、成年後見制度の活用も視野に、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、市区町村の福祉担当部局等と連携して対応いただくようお願い申上げます。

あわせて、貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内の市区町村への周知をお願いいたします。

- (参考1) 消費者基本計画及び消費者基本計画工程表（抜粋）
- (参考2) 成年後見制度に係る法務省資料
- (参考3) 成年後見制度に係る厚生労働省資料

【本件連絡先】

消費者庁消費者政策課
堀内 natsuki.horiuchi@cea.go.jp
竹村 tono.takemura@cea.go.jp
電話：03-3507-8800（内線2183）

2017年（平成29年）6月9日

都道府県（成年後見制度）担当課 御中

の実績を生かし、また、家庭裁判所と都道府県や各市町村との架け橋の役割も担いつつ、誰もが利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただく所存ですので、是非とも準備段階の当初より、各地の三専門職団体に御連絡をいただき、成年後見制度利用促進に向けた都道府県全体の現状と課題、各市町村の中核機関の設立や機能整備など今後の計画策定について広域的な支援に求められる事項などについて協議の場を設けていただきたいと要請いたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は、別紙のとおりとなつておりますので、お気軽に問い合わせください。

日本弁護士連合会
会長 中本 和洋
日本司法書士会連合会
会長 三河原 和夫
公益社団法人日本社会福祉士会
会長 多田 宏治
理事長 兼 倉 克英
（公印省略）

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について
(要請)

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。

さて、この度、国において、成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され（本年3月24日）、本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されていることは御承知のことろかと存じます。

我々三専門職団体は、2000年以降、成年後見制度の普及促進や実務運用、相談・助言、専門職後見人の養成等に、家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に、市民後見人の育成や市町村長申立支援については、各地方自治体と協働した取組を各地で進めてまいりました。

この度、国的基本計画において、各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められるとともに、都道府県には、広域的見地から各市町村の支援や家庭裁判所や専門職団体との連携・調整が求められているところです。同計画には、併せて、準備段階より三専門職団体が参画することが要請されています。これを受け、三専門職団体としては、合同して積極的にこれに参画していくことを確認し、各都道府県の会において、都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体といったしましては、これまでの後見実務の蓄積と市町村等との協働

2017年（平成29年）6月9日

市町村（成年後見制度）担当課 御中

が利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただく所存ですので、是非とも準備段階の当初より、各地の三専門職団体に御連絡をいただき、成年後見制度利用促進に向けた各地域の現状と課題、中核機関の設立や機能整備など、今後の基本計画に盛り込むべき事項などについて協議の場を設けていただきたいよう要請いたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は、別紙のとおりとなります。本件にお問い合わせください。

日本弁護士連合会
会長 中 本 和 洋
日本司法書士会連合会
会長 三河尻 和 夫
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 多 田 宏 治
公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌 倉 克 英
(公印省略)

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について
(要請)

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。

さて、この度、国において、成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され（本年3月24日）、本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されています。

我々三専門職団体は、2000年以来、成年後見制度の普及促進や実務運用、相談・助言、専門職後見人の養成等に、家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に、市民後見人の育成や市町村長申立支援については、各地方自治体と協働した取組を各地で進めまいりました。

この度、国的基本計画において、各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められていますところ、その準備段階より三専門職団体が参画することが併せて要請されます。これを受け、三専門職団体としては、合同して積極的にこれに参画していくことを確認し、各都道府県の会において、都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体といたしましては、これまでの後見業務の蓄積と市町村との協働の実績を生かし、また、家庭裁判所と各市町村との架け橋の役割も担いつつ、誰も

日本弁護士連合会 弁護士会一覧

日本弁護士連合会(担当:人権部人権第二課)
東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL 03(3580)9841(代表) / FAX 03(3580)2896

	名称	所在地	TEL	FAX
北海道	札幌弁護士会	〒060-0001 札幌市中央区北一条西10丁目 札幌弁護士会館7F	011-281-2428	011-281-4823
	函館弁護士会	〒040-0031 函館市上新川町1-3	0138-41-0232	0138-41-3611
	旭川弁護士会	〒070-0901 旭川市花咲町4	0166-51-9527	0166-46-8708
	釧路弁護士会	〒085-0824 釧路市柏木町4番3号	0154-41-0214	0154-41-0225
東北	仙台弁護士会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-1001	022-261-5945
	福島県弁護士会	〒960-8115 福島市山下町4-24	022-223-1001	022-261-5945
	山形県弁護士会	〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	023-622-2234	023-635-3685
	岩手弁護士会	〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館(サンビル)2階	019-651-5095	019-623-5035
	秋田弁護士会	〒010-0951 秋田市山王6-2-7	018-862-3770	018-823-6804
	青森県弁護士会	〒030-0861 青森市長島1丁目3番1号 日赤ビル5階	017-777-7285	017-722-3181
関東	東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	03-3581-2201	03-3581-0865
	第一東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	03-3595-8585	03-3595-8577
	第二東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階	03-3581-2255	03-3581-3338
	神奈川県弁護士会	〒231-0021 横浜市中区日本大通9	045-211-7707	045-212-2888
	埼玉弁護士会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-7-20	048-863-5255	048-866-6544
	千葉県弁護士会	〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-9	043-227-8431	043-225-4860
	茨城県弁護士会	〒310-0062 水戸市大町2-2-75	029-221-3501	029-227-7747
	栃木県弁護士会	〒320-0845 宇都宮市明保野町1番6号	028-689-9000	028-689-9018
	群馬県弁護士会	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6	027-233-4804	027-234-7425
	静岡県弁護士会	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	054-252-0008	054-252-7522
	山梨県弁護士会	〒400-0032 甲府市中央1-8-7	055-235-7202	055-235-7204
	長野県弁護士会	〒380-0872 長野市妻科432	026-232-2104	026-232-3653
	新潟県弁護士会	〒951-8126 新潟市中央区学校町一番町1 新潟地方裁判所構内	025-222-5533	025-223-2269
	愛知県弁護士会	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1651	052-204-1690
中部・北陸	三重弁護士会	〒514-0032 津市中央3-23	059-228-2232	059-227-4675
	岐阜県弁護士会	〒500-8811 岐阜市端詰町22	058-265-0020	058-265-4100
	福井弁護士会	〒910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階	0776-23-5255	0776-23-9330
	金沢弁護士会	〒920-0937 金沢市丸の内7番36号	076-221-0242	076-222-0242
	富山県弁護士会	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1	076-421-4811	076-421-4896
	大阪弁護士会	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	06-6364-0251	06-6364-0252
近畿	京都弁護士会	〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2378	075-223-1894
	兵庫県弁護士会	〒650-0016 神戸市中央区橘通1-4-3	078-341-7061	078-351-6651
	奈良弁護士会	〒630-8237 奈良市中筋町22番地の1	0742-22-2035	0742-23-8319
	滋賀弁護士会	〒520-0051 大津市梅林1-3-3	077-522-2013	077-522-2908
	和歌山弁護士会	〒640-8144 和歌山市四番丁5番地	073-422-4580	073-436-5322
	広島弁護士会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番73号	082-228-0230	082-228-0418
中国	山口県弁護士会	〒753-0045 山口市黄金町2-15	083-922-0087	083-928-2220
	岡山弁護士会	〒700-0807 岡山市北区南方1丁目8番29号	086-223-4401	086-223-6566
	鳥取県弁護士会	〒680-0011 鳥取市東町2丁目221番地	0857-22-3912	0857-22-3920
	島根県弁護士会	〒690-0886 松江市母衣町55番地4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225	0852-21-3398
	香川県弁護士会	〒760-0033 高松市丸の内2-22	087-822-3693	087-823-3878
四国	徳島弁護士会	〒770-0855 徳島市新蔵町1-31	088-652-5768	088-652-3730
	高知弁護士会	〒780-0928 高知市越前町1-5-7	088-872-0324	088-872-0838
	愛媛弁護士会	〒790-0003 愛媛県松山市三番町4-8-8	089-941-6279	089-941-4110
	福岡県弁護士会	〒810-0043 福岡市中央区城内1-1 裁判所合同庁舎構内	092-741-6416	092-715-3207
九州・沖縄	佐賀県弁護士会	〒840-0833 佐賀市中の小路7-19	0952-24-3411	0952-25-7608
	長崎県弁護士会	〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-824-3903	095-824-3967
	大分県弁護士会	〒870-0047 大分市中島西1-3-14	097-536-1458	097-538-0462
	熊本県弁護士会	〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11	096-325-0913	096-325-0914
	鹿児島県弁護士会	〒892-0815 鹿児島市易居町2-3	099-226-3765	099-223-7315
	宮崎県弁護士会	〒880-0803 宮崎市旭1-8-45	0985-22-2466	0985-22-2449
	沖縄弁護士会	〒900-0014 沖縄県那覇市松尾2-2-26-6	098-865-3737	098-865-3636

			本部：東京都新宿区本郷三丁目9番地3 司法書士会館5階		
			TEL FAX		
	支部	所在地	TEL	FAX	
北海道	札幌支部 函館支部	060-0042 札幌市中央区大通西 13丁目4番地 049-4512 北海道久遠郡せたな町北倉山区鶴島2-3番地 4-9	中華ビル6階 札幌司法書士会館 森永津美司法書士事務所様方	011-280-7078 0137-85-1888	011-280-7078 0137-85-1288
	旭川支部	070-0901 旭川市花咲町4丁目	旭川司法書士会館	0166-51-9058	0166-51-5470
	釧路支部	068-0543 北海道中川郡別荘町内中央長330番地の83		0155-55-5515	0155-55-5518
東北	宮城支部 ふくしま支部	9480-0521 仙台市青葉区春日町8番1号 960-8922 福島市新潟町通28号	宮城県司法書士会館内 福島県司法書士会館内	022-263-6786 024-533-7224	022-263-6786 024-531-1271
	山形支部	949-0021 山形市小白川町二丁目16番20号		023-623-3322	023-623-3322
	岩手支部	020-0015 盛岡市本町通二丁目12番18号	岩手県司法書士会館内	019-635-6101	019-635-6101
	秋田支部	010-0951 秋田市山王 六丁目3番4号	秋田県司法書士会館内	018-824-0055	018-824-1106
	青森支部	030-0961 青森市長島三丁目5番16号	青森県司法書士会館	017-775-1205	017-774-7156
	東京支部	160-0003 新宿区本町町1番地3	司法書士会館4F	03-3353-8191	03-3353-8234
	神奈川県支部	231-0024 横浜市中区吉浜町1番地	神奈川県司法書士会館内	045-640-4345	045-640-4346
関東	埼玉支部	330-0063 埼玉県和光市高砂3丁目16番5号	埼玉県司法書士会館内	048-845-8551	048-845-8550
	千葉県支部	261-0001 千葉市美浜区幸町2-1丁目2番1号	千葉県司法書士会館内	043-301-7831	043-301-7832
	茨城支部 とうちぎ支部	310-0063 水戸市五反町一丁目3番16号 320-0848 宇都宮市幸町4号	茨城県司法書士会館内	029-302-3166	029-302-3177
	群馬支部	371-0023 前橋市本町一丁目5番1号		028-632-9420	028-614-1155
	栃木支部	422-8062 静岡市駿河区福川1-1丁目1番1号		027-224-7771	027-224-13207
	静岡支部	440-0024 甲府市北口二丁目6番7号	山梨県司法書士会館内	054-289-3700	054-289-3702
	山梨支部	530-0872 長野市妻科399番地		055-253-6940	055-251-1677
	長野県支部	950-0911 新潟市中央区笹口二丁目11番地15		026-232-7492	026-232-5699
	愛知県支部	466-0018 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号	愛知県司法書士会館	052-634-6396	052-634-6388
中部	三重県支部	54-0036 津市丸之内養正町7番17号		059-224-4666	059-224-5058
	岐阜県支部	560-8114 岐阜市金龜町5丁目10番地の1	岐阜県司法書士会館内	058-259-7118	058-245-5327
	福井県支部	910-0005 福井市大手三丁目15-12	フェニックスビル5階	0776-30-0016	0776-30-0002
	石川県支部	921-8013 金沢市新神田4丁目10番8号	石川県司法書士会館内	076-291-7070	076-291-7285
	富山県支部	930-0008 富山市神通本町一丁目3番16号	エスボーラム神通3階	076-431-9332	076-431-0010
	大阪支部	540-0019 大阪市中央区と泉町1-1丁目1番6号	大阪司法書士会館内	06-4790-5643	06-694-1767
近畿	京都支部	604-0973 京都府中京区御馬場通夷川上る6丁目23番地の1	京都司法書士会館	075-241-2666	075-222-0466
	兵庫支部	650-0017 神戸市中央区楠町2丁目2番3号		078-341-8636	078-341-7035
	奈良支部	630-8325 奈良市西木辻町320-5	奈良県司法書士会内	0742-22-6707	0742-22-5678
	滋賀支部	520-0056 大津市末広町5号		077-525-1033	077-522-1396
	和歌山支部	640-8145 和歌山市阿南丁24番地		073-422-0568	073-422-1269
	廣島県支部	730-0012 広島市中区八丁堀6番49号		082-511-0230	082-523-1382
	山口支部	753-0048 山口市駅通り二丁目9番5号		083-924-5220	083-924-1475
中国	岡山県支部	700-0023 岡山市北区岡前町2丁目12番12号	岡山県司法書士会館	086-226-0470	086-225-9004
	鳥取支部	650-0022 鳥取市西町1丁目3-1-4-1		0857-24-7013	0857-24-5081
	しまね支部	630-0884 松江市南田町26番地		0852-24-2005	0852-31-2200
	香川県支部	760-0022 善治郡西条町10番17号	香川県司法書士会館	087-821-5701	087-821-5879
	徳島支部	770-0808 徳島市南前川町4丁目41番地	徳島県司法書士会館内	088-622-1885	088-622-1896
	高知支部	780-0928 高知市越前町1丁目6番32号		088-324-5919	088-324-5919
	えひめ支部	790-0062 松山市南江戸一丁目4番14号	愛媛県司法書士会館	089-941-8065	089-945-1914
	徳島支部	810-0073 徳島市中央区舞鶴三丁目7番13号	大浦ビル1階	092-738-1666	092-738-1660
	佐賀県支部	840-0843 佐賀市川原町2番36号		0952-29-0626	0952-29-2887
九州	長崎支部	850-0032 長崎市奥園町4番1号	興善ビル8F	095-823-4777	095-823-1682
	大分支部	870-0045 大分市坂町2丁目3番10号		097-532-7579	097-532-4560
	熊本支部	882-0971 熊本市中央区大江4丁目4番3-4号		096-364-2889	096-363-1359
	鹿児島県支部	890-0064 鹿児島市宇鷹町新町1番3号司職センター	鹿児島県司法書士会館内	099-251-5892	099-250-0463
	宮崎県支部	910-0803 宮崎市旭町1番39-1号	宮崎県司法書士会館内	0985-28-5538	0985-28-5537
	沖縄県支部	900-0006 那霸市おもろまち4丁目16番33号		098-867-3526	098-867-3758

都道府県社会福祉士会連絡先

2017年4月1日

都道府県社会福祉士会	郵便番号	所在地	TEL
(公社)北海道社会福祉士会	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西7丁目かでる2.7-4階	011-213-1313
(公社)青森県社会福祉士会	030-0822	青森県青森市中央3-20-30県民福祉プラザ5階	017-723-2560
(一社)岩手県社会福祉士会	020-0801	岩手県盛岡市浅岸3-23-50浅岸和敬荘内	019-651-6111
(一社)宮城県社会福祉士会	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19PROP三条館内	022-233-0296
(一社)秋田県社会福祉士会	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
(一社)山形県社会福祉士会	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
(一社)福島県社会福祉士会	963-8045	福島県郡山市新屋敷1丁目166番SビルB号室	024-924-7201
(一社)茨城県社会福祉士会	310-0851	茨城県水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
(一社)栃木県社会福祉士会	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内とちぎソーシャルケアサービス共同事務所	028-600-1725
(一社)群馬県社会福祉士会	371-0843	群馬県前橋市新前橋町13-12群馬県社会福祉総合センター7階	027-212-8388
(公社)埼玉県社会福祉士会	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5ベルメゾン小島103	048-857-1717
(一社)千葉県社会福祉士会	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港7-1塚本千葉ビル第5ビル3階	043-238-2866
(公社)東京社会福祉士会	170-0005	東京都豊島区南大塚3-43-11福祉財団ビル5階	03-5944-8466
(公社)神奈川県社会福祉士会	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
(公社)新潟県社会福祉士会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
(一社)山梨県社会福祉士会	400-0073	山梨県甲府市湯村三丁目11-30	055-269-6280
(公社)長野県社会福祉士会	380-0836	長野県長野市南県町685-2長野県食糧会館6F	026-266-0294
(一社)富山県社会福祉士会	939-0341	富山県射水市三ヶ579富山福祉短期大学内	0766-55-5572
(一社)石川県社会福祉士会	920-8557	石川県金沢市本多町3丁目1-10石川県社会福祉会館2階	076-207-7770
(一社)福井県社会福祉士会	918-8011	福井県福井市月見3-2-37 NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
(一社)岐阜県社会福祉士会	500-8385	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2-1岐阜県福祉農業会館5階	058-277-7216
(一社)静岡県社会福祉士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70静岡県総合社会福祉会館4階	054-252-9877
(一社)愛知県社会福祉士会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1丁目7番2号 桜華会館 南館1階	052-202-3005
(一社)三重県社会福祉士会	514-0003	三重県津市桜橋2-131三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
(公社)滋賀県社会福祉士会	525-0072	滋賀県草津市笠山7-8-138滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-561-3811
(一社)京都社会福祉士会	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519京都社会福祉会館2F	075-803-1574
(公社)大阪社会福祉士会	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15大阪府社会福祉会館内(1階)	06-4304-2772
(一社)兵庫県社会福祉士会	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1兵庫県福祉センター5階	078-265-1330
(一社)奈良県社会福祉士会	630-8213	奈良県奈良市登大路町36番地大和ビル3階	0742-81-8213
(一社)和歌山県社会福祉士会	640-8319	和歌山県和歌山市手平2-1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階	073-499-4529
(一社)鳥取県社会福祉士会	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	0857-59-6336
(一社)島根県社会福祉士会	690-0011	島根県松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根1階	0852-28-8181
(一社)岡山県社会福祉士会	700-0807	岡山県岡山市北区南方2丁目13-1岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館7階	086-201-5253
(公社)広島県社会福祉士会	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2広島県社会福祉会館内	082-254-3019
(一社)山口県社会福祉士会	753-0072	山口県山口市大手町9-6社会福祉会館内	083-928-6644
(一社)徳島県社会福祉士会	770-0943	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地徳島県立総合福祉センター3階	088-678-8041
(一社)香川県社会福祉士会	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611	0877-98-0854
(一社)愛媛県社会福祉士会	790-0905	愛媛県松山市樽味2丁目2-3ラ・マドレーヌビル2F	089-948-8031
(一社)高知県社会福祉士会	780-0870	高知県高知市本町4丁目1番37号丸の内ビル3F	088-855-5921
(公社)福岡県社会福祉士会	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12アイビーコートⅢビル5階	092-483-2944
(公社)佐賀県社会福祉士会	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
(一社)長崎県社会福祉士会	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
(一社)熊本県社会福祉士会	862-0910	熊本県熊本市東区健軍本町1-22東部ハイツ105	096-285-7761
(公社)大分県社会福祉士会	870-0907	大分県大分市大津町2-1-41大分県総合社会福祉会館内	097-576-7071
(一社)宮崎県社会福祉士会	880-0007	宮崎県宮崎市原町2-22宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-86-6111
(公社)鹿児島県社会福祉士会	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
(一社)沖縄県社会福祉士会	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-135-1くしばるビル207号室	098-943-4249

全国団体：公益社団法人 日本社会福祉士会 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階

TEL:03-3355-6541

・「権利擁護センター（ばあとなあ）」は、公益社団法人日本社会福祉士会ならびに、各都道府県社会福祉士会が運営しています。

・社会福祉士は、福祉領域の相談援助専門職です。

・各都道府県社会福祉士会の「ばあとなあ」では、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録しています。

・全国の都道府県社会福祉士会の「ばあとなあ」でもご相談をお受けしています。最寄りの社会福祉士会事務局へご連絡ください。

個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ

目次



(*1)個人情報の保護に関する法律
(*2)金融機関・医療機関・情報通信運輸分野等においては、別途のガイドライン等がある。
(*3)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(*4)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
(*5)個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取り扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的な責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。

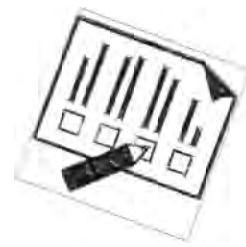
2

平成29年5月30日から、すべての事業者に
「個人情報保護法」が適用されています！

1. 「個人情報保護法」とは

【中小企業向け「これだけは！」10のチェックリスト付】

はじめての個人情報保護法
～シンプルレッスン～



？ 個人情報保護法とは？

- ✓個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性(社会生活やビジネス等への活用)とのバランスを図るための法律
- ✓民間事業者の個人情報の取扱いについて規定
- ✓従来は、取り扱う個人情報の数が5,000人分以下の事業者には適用されていましたが、平成29年5月30日からは、すべての事業者に適用されています

平成29年6月
個人情報保護委員会



2. 「個人情報」とは

4. (1) 取得・利用に関するルール

①取得・利用	②保管
③提供	④開示等対応

【個人情報】 生存する個人に関する情報で、 特定の個人を識別することができるもの

(例) 「氏名」、「生年月日と氏名の組合せ」、「顔写真」等

(※) その情報単体でも個人情報を該当することとした
「個人識別符号」も個人情報に該当します。)

顧客情報だけでなく、従業員情報や取引先の名刺といった
ものも個人情報です。

？ 「個人識別符号」とは？

- 以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される
①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号
⇒DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の靜脈、指紋・掌紋
②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号(公的な番号)
⇒旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー等

(※) 利用目的の通知・公表方法は、特に定めはありません。通知であれば、本人に口頭・書面・メール等で通知することが考え方られ、公表であれば、HPの分かりやすい場所や店舗等の事業所への掲示、申込書等への記載等が考えられます。なお、同意までの義務はありません。

【個人識別符号】は、個人情報を利用するの
が具体的に決めるべきことです。

？ 利用目的はどのように特定すればよいですか？

- 例えば、以下のように特定することができます。
「当社の新商品のご案内の送付のため」「当社の商品の配達及びアフターサービスのご案内のため」
- なお、取得の状況から、利用目的が明らかであれば、利用目的の通知又は公表は不要です。(例：配達伝票の記入内容を配達のために利用することは明らか)
- また、利用目的を変更（追加）する場合は、原則本人の同意が必要です。
(関連性のある範囲内での変更なら通知又は公表のみで可)

3. 事業者が守るべき4つのルール

①取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



③提供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供了した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



5

(※) ②～④は個人情報をデータベース化（特定の個人を検索できるようにまとめておいたもの）した場合にかかるルールです。

4. (1) 取得・利用に関するルール

！ 個人情報の「取得・利用」に当たって守るべきこと

- 「要配慮個人情報」を取得する場合は、あらかじめ本人の同意が必要。

(※) なお、法令に基づいて取得する場合は同意は不要です。
(例) 労働安全衛生法に基づき健康診断を実施、これにより従業員の身体状況、病状、治療等の情報を健康診断実施機関から取得する場合

また、本人から直接書面や口頭で取得する場合は、同意があつたものとみなされるため、あらためて同意をとる必要はありません。

？ 「要配慮個人情報」とは？

- 不正当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令に定められた情報。
- 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害等の障害があること等



7

4. (2) 保管に関するルール（補足：安全管理措置）

①取得・利用	②保管	③提供	④開示等対応
--------	-----	-----	--------

！個人情報の「保管」に当たって守るべきこと

●漏えい等が生じないよう、安全に管理する。

●従業者・委託先にも安全管理を徹底する。

？ 「安全に管理」するための手法とは？

✓ 取り扱う個人情報の性質及び量等によりますが、例えば、以下のような手法が考えられます。

- ・取扱の基本的なルールを決める。
- ・従業者を教育する。
- ・紙で管理している場合は、鍵のかかる引き出しで保管する。
- ・パソコン等で管理している場合は、ファイルにパスワードを設定する。
- ・また、セキュリティ対策ソフトウェアを導入する。

✓ なお、ガイドラインでは、小規模事業者（※）向けの手法例を掲載していますので、併せてご参照下さい（次ページ参照）。

※従業員数が100人以下の事業者（ただし、5,000人分を超える個人情報を取り扱う事業者や、委託を受けて個人情報を取り扱う事業者を除きます。）

8

4. (2) 保管に関するルール（補足：安全管理措置）

①取得・利用	②保管	③提供	④開示等対応
--------	-----	-----	--------

！小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント①

講じなければならない措置	手法例	ヒント💡
1 基本方針の策定	※この項目は、義務ではありません。	・義務ではありませんが、策定しておくことで、従業員教育に役立ちます。
2 個人データの取扱いに係る規律の整備	●個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。	・既存の業務マニュアル・チェックリスト・フローチャート等に個人情報の取扱いの項目を入れるものも一案。
3 組織的安全管理措置	(1) 組織体制の整備 (2) 個人データの取扱いに係る運用規律に従った運用 (3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備 (4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備 (5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	<ul style="list-style-type: none">●個人データを取り扱う従業者が複数いる場合、責任者がチェックすることと不適切な取扱いを防ぐことができます。●あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従つて個人データが取り扱われていることを、責任ある立場の者が確認する。●漏えい等の事案の発生時に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認する。●責任ある立場の者が、個人情報の漏えい等の事案を。(1)～(4)のプロセスで気づいたりいて、定期的に確認を行う。
4. (2) 保管に関するルール（補足：安全管理措置）	5 物理的安全管理措置	<p>4. (2) 保管に関するルール（補足：安全管理措置）</p> <p>●個人データを取り扱うことをできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。</p> <p>●個人データを取扱う機器、個人データが記録された書類等の電子媒体又は個人データが記録された書類等の電子媒体又は個人データが記録された書類等の電子媒体をきちんと管理する。</p> <p>●個人データを取り扱う情報システムが機器上で運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。</p> <p>●個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合は、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方法を講ずる。</p> <p>●電子媒体にはパスワードを。置き忘れ等にも注意を。</p>

10

！小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント②

講じなければならない措置	手法例	ヒント💡
4 人の安全管理措置	従業者の教育	<ul style="list-style-type: none">●個人データの取扱いについて、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。●集合研修に限らず、朝礼等の際に定期的に注意喚起を。
5 物理的安全管理措置	(1) 個人データを取り扱う区域の管理 (2) 機器及び電子媒体等の監視等の防止 (3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	<ul style="list-style-type: none">●個人データを取り扱うことでのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。●個人データを取扱う機器、個人データが記録された書類等の電子媒体又は個人データが記録された書類等の電子媒体をきちんと管理する。●個人データを取り扱う情報システムが機器上で運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。●個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合は、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方法を講ずる。
6 技術的安全管理措置	(1) アクセス制御 (2) アクセス者の識別と認証 (3) 外部からの不正アクセス等の防止 (4) 情報システムの運用	<ul style="list-style-type: none">●個人データを取り扱う機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不適切なアクセスを防止する。●機器に標準装備されているユーザーアカウント機能（ユーザー名・パスワード）により、個人情報を（ユーザー名・パスワード）を取扱う情報システムを使用する従業者を識別・監視する。●個人データを取り扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態に保持する。●個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策（ソフトウェア等）を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。●メール等による個人データの含まれたファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。

11

4. (3) 提供に関するルール

①取得・利用	②保管
③提供	④開示等対応

4. (3) 提供に関するルール (補足：外国への提供)

! 個人情報の「提供」に当たって守るべきこと

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。
第三者とは、個人情報を本人及び当該事業者以外の者を指します。

(※) 本人の同意を得る方法は、「特に定めはありません。口頭・書面で同意を得る方法のほか、ホームページで同意欄にチェックいただく方法も考えられます。

? 本人同意や記録が不要となる例外はありますか？

- ✓ 法令に基づく場合（例：警察、裁判所、税務署等からの照会）
- ✓ 人の生命・身体・財産の保護に必要（本人同意取得が困難）
(例：災害時の被災者情報の家族・自治体等への提供)
- ✓ 公衆衛生・児童の健全育成に必要（本人同意取得が困難）
(例：児童生徒の不登校や、児童虐待のおそれのある情報を関係機関で共有)
- ✓ 国の機関等の法令の定める事務への協力
(例：国や地方公共団体の統計調査等への回答)
- ✓ 委託・事業承継、共同利用 等

4. (3) 提供に関するルール (補足：確認記録義務)

①取得・利用	②保管
③提供	④開示等対応

! 記録事項・保存期間について

- 基本的な記録事項は、以下のとおり（保管期間は原則3年）
(提供した場合) 「いつ・誰の・どんな情報を誰に」「いつ・誰の・どんな情報を誰から」提供されたか？
+「相手方の取得経緯」
- ただし、本規定は個人データの不正な流通の防止が目的であるため、一般的なビジネスの実態に配慮して、以下の通り例外規定があります。

? 何でも記録義務がかかるのですか？例外はありますか？

- ✓ 本人との契約等に基づいて提供した場合は、記録は契約書で代替OK
- ✓ 反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOK
- ✓ 以下の場合は記録義務はかかりません。
 - ・本人による提供と整理できる場合（例：SNSでの個人の投稿）
 - ・本人に代わって提供していると整理できる場合（例：銀行振込）
 - ・本人側への提供と整理できる場合（例：同席している家族への提供）
 - ・「個人データ」に該当しないと整理できる場合（例：名刺1枚のコピー） 等

! 外国にある第三者に提供する場合に守るべきこと

- 次の①～③のいずれかを満たす必要があります。
(委託や共同利用を行おうとする場合であっても例外ではありません。)
 - ①外国にある第三者に提供することについて、本人の同意を得る。
 - ②外国にある第三者者が、適切な体制を整備している（※）。
 - ③外国にある第三者者が、個人情報保護委員会が認めた国に所在している

(※) 外国クラウドを利用する場合、当該クラウド事業者がサーバ内に保管された個人データを取り扱わない場合は、
は、外団への第三者提供には当たりません。

(※) 具体的には、以下が該当します。
○ 外国の第三者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、
委託契約・共通の内規・個人データを提供する者がAPEC越境プライバシーラー
ル(CBPR)システムの認定を受ける等によって担保されていること
○ 外国の第三者が個人情報の取扱いに関する国際的な枠組み（例：APEC越境ブラ
イバシールル(CBPR)システム）に基づく認定を受けていること
※ APEC越境プライバシーラル(CBPR)システムについて、ご興味のある方は、
当委員会のウェブサイトに説明資料を掲載していますので、是非ご覧ください。
URL : http://www.ppc.go.jp/files/pdf/CBPR_ppc.pdf

4. (4) 本人からの開示請求等に関するルール

①取得・利用	②保管
③提供	④開示等対応

! 個人情報の「開示請求等への対応」に当たって守るべきこと

- 本人から開示等の請求があつた場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

「開示等の請求などは、自分の個人情報について見せてほ
しい」、「誤りを訂正してほしい等の請求のことです。

? 開示請求等への対応に当たつての留意点は？

- ✓ 一時的に保有しているにすぎない個人情報（二半年以内に消去するもの）や、他の事業者からデータ編集作業のみを委託されて取り扱っているだけの個人情報（二開示等の権限がないもの）は、対応は不要です。
- ✓ 以下の①～⑤について、「本人が知り得る状態」に置く必要があります。
(例：HP公表、事業所での掲示等。また、それらを行わず、以下の事項に閲覧せざるとして運営なく答えられるようにしておくことでもOK)
 - ①事業者の名称、②利用目的、③請求手続、④苦情申出先、
 - ⑤加入している認定団体個人情報保護団体の名称・苦情申出先
- ✓ (※⑤)は認定個人情報保護団体に加入している場合のみ)

例外規定の詳しい内容はガイドライン(第三者提供時の開設・記載義務)をご参照ください。

●罰則について

- ✓ 事業者の法遵守の状況は、個人情報保護委員会が監督します。
- ✓ 必要に応じて、報告を求めたり立入検査を行い、実態に応じて指導・助言、勧告、命令を行います。
- ✓ 罰則
 - ・国からの命令に違反・6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 - ・虚偽の報告・30万円以下の罰金
 - ・従業員が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用・捏ねた・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法人にも罰金）

●「匿名加工情報」について

- ✓ ピックデータの活用を推進するための制度。
- ✓ 「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、その個人情報を復元できないようにした情報。（利用目的や第三者提供の制限なく、一定の取扱いルールの下、自由な流通・利活用を促進）。
- ✓ 匿名加工情報の加工基準や取扱いルールについては、ガイドラインや事務局レポートをご参照ください。

●個人情報保護法に関する質問・苦情相談

個人情報保護法の解釈について的一般的な質問や、事業者の個人情報の取扱いに関する苦情等は下記にご連絡ください。

個人情報保護法相談ダイヤル
03-6457-9849
くわしく

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

●事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談

事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談は、以下の窓口でも受け付けています。

- ・事業者の苦情受付窓口
- ・消費生活センター等の地方公共団体の窓口
- ・認定個人情報保護団体など

18

(参考2) 認定個人情報保護団体

●「認定個人情報保護団体」について

- ✓ 事業者の個人情報の適切な取扱いの確保を目的として、国の認定を受けた民間団体。
- ✓ 対象事業者への情報提供、個人情報に関する苦情の処理等を行う。

認定個人情報保護団体の役割



【巻末資料】中小企業向け「これだけは！」10のチェックリスト

分類	No	チェック項目	ポイント	関連ページ
取得・利用	1	取り扱っている個人情報について、利用目的を決めていませんか？	・目的は具体的に。 ○「新商品のご案内の送付のため」 ×「当社の事業のため」	P6
保管	2	その利用目的は、本人に通知するか公表していますか？	・取得の状況からみて利用目的が明らかなら、通知・公表は不要。	P6
	3	(組織的安全管理措置) 個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていませんか？	・個人情報の保管場所や漏えい発生時の社内の報告先は決まってますか？	P8,9
	4	(人的安全管理措置・従業者監督) 個人情報の取扱いについて従業員に教育を行っていますか？	・個人情報の保管場所等のルールは周知できていますか？	P8,10
	5	(物理的安全管理措置) 個人情報が含まれる書類や電子媒体について、誰でも見られる場所・溢れやすい場所に放置していませんか？	・不要になつた情報は適切に廃棄・削除することも大切。	P8,10
	6	(技術的安全管理措置) パソコン等で個人情報を取り扱う場合、セキュリティ対策(ウイルス対策)をインストールして最新の状態にしていますか？	・ログイン時にパスワードを要求したり、ファイルにパスワードをかけることも大切。	P8,11

※認定個人情報保護団体の一覧は、個人情報保護委員会HP (<https://www.ppc.go.jp/personal/nintei/>) をご参照下さい。

※このチェックリストは、主に中小企業を対象に、個人情報保護法を遵守しているかどうか確認する際の参考に作成したもののです。
個人情報保護法のルールの詳細は、本シナリオシミュレーションの見通しページや、個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。

【巻末資料】中小企業向け「これだけは！」10のチェックリスト

分類	No	チェック項目	ポイント	関連ページ
保管	7	個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか？	・委託先にも安全管理を徹底してもらうということ。	P8
	8	本人以外に個人情報を提供する場合、本人に同意をとっていますか？	・法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には同意不要。	P12
提供	9	本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、相手方や提供年月日等について記録を残していますか？	・法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には記録不要。	P12,13
	10	本人から自分の個人情報を見せてほしいと言われたり、訂正してほしいと言われた際には、対応していますか？	・開示等の請求に対応する人は決まっていませんか？	P15

※このチェックリストは、主に中小企業を対象に、個人情報保護法を遵守できているかどうか確認するガイドラインを作成したもののです。
個人情報保護法のルールの詳細は、本シナリオレッスンの関連ページや、個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。

- 本資料は、改正個人情報保護法の概要をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。
- より詳細な内容については、個人情報保護委員会のガイドライン等をご参照下さい。
 - (個人情報保護委員会HP)
 - 中小企業サポートページ（個人情報保護法）
 - https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/
 - ガイドライン等
 - <https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

受付印		(□後見 □保佐 □補助) 開始等申立書 <small>※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。</small>			
		<small>※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。</small> <small>後見又は保佐開始のときは、800円分</small> <small>保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分</small> <small>保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分</small> <small>【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。</small> <small>収入印紙（登記費用）2,600円分はここに貼らないでください。</small>			
収入印紙（申立費用） 円		準口頭		関連事件番号	年（家）第 号
収入印紙（登記費用） 円					
予納郵便切手 円					
家庭裁判所 支部・出張所 御中		申立人又は同手続 代理人の記名押印		印	
令和 年 月 日					
申立人	住 所	<small>〒</small> <small>電話 () 携帯電話 ()</small>			
	ふりがな 氏 名			<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 生 <input type="checkbox"/> 平成 (歳)	
	本人との 関 係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 姉妹 <input type="checkbox"/> その他の親族（関係： ） <input type="checkbox"/> 市区町村長 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
手続代理人	住 所 (事務所等)	<small>〒</small> <small>電話 () 携帯電話 ()</small>			
	氏 名				
本人	本 籍 (国籍)	<small>都 道 府 県</small>			
	住民票上 の 住 所	<input type="checkbox"/> 申立人と同じ <small>〒</small> <small>電話 ()</small>			
	実際 に 住んでいる 場 所	<input type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ <small>〒</small> <small>※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。</small>			
		<small>病院・施設名 () 電話 ()</small>			
	ふりがな 氏 名			<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 生 <input type="checkbox"/> 平成 (歳)	

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

- 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

- 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

 - 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
 - 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

記

- 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

 - 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。
 - 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付すとともに、具体的な事情を記載してください。

本人は、

- 預貯金等の管理・解約 保険金受取 不動産の管理・処分 相続手続
- 訴訟手続等 介護保険契約 身上監護（福祉施設入所契約等）
- その他（ ）

の必要があるが、

- 認知症 統合失調症 知的障害 高次脳機能障害
- 遷延性意識障害 その他（ ）

により判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※ 具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙を利用してください。

成年後見人等候補者	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 <input type="checkbox"/> 申立人 ※ 申立人のみが候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 <input type="checkbox"/> 申立人以外の [<input type="checkbox"/> 以下に記載の者 <input type="checkbox"/> 別紙に記載の者] 住 所 〒 電話 () 携帯電話 () ふりがな 氏 名 年 月 日 生 歳 本人との 関 係	
	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 生 <input type="checkbox"/> 平成 歳	

手続費用の上申

手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 手続費用は申立人の負担が原則です。ただし、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、この上申に基づき、これらの全部又は一部について、本人の負担とできる場合があります。

※ 本欄に記載した場合でも、必ずしも希望どおり認められるとは限りません。

添付書類	<p>※ 同じ書類は本人1人につき1通で足ります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。</p> <p>※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 本人の住民票又は戸籍附票 <input type="checkbox"/> 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 (成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）) <input type="checkbox"/> 本人の診断書 <input type="checkbox"/> 本人情報シート写し <input type="checkbox"/> 本人の健康状態に関する資料 <input type="checkbox"/> 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 本人の財産に関する資料 <input type="checkbox"/> 本人の收支に関する資料 <input type="checkbox"/> (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合) 同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）

※ 太わくの中だけ記載してください。

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

(別紙)

【保佐、補助用】**代理行為目録**

※ 下記の行為のうち、必要な代理行為に限り、該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください（包括的な代理権の付与は認められません。）。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 財産管理関係**(1) 不動産関係**

- ① 本人の不動産に関する [□ 売却 □ 担保権設定 □ 賃貸 □ 警備 □ _____]
契約の締結、更新、変更及び解除
- ② 他人の不動産に関する [□ 購入 □ 借地 □ 借家] 契約の締結、更新、変更及び解除
- ③ 住居等の [□ 新築 □ 増改築 □ 修繕（樹木の伐採等を含む。） □ 解体
□ _____] に関する請負契約の締結、変更及び解除
- ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
- ⑤ _____

(2) 預貯金等金融関係

- ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）
※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には、③に記載してください。
- ② 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引
[□ 貸金庫取引 □ 証券取引 □ 保護預かり取引 □ 為替取引 □ 信託取引
□ _____]
- ③ _____

(3) 保険に関する事項

- ① 保険契約の締結、変更及び解除
- ② 保険金及び賠償金の請求及び受領

(4) その他

- ① 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続
[□ 家賃、地代 □ 年金・障害手当その他の社会保障給付
□ 臨時給付金その他の公的給付 □ 配当金 □ _____]
- ② 定期的な支出及びこれに関する諸手続
[□ 家賃、地代 □ 公共料金 □ 保険料 □ ローンの返済金 □ 管理費等
□ 公租公課 □ _____]
- ③ 情報通信（携帯電話、インターネット等）に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払
- ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための交渉を含む。）
- ⑤ 本人が現に有する債権の回収（そのための交渉を含む。）
- ⑥ _____

2 相続関係

※ 審判手続 調停手続及び訴訟手続が必要な方は、④⑤又は⑥についても検討してください。

- ① 相続の承認又は放棄
- ② 贈与又は遺贈の受諾
- ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ④ 遺留分減殺請求【又は遺留分侵害額請求（令和元年7月1日施行）】に関する諸手続
- ⑤ _____

3 身上監護関係

- ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ⑤ _____

4 その他

- ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- ② 登記・登録の申請
- ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ④ 住民票の異動に関する手続
- ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任すること
- ⑦ _____

5 関連手続

- ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

(別紙)

【補助用】**同 意 行 為 目 錄**

(民法13条1項各号所定の行為)

※ 下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち、必要な同意行為に限り、該当する部分の□にチェックを付してください。

※ 保佐の場合には、以下の1から10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 元本の領収又は利用（1号）のうち、以下の行為

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 債務弁済の受領
- (3) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証（2号）のうち、以下の行為

- (1) 金銭消費貸借契約の締結
※ 貸付けについては1(3)又は3(7)を検討してください。
- (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）のうち、以下の行為

- (1) 本人の所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄附行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付け
- (8) その他 ※ 具体的に記載してください。

4 □ 訴訟行為（4号）

※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

5 □ 贈与、和解又は仲裁合意（5号）

- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）
- 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（7号）
- 8 新築、改築、増築又は大修繕（8号）
- 9 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（9号）
- 10 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（10号）

【令和2年4月1日施行】

- 11 その他 ※ 具体的に記載してください。

※ 民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。

申立事情説明書

※ 申立人（申立人が記載できないときは、本人の事情をよく理解している方）が記載してください。

※ 記入式の質問には、自由に記載してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 年 月 日

作成者の氏名 印
 (作成者が申立人以外の場合は、本人との関係：_____)

作成者（申立人を含む。）の住所

- 申立書の申立人欄記載のとおり
 次のとおり

〒 _____

住所：

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 ()
 (□携帯・□自宅・□勤務先)

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 □電話してもよい・□差し支える
 - ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。
-

【本人の状況について】

1 本人の生活場所について

(1) 現在の生活場所について

- 自宅又は親族宅

同居者 → なし（1人暮らし）

あり（※ 同居している方の氏名・本人との続柄を記載してください。）

（氏名：_____ 本人との続柄：_____）

（氏名：_____ 本人との続柄：_____）

（氏名：_____ 本人との続柄：_____）

最寄りの公共交通機関（※ わかる範囲で記載してください。）

（電車）最寄りの駅：_____線_____駅

（バス）最寄りのバス停：_____バス（_____行き）_____下車

- 病院又は施設（入院又は入所の日：昭和・平成・令和 年 月 日）

名 称：_____

所在地：〒 _____

担当職員：氏名：_____ 役職：_____

連絡先：電話 _____ () _____

最寄りの公共交通機関（※ わかる範囲で記載してください。）

(電車) 最寄りの駅: _____ 線 _____ 駅

(バス) 最寄りのバス停: _____ バス (_____ 行き) _____ 下車

(2) 転居、施設への入所や転院などの予定について

※ 申立後に転居・入院・転院した場合には、速やかに家庭裁判所までお知らせください。

- 予定はない。
 予定がある。 (□ 転居 □ 施設への入所 □ 転院)

時期: 令和 _____ 年 _____ 月 ごろ

施設・病院等の名称: _____

転居先、施設・病院等の所在地: 〒 _____ - _____

2 本人の略歴（家族関係（結婚、出産など）及び最終学歴・主な職歴）をわかる範囲で記載してください。

年月日	家族関係	年月日	最終学歴・主な職歴
・ ・	出生（人きょうだいの番目）	・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	

3 本人の病歴（病名、発症時期、通院歴、入院歴）をわかる範囲で記載してください。

病 名: _____

発症時期: _____ 年 _____ 月 ごろ

通院歴: _____ 年 _____ 月 ごろ ~ _____ 年 _____ 月 ごろ

入院歴: _____ 年 _____ 月 ごろ ~ _____ 年 _____ 月 ごろ

病 名: _____

発症時期: _____ 年 _____ 月 ごろ

通院歴: _____ 年 _____ 月 ごろ ~ _____ 年 _____ 月 ごろ

入院歴: _____ 年 _____ 月 ごろ ~ _____ 年 _____ 月 ごろ

4 福祉に関する認定の有無等について

※ 当てはまる数字を○で囲んでください。

※ 認定資料の写しを添付してください。

- 介護認定 (認定日: _____ 年 _____ 月)
 要支援 (1・2) 要介護 (1・2・3・4・5)
 非該当 認定手続中
 障害支援区分 (認定日: _____ 年 _____ 月)
 区分 (1・2・3・4・5・6) 非該当 認定手続中

- 療育手帳（愛の手帳など） (手帳の名称) (判定)
 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3級)
 身体障害者手帳 (1・2・3・4・5・6級)
 いずれもない。

5 本人の日常・社会生活の状況について

- 本人情報シート写しを提出する。

※ 以下の(1)から(6)までの記載は不要です。

- 本人情報シート写しを提出しない。

※ 以下の(1)から(6)までについて、わかる範囲で記載してください。

(1) 身体機能・生活機能について

ア 食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には、「支援の必要はない。」にチェックを付してください。

- 支援の必要はない。
 一部について支援が必要である。

※ 必要な支援について具体的に記載してください。

-
- 全面的に支援が必要である。

イ 今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等を記載してください。

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか：□ あり □ なし

※ 「あり」の場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでにチェックを付してください。

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

※ 「日常的な行為」は、食事、入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など、普段の本人の生活環境の中で行われるものを感じてください。

- 意思を他者に伝達できる。

(日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる。)

- 伝達できない場合がある。

(正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題を生じることがある。)

- ほとんど伝達できない。

(空腹である、眠いなどごく単純な意思を伝えることはできるが、それ以外の意思については伝えることができない。)

- できない。

(ごく単純な意思も伝えることができない。)

イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる。

(起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答することができる。)

- 理解できない場合がある。

(上記の点について、回答できるときとできないときがある。)

- ほとんど理解できない。
(上記の点について、回答できないことが多い。)
- 理解できない。
(上記の点について、基本的に回答することができない。)
- ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について
- 記憶できる。
(直前にしていたことや示したものなどを正しく回答できる。)
- 記憶していない場合がある。
(上記の点について、回答できるときとできないときがある。)
- ほとんど記憶できない。
(上記の点について、回答できないことが多い。)
- 記憶できない。
(上記の点について、基本的に回答することができない。)
- エ 本人が家族等を認識できているかについて
- 正しく認識している。
(日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても会えば正しく認識できる。)
- 認識できていないところがある。
(日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが、それ以外は難しい。)
- ほとんど認識できていない。
(日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても認識できないことが多い。)
- 認識できていない。
(日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても基本的に認識できない。)

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

※ 「精神・行動障害」とは、外出すると戻れない、物を壊す、衣類を破る、大声・奇声を出すなど、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動のことをいいます。

- 支障となる行動はない。 □ 支障となる行動はほとんどない。
- 支障となる行動がときどきある。 □ 支障となる行動がある。

※ 支障となる行動の具体的な内容及び頻度等を記載するとともに、当該行動について支援が必要な場合は、その支援の具体的な内容を併せて記載してください。

(4) 社会・地域との交流頻度について

ア 家族・友人との交流、介護サービスの利用、買い物、趣味活動等によって、本人が日常的にどの程度、社会・地域と接点を有しているかについて、その交流する頻度を回答してください。

- 週1回以上 □ 月1回以上 □ 月1回未満

イ 交流内容について具体的に記載してください。

(5) 日常の意思決定について

※ 「日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関する意思決定のことをいいます。

できる。

(毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。)

特別な場合を除いてできる。

(テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できるが、治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。)

日常的に困難である。

(テレビ番組や献立、服の選択等についてであれば意思決定できることがある。)

できない。

(意思決定が全くできない、あるいは意思決定できるかどうか分からぬ。)

(6) 金銭の管理について

※ 「金銭の管理」とは、所持金の支出入の把握、管理、計算等を指します。

本人が管理している。

(多額の財産や有価証券等についても、本人が全て管理している。)

親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している。

(通帳を預かってもらいながら、本人が自らの生活費等を管理している。)

親族又は第三者が管理している。

(本人の日々の生活費も含めて第三者等が支払等をして管理している。)

※ 支援（管理）を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等を記載してください。

【申立ての事情について】

1 本人について、これまで家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用されたり、どなたかとの間で任意後見契約を締結したことがありますか。

なし

あり → 年 月 ごろ

家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したことがある。

利用した裁判所： 家庭裁判所 支部・出張所

事件番号： 年（家） 第 号

後見開始 保佐開始 補助開始 その他（ ）

申立人氏名：

任意後見契約を締結したことがある。

公正証書を作成した公証人の所属： 法務局

証書番号： 年第 号

証書作成年月日： 年 月 日

登記番号：第_____号
任意後見受任者氏名：_____

2 本人には、今回の手続をすることを知らせていますか。

※ 本人が申立人の場合は記載不要です。

- 申立てをすることを説明しており、知っている。
 - 申立てについての本人の意見 賛成 反対 不明
 - 後見人等候補者についての本人の意見 賛成 反対 不明
- 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
- 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
- その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

3 本人の親族

- (1) 本人の推定相続人について氏名、住所等を記載してください。

※ 欄が不足する場合は、別紙に記載してください。

※ 推定相続人とは、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。具体的には、「親族の意見書について」の2をご参照ください。

※ 「意見1」欄にはこの申立てに関するその方の意見について、「意見2」欄には後見人等候補者に関するその方の意見について、該当する部分の□にそれぞれチェックを付してください。(「一任」とは、家庭裁判所の判断に委ねることを指します。)

氏名	年齢	続柄	住 所	意見1	意見2
			〒 <input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒 <input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒 <input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒 <input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒 <input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒 <input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明

		〒	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
		〒	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明

(2) (1)で挙げた方のうち、この申立てに反対の意向を示している方や意向が不明な方、親族の意見書を提出していない方がいる場合には、その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏名	理由等
	<input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり

4 本人に関し何らかの相談をし又は何らかの援助を受けた福祉機関があれば、チェックを付して、その名称を記載してください。

- 地域包括支援センター（名称：）
- 権利擁護センター（名称：）
- 社会福祉協議会（名称：）
- その他（名称：）
- 相談をし又は援助を受けた福祉機関はない。

5 成年後見人等候補者がいる場合は、その方が後見人等にふさわしい理由を記載してください。

※ 候補者がおらず、家庭裁判所が選任する第三者（弁護士などの専門家）を希望する場合は、その事情や理由を記載してください。

※ 家庭裁判所の判断により、候補者以外の方を成年後見人等に選任する場合があります。

6 家庭裁判所まで本人が来ることは可能ですか。

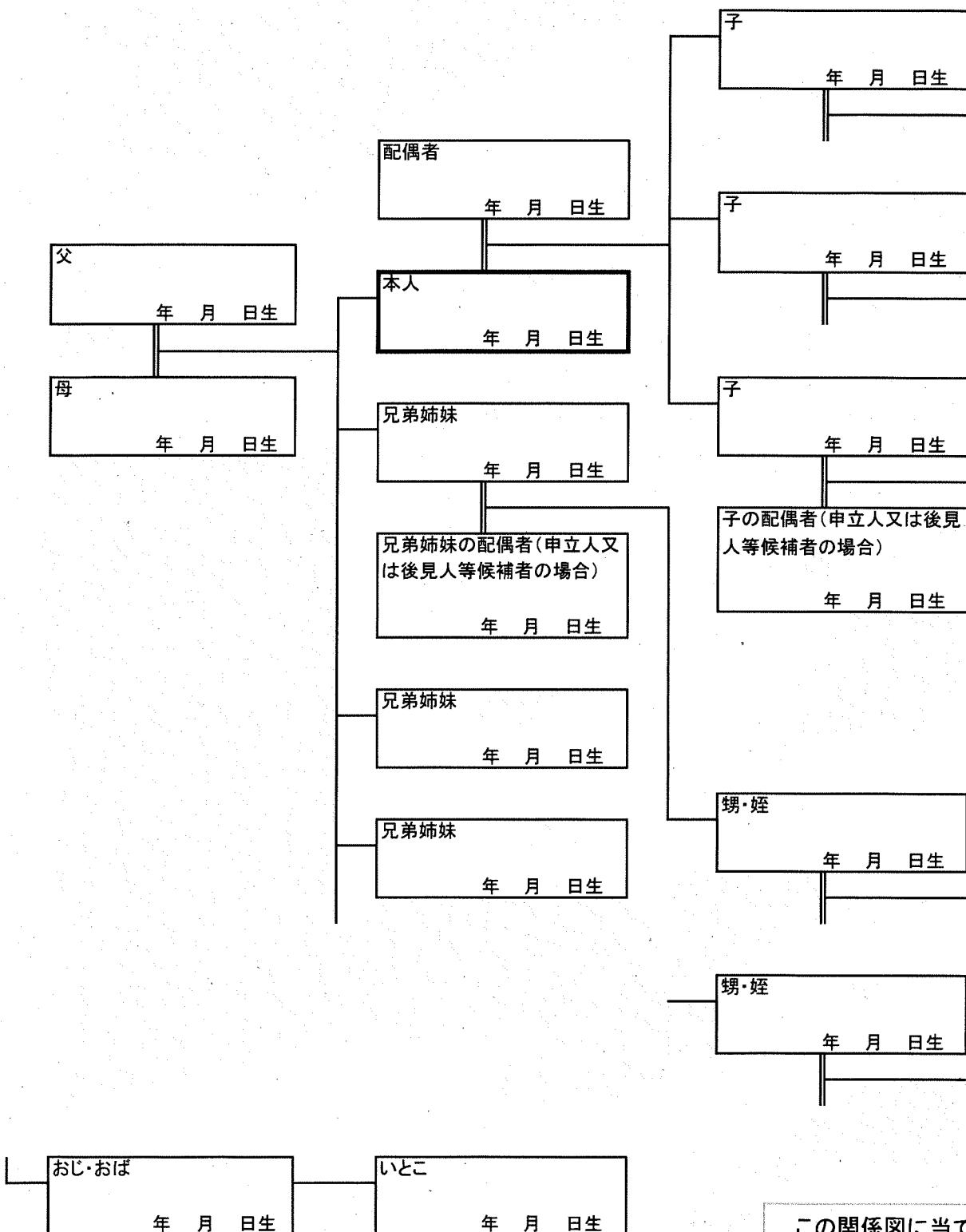
- 可能である。
- 不可能又は困難である。

理由 : _____

7 本人に申立ての事情等をお伺いする場合の留意点（本人の精神面に関し配慮すべき事項等）があれば記載してください。

親族関係図

- ※ 申立人及び成年後見人等候補者を必ず記載してください。
- ※ 本人の推定相続人その他の親族については、わかる範囲で記載してください。
 (推定相続人とは、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。
 具体的には、「親族の意見書について」の2をご参照ください。)



この関係図に当てはまらない身分関係があり、記載が難しい場合は、この書式を参考にして、別紙（A4サイズ）に記載してください。

親族の意見書

1 私は、本人（氏名 _____）の（続柄 _____）です。

2 本人について後見（保佐・補助）を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。

- 賛成である。
- 家庭裁判所の判断に委ねる。
- 反対である。

【反対の理由】

- 後見（保佐・補助）を開始するほど判断能力は低下していない。
 - 理由は次のとおりである。（※ 書き切れない場合には別紙を利用してください。）
-

3 本人の成年後見人（保佐人・補助人）の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者氏名（_____）が選任されることについて

（候補者がいない場合には、家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて）

※ 候補者氏名については申立人が記入してください。

- 賛成である。
- 家庭裁判所の判断に委ねる。
- 反対である。又は意見がある。

理由は次のとおりである。（※ 書き切れない場合には別紙を利用してください。）

令和 年 月 日

（元 一 ）

住 所

氏 名

印

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話

（ ）

（□携帯 □自宅 □勤務先）

親族の意見書の記載例

後見開始・保佐開始・補助開始の手続では、本人（援助を必要とされている方）の親族の方の御意見も参考にして、本人に後見・保佐・補助を開始することや成年後見人・保佐人・補助人（本人の援助を行う方）として誰が適任なのかを判断します。

【例】 本人の親族である甲野冬子さん（続柄：本人の長女）が、本人甲野太郎さんの成年後見人（保佐人・補助人）として、候補者である甲野夏男さんがふさわしいとお考えになった場合は、以下のような記載になります。

親族の意見書

- 1 私は、本人（氏名 甲野 太郎）の（続柄 長女）です。
- 2 本人について後見（保佐・補助）を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。
 - 賛成である。
 - 家庭裁判所の判断に委ねる。
 - 反対である。
 - 【反対の理由】
 - 後見（保佐・補助）を開始するほど判断能力は低下していない。
 - 理由は次のとおりである。（※ 書き切れない場合には別紙を利用してください。）

- 3 本人の成年後見人（保佐人・補助人）の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者氏名（甲野 夏男）が選任されることについて
(候補者がいない場合には、家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて)
※ 候補者氏名については申立人が記入してください。

- 賛成である。
- 家庭裁判所の判断に委ねる。
- 反対である。又は意見がある。
理由は次のとおりである。（※ 書き切れない場合には別紙を利用してください。）

令和〇年〇月〇日

(〒〇〇〇-〇〇〇)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 甲野 冬子

印

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
(携帯 自宅 勤務先)

親族の意見書について

- 1 後見開始・保佐開始・補助開始の手続では、本人（援助を必要とされている方）の親族の方の意見も参考にして、本人に後見・保佐・補助を開始することや成年後見人・保佐人・補助人（本人の援助を行う方）として誰が適任なのかを判断します。
- 2 意見を伺う親族の範囲は、仮に本人が亡くなった場合に相続人となる方々（この方々を「推定相続人」といいます。）です。具体的には次のとおりとなります。
 - (1) 本人に配偶者がいる場合
 - ①（子どもがいる場合）配偶者と子ども
(子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫)
 - ②（子どもや孫がいない場合）配偶者と父母
(父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母)
 - ③（子どもや孫、父母や祖父母がいない場合）配偶者と兄弟姉妹
(兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪)
 - (2) 本人に配偶者がいない場合
 - ①（子どもがいる場合）子ども
(子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫)
 - ②（子どもや孫がいない場合）父母
(父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母)
 - ③（子どもや孫、父母や祖父母がいない場合）兄弟姉妹
(兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪)
- 3 申立人は、必要な人数分だけ親族の意見書の様式をコピーして使用してください。上記2記載に該当する親族の方にこの意見書を作成してもらった上で申立書に添付してください。
- 4 申立人、候補者の方は、意見書の提出は不要です。
- 5 意見書を提出されなかった親族の方については、家庭裁判所から書面で意見の照会を行うことがあります。
- 6 家庭裁判所の判断によっては、候補者以外の方が成年後見人等に選任されることがあります。

後見人等候補者事情説明書

- ※ 候補者の方が記載してください。
- ※ 候補者の方がいない場合は提出は不要です。
- ※ 記入式の質問には、自由に記入してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 年 月 日

候補者の氏名

印

候補者の住所

- 申立書の成年後見人等候補者欄に記載のとおり
- 次のとおり

〒 _____

住所 :

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 ()
(□携帯・□自宅・□勤務先)

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 □電話してもよい・□差し支える
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

1 あなたの現在の生活状況、健康状態、経歴など

(1) 職業

(職種: _____) 勤務先名: _____ 勤務先での役職: _____

(2) 収入（年収）(_____) 円

負債（借金）

住宅ローン (_____) 円

自動車ローン (_____) 円

消費者金融 (_____) 円

その他の他（内容： _____ ）（金額： _____ 円）

(3) あなたと同居している方を記載してください。

氏名	年齢	続柄	職業

(4) 生計を立てている方（複数選択可）

- あなた あなた以外（あなたとの続柄：_____）

(5) あなたの最近の健康状態

- 普通の健康体である。

- 具合が悪い。（具体的な症状：_____）

- 通院治療中である。

(病名：_____ 通院の頻度：（　）か月に（　）回程度)

(6) あなたの経歴（最終学歴・主な職歴）について書いてください。

年月日	経歴	年月日	経歴
・・		・・	
・・		・・	
・・		・・	
・・		・・	
・・		・・	

2 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

- 次の者に該当する。
 未成年者である。
 家庭裁判所で成年後見人、保佐人、補助人等を解任されたことがある。
 破産開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
 現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
 現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした方の〔 配偶者 親 子〕である。
 いずれにも該当しない。

3 あなたと本人との日常の交流状況（同居の有無、家計状況、面会頻度、介護、援助、事務等）(1) 本人との関係 本人の親族（続柄：_____） その他（_____）

(2) 本人との同居の有無

現在、本人と 同居中である。（同居を開始した時期 年 月～）
 別居中である。

(3) 本人との家計の状況

現在、本人と 家計が同一である。 家計は別である。

(4) （※ 本人と別居中である方のみ回答してください。）

本人との面会の状況 月に（　）回程度 2～3か月に1回程度
 半年に1回程度 年に1回程度
 ほとんど会っていない その他（_____）

(5) あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。

4 あなたと本人との間で、金銭の貸借、担保提供、保証、立替えを行っている関係がありますか。

- ・ 金銭貸借 なし あり(具体的な金額、内容)
- ・ 担保提供 なし あり(具体的な金額、内容)
- ・ 保証 なし あり(具体的な金額、内容)
- ・ 立替払 なし あり(具体的な金額、内容)

(※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合、本人に返済を求める意思がありますか。)

- 返済を求める意思はない。 返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は、関係書類（借用書、担保権設定契約書、保証に関する書類、領収書、立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

5 あなたが候補者となった経緯や事情を記載してください。

6 本人の財産管理と身上監護（療養看護）に関する今後の方針、計画

- 現状を維持する（本人の財産状況、身上監護状況が変化する見込みはない。）。
- 以下のとおり、財産状況が変化する見込みである。
(大きな収支の変動、多額の入金の予定など、具体的な内容を記載してください。)
-
-
-

- 以下のとおり、身上監護（療養看護）の状況が変化する見込みである。

(必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話など、具体的な内容を記載してください。)

7 成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について、次のことを知っていますか。知っている事項の□にチェックを付してください。

- 家庭裁判所が、あなた以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。
- あなたを成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任すること。
- 誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服の申立てができるないこと。

8 成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

(1) 家庭裁判所で配布している申立ての手引きやパンフレット、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイトや家庭裁判所に備え付けているDVDをご覧になるなどして、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。

- 理解している。
 理解できないところがある。又は疑問点がある。
(理解できないところや疑問点について記載してください。)

-
- 理解できていない。
→ 家庭裁判所で配布している申立ての手引きやパンフレット、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイトや家庭裁判所に備え付けているDVDなどで、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますのでそちらをご覧になってください。

(2) あなたが成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。

- ・ 本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。
- ・ 本人の財産を後見人等自身のために利用しないこと。また、投資、投機等の運用をしたり、贈与、貸付をしたり、本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
- ・ 本人の収支の状況を記録に残すこと。
- ・ 家庭裁判所の指示に従い、書類の提出や定期的に報告を行うなど、後見等事務の監督を受けること。

- 全てに同意する。
 同意できない。又は疑問点がある。
(同意できない理由や疑問点について記載してください。)
-

財産目録

令和 年 月 日 作成者氏名

印

本人（_____）の財産の内容は以下のとおりです。

- ※ 以下の1から9までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。
- ※ 以下の1から8までの財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：財産目録の「1預貯金・現金」の「No.2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「財1-2」と付記してください。）
- ※ 財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

1 預貯金・現金

次のとおり 当該財産はない 不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普通」、定期預貯金や定額貯金等は「定期」の□にチェックを付してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
2			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
3			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
6			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
7			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
8			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
9			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
10			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合 計								

2 有価証券等（株式、投資信託、国債、社債、外貨預金、手形、小切手など）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	種類	株式の銘柄、証券会社の名称等	数量、額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>
合 計						

3 生命保険、損害保険等（本人が契約者又は受取人になっているもの）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	受取人	資料
1							<input type="checkbox"/>
2							<input type="checkbox"/>
3							<input type="checkbox"/>
4							<input type="checkbox"/>
5							<input type="checkbox"/>

4 不動産（土地）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	所在	地番	地目	地積 (m ²)	備考 (現状、持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

5 不動産（建物）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	所在	家屋番号	種類	床面積(m ²)	備考 (現状、持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

6 債権（貸付金、損害賠償金など）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>

合 計

7 その他（自動車など）

- 次のとおり 当該財産はない 不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>

8 負債

- 次のとおり 負債はない 不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計					

9 遺産分割未了の相続財産（本人が相続人となっている遺産）

- 相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）
 相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）
 不明 （相続財産目録は作成する必要はありません。）

相続財産目録

令和 年 月 日 作成者氏名

印

本人（_____）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

- ※ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。
- ※ 被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には、この目録をコピーするなどして、被相続人ごとにこの目録を作成してください。
- ※ 以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。
- ※ 以下の相続財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、相続財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：相続財産目録の「1 預貯金・現金」の「No. 2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「相1-2」と付記してください。）
- ※ 相続財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

被相続人の氏名	(_____)
本人との続柄	(本人の_____)
被相続人が亡くなられた日	(□ 平成・□ 令和 年 月 日死亡)
本人の法定相続分	(_____ 分の_____)
遺言書	□ あり □ なし □ 不明

1 預貯金・現金

□ 次のとおり □ 当該財産はない □ 不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普通」、定期預貯金や定額貯金等は「定期」の□にチェックを付してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			□普通 □定期					□
2			□普通 □定期					□
3			□普通 □定期					□
4			□普通 □定期					□
5			□普通 □定期					□
6			□普通 □定期					□
7			□普通 □定期					□
8			□普通 □定期					□
9			□普通 □定期					□
10			□普通 □定期					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合計								

2 有価証券等（株式、投資信託、国債、社債、外貨預金、手形、小切手など）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	種類	株式の銘柄、証券会社の名称等	数量、額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>
合計						

3 生命保険、損害保険等（被相続人が契約者又は受取人になっているもの）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	受取人	資料
1							<input type="checkbox"/>
2							<input type="checkbox"/>
3							<input type="checkbox"/>
4							<input type="checkbox"/>
5							<input type="checkbox"/>

4 不動産（土地）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	所在	地番	地目	地積 (m ²)	備考 (現状、持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

5 不動産（建物）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	所在	家屋番号	種類	床面積(m ²)	備考 (現状、持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

6 債権（貸付金、損害賠償金など）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計					

7 その他（自動車など）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>

8 負債

次のとおり 負債はない 不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計					

収支予定表

令和 年 月 日 作成者氏名

印

- ※ 以下の収支について記載し、資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、収支予定表との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。(例: 収支予定表の「1本人の定期的な収入」の「No. 2国民年金」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「収1-2」と付記してください。)
- ※ 収支の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

1 本人の定期的な収入

No.	名称・支給者等	月額(円)	入金先口座・頻度等	資料
1	厚生年金		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	<input type="checkbox"/>
2	国民年金		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	<input type="checkbox"/>
3	その他の年金()		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	<input type="checkbox"/>
4	生活保護等()		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	<input type="checkbox"/>
5	給与・役員報酬等		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	<input type="checkbox"/>
6	賃料収入(家賃、地代等)		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	<input type="checkbox"/>
7				<input type="checkbox"/>
8				<input type="checkbox"/>
9				<input type="checkbox"/>
10				<input type="checkbox"/>
収入の合計(月額)=		円	年額(月額×12か月)=	円

2 本人の定期的な支出

No.	品目	月額(円)	引落口座・頻度・支払方法等	資料
1	生活費	食費・日用品	□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
2		電気・ガス・水道代等	□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
3		通信費	□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
4			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
5			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
6	療養費	施設費	□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
7		入院費・医療費・薬代	□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
8			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
9			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
10			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>

11	住居費	家賃	<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
12		地代	<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
13			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
14			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
15			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
16	税金	固定資産税	<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
17		所得税	<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
18		住民税	<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
19			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
20			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
21	保険料	国民健康保険料	<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
22		介護保険料	<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
23		生命(損害)保険料	<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
24			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
25			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
26	その他	負債の返済	<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
27		こづかい		<input type="checkbox"/>
28			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
29			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
30			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
31			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
32			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
33			<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
支出の合計(月額)=		円	年額(月額×12か月)=	円

月額 (収入の合計) - (支出の合計) = + - -	円
年額 (収入の合計) - (支出の合計) = + - -	円

記載例（後見開始）

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

受付印

(後見 保佐 補助) 開始等申立書

※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。

申立書を提出する裁判所

作成年月日

収入印紙（申立費用）円

収入印紙（登記費用）円

予納郵便切手円

OO 家庭裁判所
OO 支部・出張所

令和〇年〇月〇日

準印頭

関連事件番号

年(家)第

号

御中

申立人又は同手続

代理人の記名押印

甲野花子

印

平日（午前9時～午後5時）に連絡
が取れる電話及び携帯電話の番号を
正確に記載してください。

申立人	住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	電話 〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	ふりがな	こう の はな こ		
	氏 名	甲野花子	□ 大正 □ 昭和 ○ 年〇月〇日生 □ 平成 (〇〇歳)	
	本人との関係	□ 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 □ その他の親族（関係： ） □ その他（ ）	□ 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 姉妹 □ 市区町村長	
手続代理人	住 所 (事務所等)	〒 —	電話 () 携帯電話 ()	
	氏 名			
本人	本 籍 (国籍)	〇〇 都道府県 〇〇市〇〇町〇〇番地		
	住民票上の住所	〒 —	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同じ	
	実際に住んでいる場所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。	
		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	病院・施設名 (〇〇病院) 電話 〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	ふりがな	こう の た ろう	□ 大正 □ 昭和 ○ 年〇月〇日生 □ 平成 (〇〇歳)	
氏 名	甲野太郎			

成年後見人を選任する必要がある方について記載してください。

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。

本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

記

本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。

本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付すとともに、具体的な事情を記載してください。

本人は、

預貯金等の管理・解約 保険金受取 不動産の管理・処分 相続手続

訴訟手続等 介護保険契約 身上監護（福祉施設入所契約等）

その他（ ）

の必要があるが、

認知症 統合失調症 知的障害 高次脳機能障害

遷延性意識障害 その他（ ）

により判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※ 具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙を利用してください。

～ 本人は、〇年程前から認知症で〇〇病院に入院しているが、その症状は回復の

見込みがなく、日常的に必要な買い物も一人でできない状態である。

令和〇年〇月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたこ

とから本件を申し立てた。申立人も病気がちなので、成年後見人には、健康状態

に問題のない長男の甲野夏男を選任してもらいたい。

この申立てをするに至ったいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

法人の場合は、商業登記簿上の名称又は番号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 <input type="checkbox"/> 申立人 ※ 申立人のみが候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 <input checked="" type="checkbox"/> 申立人以外の [<input checked="" type="checkbox"/> 以下に記載の者 <input type="checkbox"/> 別紙に記載の者] 〒 — 申立人の住所と同じ 電話 〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
	ふりがな	こう の なつ お	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成
	氏名	甲野 夏男	
	本人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親族: <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 姉妹 <input type="checkbox"/> その他(関係:) <input type="checkbox"/> 親族外: (職業:)	

手続費用の上申

手續費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 手續費用は申立人の負担が原則です。ただし、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、この上申に基づき、これらの全部又は一部について、本人の負担とできる場合があります。

※ 本欄に記載した場合でも、必ずしも希望どおり認められるとは限りません。

添付書類	<p>※ 同じ書類は本人1人につき1通で足ります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。</p> <p>※ 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本(全部事項証明書) <input checked="" type="checkbox"/> 本人の住民票又は戸籍附票 <input checked="" type="checkbox"/> 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 (成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本(登記事項証明書)) <input checked="" type="checkbox"/> 本人の診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 本人情報シート写し <input checked="" type="checkbox"/> 本人の健康状態に関する資料 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の財産に関する資料 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の収支に関する資料 <input type="checkbox"/> (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合) 同意権、代理権を要する行為に関する資料(契約書写しなど)
------	---

※ 太わくの中だけ記載してください。

※ 該当する部分の□にレ点(チェック)を付してください。

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

記載例（保佐開始）

受付印		(□後見 □保佐 □補助) 開始等申立書		
※ 該当するいづれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。				
※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。 後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分 【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。 収入印紙（登記費用）2,600円分はここに貼らないでください。				
申立書を提出する裁判所 <small>作成年月日</small>		<small>収入印紙（申立費用） 円 / /</small> <small>収入印紙（登記費用） 円 / /</small> <small>予納郵便切手 円 / /</small> <small>準印頭 関連事件番号 年（家）第 号</small>		
<small>OO 家庭裁判所 OO 支部・出張所 御中 令和〇年〇月〇日</small>		<small>申立人又は同手続 代理人の記名押印</small> 甲野花子 		
<small>平日（午前9時～午後5時）に連絡 が取れる電話及び携帯電話の番号を 正確に記載してください。</small>				
申立人	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 OO県OO市OO町〇丁目〇番〇号		
	ふりがな 氏 名	こうの はなこ 甲野花子		
	本人との 関 係	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 姉妹 <input type="checkbox"/> その他の親族（関係： ） <input type="checkbox"/> 市区町村長 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
手続代理人	住 所 (事務所等)	〒 電話 () 携帯電話 ()		
	氏 名			
本人	本 籍 (国 籍)	OO 都道府県 OO市OO町OO番地		
	住民票上 の 住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同じ 〒 電話 OO (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
	実際 に 住んでいる 場 所	<input type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。 OO県OO市OO町〇丁目〇番〇号 病院・施設名 (OO病院) 電話 OO (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
	ふりがな 氏 名	<small>こうの たろう 甲野太郎</small> <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ○年○月○日生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇〇歳)		

保佐人を選任する必要がある方について記載してください。

民法13条1項に規定されている行為とは、
補助用の「同意行為目録」に記載している事項です。

この申立てをするに至ったきさつや事情をわかりやすく記載してください。

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

- 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。
 - 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

 - 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**保佐人に代理権を付与する**との審判を求める。
 - 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。
- 記
-
- 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

 - 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**補助人に代理権を付与する**との審判を求める。
 - 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付すとともに、具体的な事情を記載してください。

- 本人は、
- 預貯金等の管理・解約 保険金受取 不動産の管理・処分 相続手続
 - 訴訟手続等 介護保険契約 身上監護（福祉施設入所契約等）
 - その他（ ）
- の必要があるが、
- 認知症 統合失調症 知的障害 高次脳機能障害
 - 遷延性意識障害 その他（ ）

により判断能力が欠けているのが通常の状態又は（著しく）不十分である。

※ 具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙を利用してください。

本人は、○年程前から認知症で○○病院に入院しているが、その症状は回復の見込みがない状態である。

令和○年○月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたが、

本人が一人で手続を行うことには不安があるので、本件を申し立てた。申立人も

病気がちなので、保佐人には、健康状態に問題のない長男の甲野夏男を選任して

もらいたい。

法人の場合は、商業登記簿上の名称又は番号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 <input type="checkbox"/> 申立人 ※ 申立人のみが候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 <input checked="" type="checkbox"/> 申立人以外の [<input checked="" type="checkbox"/> 以下に記載の者 <input type="checkbox"/> 別紙に記載の者] 申立人の住所と同じ 〒 <input type="text"/> 電話 <input type="text"/> 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 <input type="text"/> 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	住 所	ふりがな
		こう の なつ お
	氏 名	甲 野 夏 男
本人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親族: <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 姉妹 <input type="checkbox"/> その他(関係: <input type="text"/>) <input type="checkbox"/> 親族外: (職業: <input type="text"/>)	

手続費用の上申

手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 手続費用は申立人の負担が原則です。ただし、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、この上申に基づき、これらの全部又は一部について、本人の負担とできる場合があります。

※ 本欄に記載した場合でも、必ずしも希望どおり認められるとは限りません。

添付書類

- ※ 同じ書類は本人1人につき1通で足ります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ **個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。**
- 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）
- 本人の住民票又は戸籍附票
- 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票
(成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）)
- 本人の診断書
- 本人情報シート写し
- 本人の健康状態に関する資料
- 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書
- 本人の財産に関する資料
- 本人の収支に関する資料
- (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合)
同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）

※ 太わくの中だけ記載してください。

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げるとはできません。

記載例（補助開始）

受付印

(□後見 □保佐 □補助) 開始等申立書

※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。

申立書を提出する裁判所

作成年月日

収入印紙(申立費用)	円	/
収入印紙(登記費用)	円	/
予納郵便切手	円	/

準口頭 関連事件番号 年(家)第 号

○○ 家庭裁判所
○○ 支部 出張所 御中
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申立人又は同手続
代理人の記名押印

甲野 花子

印

平日(午前9時~午後5時)に連絡
が取れる電話及び携帯電話の番号を
正確に記載してください。

申立人	住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 ○○県○○市○○町○丁目○番〇号	電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
	ふりがな	こう の はな こ	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ○年○月○日生 <input type="checkbox"/> 平成 (○○歳)
	氏 名	甲野 花子	
本人との 関 係	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 姉妹 <input type="checkbox"/> その他の親族(関係:) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 市区町村長	

手続代理 人	住 所 (事務所等)	〒 - 電話 () 携帯電話 ()
	氏 名	

本 人	本 籍 (国籍)	○○ 都道府県 ○○市○○町○○番地
	住民票上 の 住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同じ 〒 - 電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
	実際 に 住んでい る場 所	<input type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。 ○○県○○市○○町○丁目○番〇号 病院・施設名(〇〇病院) 電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
	ふりがな	こう の た ろう
氏 名	甲野 太郎	

補助人を選任する必要がある方について記載してください。

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。

本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

記

本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。

本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付すとともに、具体的な事情を記載してください。

本人は、

預貯金等の管理・解約 保険金受取 不動産の管理・処分 相続手続
 訴訟手続等 介護保険契約 身上監護（福祉施設入所契約等）
 その他（ ）

の必要があるが、

認知症 統合失調症 知的障害 高次脳機能障害
 遷延性意識障害 その他（ ）

により判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※ 具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙を利用してください。

～ 本人は、〇年前から認知症の症状が出ていると言われている。

令和〇年〇月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたが、

本人が一人で手続を行うことには不安があるので、本件を申し立てた。また、以前、

訪問販売で高価な物を購入して困ったことがあったので、補助人に同意権を与えてほしい。申立人も病気がちなので、補助人には、健康状態に問題のない長男の

甲野夏男を選任してもらいたい。

この申立てをするに至ったきさつや事情をわかりやすく記載してください。

法人の場合は、商業登記簿上の名称又は番号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 <input type="checkbox"/> 申立人 ※ 申立人のみが候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 <input checked="" type="checkbox"/> 申立人以外の〔 <input checked="" type="checkbox"/> 以下に記載の者 <input type="checkbox"/> 別紙に記載の者 〕		
	住 所	申立人の住所と同じ	
	ふりがな	こう の なつ お	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成
	氏 名	甲 野 夏 男	○ 年 ○ 月 ○ 日 生 (○○ 歳)
本人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親族: <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 鮎姪 <input type="checkbox"/> その他(関係:) <input type="checkbox"/> 親族外: (職業:)		

手続費用の上申

手續費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 手續費用は申立人の負担が原則です。ただし、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、この上申に基づき、これらの全部又は一部について、本人の負担とできる場合があります。

※ 本欄に記載した場合でも、必ずしも希望どおり認められるとは限りません。

添付書類	※ 同じ書類は本人1人につき1通で足ります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ※ 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本(全部事項証明書) <input checked="" type="checkbox"/> 本人の住民票又は戸籍附票 <input checked="" type="checkbox"/> 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 (成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本(登記事項証明書)) <input checked="" type="checkbox"/> 本人の診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 本人情報シート写し <input checked="" type="checkbox"/> 本人の健康状態に関する資料 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の財産に関する資料 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の収支に関する資料 <input checked="" type="checkbox"/> (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合) 同意権、代理権を要する行為に関する資料(契約書写しなど) 	

※ 太わくの中だけ記載してください。

※ 該当する部分の□にレ点(チェック)を付してください。

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、④⑤又は⑥についても検討してください。

- ① 相続の承認又は放棄
- ② 贈与又は遺贈の受諾
- ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ④ 遺留分減殺請求【又は遺留分侵害額請求（令和元年7月1日施行）】に関する諸手続
- ⑤ _____

3 身上監護関係

- ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ⑤ _____

4 その他

- ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
 - ② 登記・登録の申請
 - ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
 - ④ 住民票の異動に関する手続
 - ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
- ※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任すること
 - ⑦ _____

5 関連手続

- ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

(別紙)

この目録は、後見開始の申立て、保佐開始の申立ての場合には提出する必要はありません。

【補助用】**同 意 行 為 目 錄**
(民法13条1項各号所定の行為)

※ 下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち、必要な同意行為に限り、該当する部分の□にチェックを付してください。

※ 保佐の場合には、以下の1から10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 元本の領収又は利用（1号）のうち、以下の行為

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 債務弁済の受領
- (3) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証（2号）のうち、以下の行為

- (1) 金銭消費貸借契約の締結
※ 貸付けについては1(3)又は3(7)を検討してください。
- (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の喪失を目的とする行為（3号）のうち、以下の行為

- (1) 本人の所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄附行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付け
- (8) その他 ※ 具体的に記載してください。

4 □ 訴訟行為（4号）

※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

5 □ 贈与、和解又は仲裁合意（5号）

- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）
- 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（7号）
- 8 新築、改築、増築又は大修繕（8号）
- 9 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（9号）
- 10 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（10号）
【令和2年4月1日施行】
- 11 その他 ※ 具体的に記載してください。
※ 民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。

申立事情説明書

- ※ 申立人（申立人が記載できないときは、本人の事情をよく理解している方）が記載してください。
 ※ 記入式の質問には、自由に記載してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和〇年〇月〇日

作成者の氏名 **甲野花子**

印

(作成者が申立人以外の場合は、本人との関係：)

作成者（申立人を含む。）の住所

- 申立書の申立人欄記載のとおり
 次のとおり

〒

住所：

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

（携帯・自宅・勤務先）

- 裁判所名で電話することに支障がありますか。 電話してもよい・差し支える
- 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

特になし

【本人の状況について】

1 本人の生活場所について

(1) 現在の生活場所について

- 自宅又は親族宅

同居者 → なし（1人暮らし）

あり（※ 同居している方の氏名・本人との続柄を記載してください。）

（氏名： 本人との続柄： ）

（氏名： 本人との続柄： ）

（氏名： 本人との続柄： ）

最寄りの公共交通機関（※ わかる範囲で記載してください。）

（電車）最寄りの駅： 線 駅

（バス）最寄りのバス停： バス（ 行き） 下車

- 病院又は施設（入院又は入所の日：昭和 平成 令和〇年〇月〇日）

名称：〇〇病院

所在地：〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

担当職員：氏名：〇〇 〇〇 役職：〇〇〇〇

連絡先：電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

最寄りの公共交通機関（※ わかる範囲で記載してください。）

(電車) 最寄りの駅: 〇〇〇 線 〇〇〇 駅
 (バス) 最寄りのバス停: _____ バス (_____ 行き) _____ 下車

(2) 転居、施設への入所や転院などの予定について

※ 申立後に転居・入所・転院した場合には、速やかに家庭裁判所までお知らせください。

- 予定はない。
 予定がある。(□ 転居 □ 施設への入所 □ 転院)

時期: 令和 年 月

施設・病院等の名称: _____

転居先、施設・病院等の所在地: 〒 -

2 本人の略歴（家族関係（結婚、出産など）及び最終学歴・主な職歴）をわかる範囲で記載してください。

年月日	家族関係	年月日	最終学歴・主な職歴
昭〇・〇・〇	出生（3人きょうだいの1番目）	昭〇・〇・〇	〇〇学校を卒業
昭〇・〇・〇	花子と婚姻	昭〇・〇・〇	〇〇会社に就職
・・・		平〇・〇・〇	同退職
・・・		・・・	
・・・		・・・	

3 本人の病歴（病名、発症時期、通院歴、入院歴）をわかる範囲で記載してください。

病 名: 認知症

発症時期: 平成〇年〇月ころ

通院歴: 年 月ころ～ 年 月ころ

入院歴: 平成〇年〇月ころ～ 年 月ころ

病 名: _____

発症時期: 年 月ころ

通院歴: 年 月ころ～ 年 月ころ

入院歴: 年 月ころ～ 年 月ころ

4 福祉に関する認定の有無等について

※ 当てはまる数字を〇で囲んでください。

※ 認定資料の写しを添付してください。

- 介護認定 (認定日: 平成〇年〇月)
 要支援 (1・2) 要介護 (1・2・③・4・5)
 非該当 認定手続中
 障害支援区分 (認定日: 年 月)
 区分 (1・2・3・4・5・6) 非該当 認定手続中

- 療育手帳（愛の手帳など）（手帳の名称）（判定）
 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3級）
 身体障害者手帳（1・2・3・4・5・6級）
 いずれもない。

5 本人の日常・社会生活の状況について

- 本人情報シート写しを提出する。
※ 以下の(1)から(6)までの記載は不要です。
 本人情報シート写しを提出しない。

以下の(1)から(6)までは、本人情報シート写しを提出しない場合の記載例です。

(1) 身体機能・生活機能について

ア 食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や福祉器具等を利用して他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には、「支援の必要はない。」にチェックを付してください。

- 支援の必要はない。
 一部について支援が必要である。

※ 必要な支援について具体的に記載してください。

入浴や着替えについては介助が必要である。

- 全面的に支援が必要である。
 イ 今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等を記載してください。

本人が退院した場合、私も病気がちであることから、本人との同居は難しく、老人ホームの入所を検討したい。

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

※ 「あり」の場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでにチェックを付してください。

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

※ 「日常的な行為」は、食事、入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など、普段の本人の生活環境の中で行われるものを探定してください。

- 意思を他者に伝達できる。
 (日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる。)
 伝達できない場合がある。
 (正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題を生じることがある。)
 ほとんど伝達できない。
 (空腹である、眠いなどごく単純な意思是伝えることはできるが、それ以外の意思については伝えることができない。)
 できない。
 (ごく単純な意思も伝えることができない。)

イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる。
 (起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答することができる。)
 理解できない場合がある。
 (上記の点について、回答できるときとできないときがある。)

- ほとんど理解できない。
(上記の点について、回答できないことが多い。)
- 理解できない。
(上記の点について、基本的に回答することができない。)

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる。
(直前にしていたことや示したものなどを正しく回答できる。)
- 記憶していない場合がある。
(上記の点について、回答できるときとできないときがある。)
- ほとんど記憶できない。
(上記の点について、回答できないことが多い。)
- 記憶できない。
(上記の点について、基本的に回答することができない。)

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している。
(日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても会えば正しく認識できる。)
- 認識できていないところがある。
(日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが、それ以外は難しい。)
- ほとんど認識できていない。
(日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても認識できないことが多い。)
- 認識できていない。
(日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても基本的に認識できない。)

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

※ 「精神・行動障害」とは、外出すると戻れない、物を壊す、衣類を破る、大声・奇声を出すなど、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動のことをいいます。

- 支障となる行動はない。 支障となる行動はほとんどない。
- 支障となる行動がときどきある。 支障となる行動がある。

※ 支障となる行動の具体的な内容及び頻度等を記載するとともに、当該行動について支援が必要な場合は、その支援の具体的な内容を併せて記載してください。

病院内の自室やトイレの場所がわからず困惑することがあるので、誘導が必要となる。

(4) 社会・地域との交流頻度について

ア 家族・友人との交流、介護サービスの利用、買い物、趣味活動等によって、本人が日常的にどの程度、社会・地域と接点を有しているかについて、その交流する頻度を回答してください。

- 週1回以上 月1回以上 月1回未満

イ 交流内容について具体的に記載してください。

週に1回以上は家族が入院先へお見舞いに行って本人と話をしている。

(5) 日常の意思決定について

※ 「日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関する意思決定のことをいいます。

- できる。
(毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。)

- 特別な場合を除いてできる。
(テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できるが、治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。)

- 日常的に困難である。
(テレビ番組や献立、服の選択等についてであれば意思決定できることがある。)

- できない。
(意思決定が全くできない、あるいは意思決定できるかどうか分からない。)

(6) 金銭の管理について

※ 「金銭の管理」とは、所持金の支出入の把握、管理、計算等を指します。

- 本人が管理している。
(多額の財産や有価証券等についても、本人が全て管理している。)

- 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している。
(通帳を預かってもらいながら、本人が自らの生活費等を管理している。)

- 親族又は第三者が管理している。
(本人の日々の生活費も含めて第三者等が支払等をして管理している。)

※ 支援（管理）を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等を記載してください。

預貯金通帳の管理を含めて、金銭管理は私が行っている。

【申立ての事情について】

1 本人について、これまで家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用されたり、どなたかとの間で任意後見契約を締結したことがありますか。

- なし

- あり → _____年_____月ころ

家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したことがある。

利用した裁判所：_____家庭裁判所_____支部・出張所

事件番号：_____年（家）第_____号

後見開始 保佐開始 補助開始 その他（_____）

申立人氏名：_____

任意後見契約を締結したことがある。

公正証書を作成した公証人の所属：_____法務局

証書番号：_____年第_____号

証書作成年月日：_____年_____月_____日

登記番号：第_____号

任意後見受任者氏名：_____

2 本人には、今回の手続をすることを知らせていますか。

※ 本人が申立人の場合は記載不要です。

□ 申立てをすることを説明しており、知っている。

申立てについての本人の意見 賛成 反対 不明後見人等候補者についての本人の意見 賛成 反対 不明

☑ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。

□ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。

□ その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

本人にはできる限りわかりやすい言葉や図による説明を複数回行ったが、その都度、新しい説明を聞くという印象で、説明を理解することは難しいと感じられた。

3 本人の親族

(1) 本人の推定相続人について氏名、住所等を記載してください。

※ 欄が不足する場合は、別紙に記載してください。

※ 推定相続人とは、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。具体的には、「親族の意見書について」の2をご参照ください。

※ 「意見1」欄にはこの申立てに関するその方の意見について、「意見2」欄には後見人等候補者に関するその方の意見について、該当する部分の□にそれぞれチェックを付してください。(「一任」とは、家庭裁判所の判断に委ねることを指します。)

氏名	年齢	続柄	住 所	意見1	意見2
甲野 花子	○○	妻	〒 申立て書に記載のとおり <input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
甲野 夏男	○○	子	〒 同上 <input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
甲野 冬子	○○	子	〒 <input checked="" type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
甲野 良男	○○	孫	〒 <input checked="" type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
甲野 良子	○○	孫	〒 <input checked="" type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒 <input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明

		〒	<input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
		〒	<input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり <input type="checkbox"/> 本人と同じ	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明

(2) (1)で挙げた方のうち、この申立てに反対の意向を示している方や意向が不明な方、親族の意見書を提出していない方がいる場合には、その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏名	理由等
	<input type="checkbox"/> 親族の意見書記載のとおり

4 本人に関し何らかの相談をし又は何らかの援助を受けた福祉機関があれば、チェックを付して、その名称を記載してください。

- 地域包括支援センター (名称：)
- 権利擁護センター (名称：)
- 社会福祉協議会 (名称：)
- その他 (名称：)
- 相談をし又は援助を受けた福祉機関はない。

5 成年後見人等候補者がいる場合は、その方が後見人等にふさわしい理由を記載してください。

※ 候補者がおらず、家庭裁判所が選任する第三者（弁護士などの専門家）を希望する場合は、その事情や理由を記載してください。

※ 家庭裁判所の判断により、候補者以外の方を成年後見人等に選任する場合があります。

私たち夫婦と〇年前から同居し、本人が入院してからも病院との連絡は候補者が行っており、本人の状況について一番詳しいため。

6 家庭裁判所まで本人が来ることは可能ですか。

- 可能である。
 不可能又は困難である。

理由 : _____

7 本人に申立ての事情等をお伺いする場合の留意点（本人の精神面に関し配慮すべき事項等）があれば記載してください。

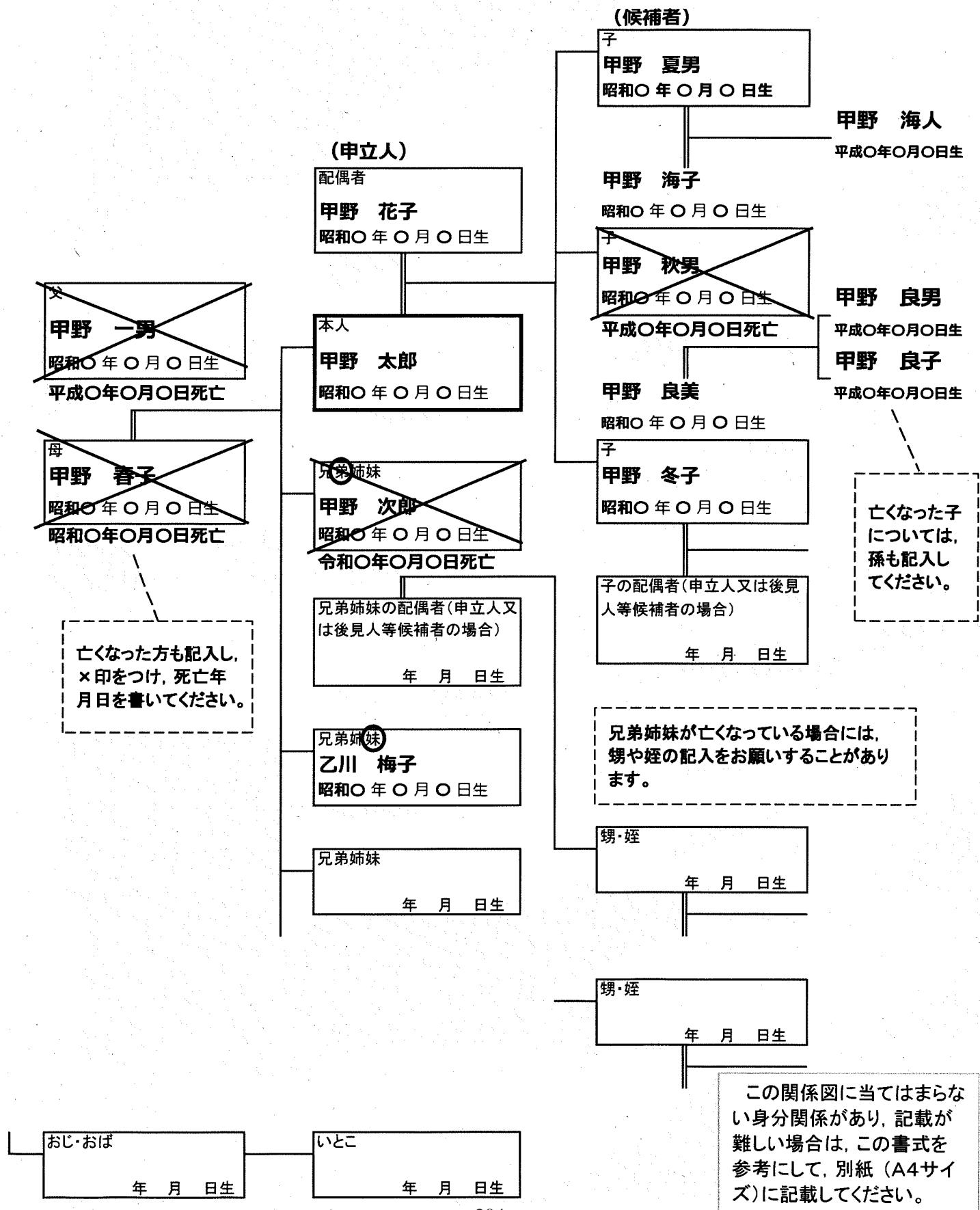
日程調整については、本人の入院先の担当〇〇さん（電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）
に連絡してください。

親族関係図

- ※ 申立人及び成年後見人等候補者を必ず記載してください。
 ※ 本人の推定相続人その他の親族については、わかる範囲で記載してください。

(推定相続人とは、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。)

具体的には、「親族の意見書について」の2をご参照ください。)



後見人等候補者事情説明書

- ※ 候補者の方が記載してください。
- ※ 候補者の方がいない場合は提出は不要です。
- ※ 記入式の質問には、自由に記入してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和〇年〇月〇日

候補者の氏名 **甲野 夏男**

印

候補者の住所

- 申立書の成年後見人等候補者欄に記載のとおり
 次のとおり

〒 _____

住所 :

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 **〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇**

（携帯・自宅・勤務先）

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 電話してもよい・差し支える
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

特になし

1 あなたの現在の生活状況、健康状態、経歴など

(1) 職業

（職種：**会社員** 勤務先名：**〇〇会社** 勤務先での役職：**〇〇〇**）

(2) 収入（年収）（**〇〇〇万**）円

負債（借金）

住宅ローン（_____）円

自動車ローン（**〇〇万**）円

消費者金融（_____）円

その他の他（内容：_____）（金額：_____円）

(3) あなたと同居している方を記載してください。

氏名	年齢	続柄	職業
甲野 花子	〇〇	母	無職
甲野 海子	〇〇	妻	会社員
甲野 海人	〇〇	長男	小学生

(4) 生計を立てている人（複数選択可）

あなた あなた以外（あなたの続柄 妻）

(5) あなたの最近の健康状態

普通の健康体である。

具合が悪い。（具体的な症状：_____）

通院治療中である。

（病名：_____ 通院の頻度：（ ）か月に（ ）回程度）

(6) あなたの経歴（最終学歴・主な職歴）について書いてください。

年月日	経歴	年月日	経歴
平〇・〇・〇	〇〇学校を卒業	・・	
平〇・〇・〇	〇〇会社に就職	・・	
・・		・・	
・・		・・	
・・		・・	

2 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

次の者に該当する。

未成年者である。

家庭裁判所で成年後見人、保佐人、補助人等を解任されたことがある。

破産開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていないなどで復権していない。

現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。

現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした方の〔 配偶者 親
□ 子〕である。

いずれにも該当しない。

3 あなたと本人との日常の交流状況（同居の有無、家計状況、面会頻度、介護、援助、事務等）

(1) 本人との関係 本人の親族（続柄： 子） その他（ ）

(2) 本人との同居の有無

現在、本人と 同居中である。（同居を開始した時期 年 月～）

別居中である。

(3) 本人との家計の状況

現在、本人と 家計が同一である。 家計は別である。

(4) （※ 本人と別居中である方のみ回答してください。）

本人との面会の状況 月に（4）回程度 2～3か月に1回程度

半年に1回程度 年に1回程度

ほとんど会っていない その他（ ）

(5) あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。

本人が入院してから入院先の病院と連絡を取っており、週1回、面会に行っている。

4 あなたと本人との間で、金銭の貸借、担保提供、保証、立替えを行っている関係がありますか。

- ・ 金銭貸借 なし あり(具体的な金額、内容)
- ・ 担保提供 なし あり(具体的な金額、内容)
- ・ 保証 なし あり(具体的な金額、内容)
- ・ 立替払 なし あり(具体的な金額、内容)

(※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合、本人に返済を求める意思がありますか。)
 返済を求める意思はない。 返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は、関係書類（借用書、担保権設定契約書、保証に関する書類、領収書、立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

5 あなたが候補者となった経緯や事情を記載してください。

〇年前から本人を含む両親と二世帯住宅で同居して面倒を見てきており、本人が入院してからも前述のとおり入院先の病院と連絡を取るなど、本人の状況を把握していることから、私が候補者となつた。

6 本人の財産管理と身上監護（療養看護）に関する今後の方針、計画

- 現状を維持する（本人の財産状況、身上監護状況が変化する見込みはない。）。
- 以下のとおり、財産状況が変化する見込みである。
 (大きな収支の変動、多額の入金の予定など、具体的な内容を記載してください。)

本人の弟である甲野次郎が令和〇年〇月に亡くなり、遺産分割手続が行われる予定で、財産を取得する可能性がある。

- 以下のとおり、身上監護（療養看護）の状況が変化する見込みである。
 (必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話など、具体的な内容を記載してください。)

本人が退院した場合、申立人の体調を考えると同居は難しいので、将来的には老人ホームの入所を検討したい。

7 成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について、次のことを知っていますか。知っている事項の□にチェックを付してください。

- 家庭裁判所が、あなた以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。
- あなたを成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任する場合があること。
- 誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服の申立てができないこと。

8 成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

(1) 家庭裁判所で配布している申立ての手引きやパンフレット、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイトや家庭裁判所に備え付けているDVDをご覧になるなどして、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。

- 理解している。
 理解できないところがある。又は疑問点がある。
(理解できないところや疑問点について記載してください)

-
- 理解できていない。

→ 家庭裁判所で配布している申立ての手引きやパンフレット、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイトや家庭裁判所に備え付けているDVDなどで、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますのでそちらをご覧になってください。

(2) あなたが成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。

- ・ 本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。
- ・ 本人の財産を後見人等自身のために利用しないこと。また、投資、投機等の運用をしたり、贈与、貸付をしたり、本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることができないように誠実に管理すること。
- ・ 本人の収支の状況を記録に残すこと。
- ・ 家庭裁判所の指示に従い、書類の提出や定期的に報告を行うなど、後見等事務の監督を受けること。

- 全てに同意する。
 同意できない。又は疑問点がある。

(同意できない理由や疑問点について記載してください。)

財産目録

令和〇年〇月〇日 作成者氏名

甲野 花子

本人（甲野 太郎）の財産の内容は以下のとおりです。

- ※ 以下の1から9までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。
- ※ 以下の1から8までの財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：財産目録の「1預貯金・現金」の「No.2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「財1-2」と付記してください。）
- ※ 財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

1 預貯金・現金

 次のとおり 当該財産はない 不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普通」、定期預貯金や定額貯金等は「定期」の□にチェックを付してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高(円)	管理者	資料
1	〇〇銀行		<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期	10000- 12345678	令和〇年〇月〇日	1,468,422	申立人	<input checked="" type="checkbox"/>
2	〇〇銀行	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期	1234567	令和〇年〇月〇日	749,860	同上	<input checked="" type="checkbox"/>
3	〇〇銀行	〇〇	<input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 定期	2345678	令和〇年〇月〇日	2,000,000	同上	<input checked="" type="checkbox"/>
4	〇〇信託銀行	〇〇	<input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 定期	3456789	令和〇年〇月〇日	5,000,000	同上	<input checked="" type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
6			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
7			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
8			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
9			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
10			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
現金（預貯金以外で所持している金銭）						0		
合計						9,218,282		

2 有価証券等（株式、投資信託、国債、社債、外貨預金、手形、小切手など）

 次のとおり 当該財産はない 不明

No.	種類	株式の銘柄、証券会社の名称等	数量、額面金額	評価額(円)	管理者	資料
1	株式	〇〇電気工業	500株	1,000,000	〇〇証券	<input checked="" type="checkbox"/>
2	投資信託	〇〇ファンド	200口	2,000,000	〇〇信託銀行	<input checked="" type="checkbox"/>
3	国債	利付国債(〇年)第〇〇回	100万円	1,000,000	〇〇証券	<input checked="" type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>
合計						4,000,000

3 生命保険、損害保険等（本人が契約者又は受取人になっているもの）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	受取人	資料
1	○○生命保険 株式会社	生命保険	11-1111	10,000,000	本人	申立人	<input checked="" type="checkbox"/>
2	○○損害保険 株式会社	損害保険	222-222	10,000,000	本人	本人	<input checked="" type="checkbox"/>
3							<input type="checkbox"/>
4							<input type="checkbox"/>
5							<input type="checkbox"/>

4 不動産（土地）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	所在	地番	地目	地積 (m ²)	備考 (現状、持分等)	資料
1	○○市○○町○丁目	○番○	宅地	134.56	自宅	<input checked="" type="checkbox"/>
2	○○市○区○丁目	○番○	宅地	120.34	丁川四郎に賃貸中の建物No.2の敷地	<input checked="" type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

5 不動産（建物）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	所在	家屋番号	種類	床面積 (m ²)	備考 (現状、持分等)	資料
1	○○市○○町○丁目○番地○	○番○の○	居宅	1階 100.20 2階 90.50	自宅	<input checked="" type="checkbox"/>
2	○○市○区○丁目○番地○	○番○	居宅	1階 92.90 2階 60.20	丁川四郎に賃貸中	<input checked="" type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

6 債権（貸付金、損害賠償金など）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1	丙山 三郎	平成〇年〇月〇日 1,200,000円貸付	600,000	預貯金No.1の通帳に毎月末日 10,000円振込	<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計			600,000		

7 その他（自動車など）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>

8 負債

次のとおり 負債はない 不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1	〇〇銀行〇〇支店	住宅ローン	1,000,000	預貯金No.1の通帳から毎月 30,000円引落し	<input checked="" type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計			1,000,000		

9 遺産分割未了の相続財産（本人が相続人となっている遺産）

- 相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）
 相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）
 不明（相続財産目録は作成する必要はありません。）

相続財産目録

令和〇年〇月〇日

作成者氏名 甲野 花子

印

本人（甲野 太郎）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

- ※ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。
- ※ 被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には、この目録をコピーするなどして、被相続人ごとにこの目録を作成してください。
- ※ 以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。
- ※ 以下の相続財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、相続財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：相続財産目録の「1 預貯金・現金」の「No. 2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「相 1-2」と付記してください。）
- ※ 相続財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

被相続人の氏名	(<u>甲野 次郎</u>)
本人との続柄	(<u>本人の 弟</u>)
被相続人が亡くなられた日	(<input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和〇年〇月〇日死亡)
本人の法定相続分	(<u>2 分の 1</u>)
遺言書	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明

1 預貯金・現金

 次のとおり 当該財産はない 不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普通」、定期預貯金や定額貯金等は「定期」の□にチェックを付してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高(円)	管理者	資料
1	〇〇銀行	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期	4567891	令和〇年〇月〇日	561,234	乙川梅子	<input checked="" type="checkbox"/>
2	〇〇銀行	〇〇	<input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 定期	5678912	令和〇年〇月〇日	4,000,000	乙川梅子	<input checked="" type="checkbox"/>
3			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
6			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
7			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
8			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
9			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
10			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					<input type="checkbox"/>
現金(預貯金以外で所持している金銭)						0		
合計						4,561,234		

2 有価証券等（株式、投資信託、国債、社債、外貨預金、手形、小切手など）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	種類	株式の銘柄、証券会社の名称等	数量、額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>
合計						

3 生命保険、損害保険等（被相続人が契約者又は受取人になっているもの）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	受取人	資料
1							<input type="checkbox"/>
2							<input type="checkbox"/>
3							<input type="checkbox"/>
4							<input type="checkbox"/>
5							<input type="checkbox"/>

4 不動産（土地）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	所在	地番	地目	地積 (m ²)	備考 (現状、持分等)	資料
1	○○市○○町○丁目	○○番	宅地	123.45	更地	<input checked="" type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

5 不動産（建物）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	所在	家屋番号	種類	床面積 (m ²)	備考 (現状、持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

6 債権（貸付金、損害賠償金など）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計					

7 その他（自動車など）

次のとおり 当該財産はない 不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>

8 負債

次のとおり 負債はない 不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計					

収支予定表

令和〇年〇月〇日

作成者氏名 甲野 花子

印

※ 以下の収支について記載し、資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、収支予定表との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。(例: 収支予定表の「1本人の定期的な収入」の「No. 2国民年金」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「収1-2」と付記してください。)

※ 収支の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

1 本人の定期的な収入

No.	名称・支給者等	月額(円)	入金先口座・頻度等	資料
1	厚生年金	150,000	2か月に1回 □財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	<input checked="" type="checkbox"/>
2	国民年金（老齢基礎年金）	60,000	2か月に1回 □財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	<input checked="" type="checkbox"/>
3	その他の年金()		2か月ごと、四半期ごと、1年に1回の収入などは月額に按分した金額を記載してください(割り切れない場合には、小数第一位を切り上げて記載してください。)。	<input type="checkbox"/>
4	生活保護等()		なお、支出の記載においても同様です。	
5	給与・役員報酬等			
6	賃料収入(家賃、地代等)	80,000	丁川四郎から毎月 □財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	<input checked="" type="checkbox"/>
7	貸付金の返済	10,000	丙山三郎から毎月 □財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	<input checked="" type="checkbox"/>
8				<input type="checkbox"/>
9				<input type="checkbox"/>
10				<input type="checkbox"/>
収入の合計(月額)=		300,000 円	年額(月額×12か月)= 3,600,000 円	

2 本人の定期的な支出

No.	品目	月額(円)	引落口座・頻度・支払方法等	資料
1	食費・日用品	10,000	現金払い □財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input checked="" type="checkbox"/>
2	電気・ガス・水道代等		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
3	生活費 通信費		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
4			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
5			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
6	施設費		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
7	入院費・医療費・薬代	120,000	毎月20日に現金払い □財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input checked="" type="checkbox"/>
8	療養費		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
9			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
10			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>

11	住居費	家賃		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
12		地代		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
13				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
14				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
15				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
16	税金	固定資産税	20,000	5月, 7月, 9月及び12月に □財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	<input checked="" type="checkbox"/>
17		所得税	3,000	3月に現金一括払い □財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input checked="" type="checkbox"/>
18		住民税	3,000	6月, 8月, 10月及び1月に □財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	<input checked="" type="checkbox"/>
19				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
20				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
21	保険料	国民健康保険料	4,000	□財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	<input checked="" type="checkbox"/>
22		介護保険料	4,000	□財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	<input checked="" type="checkbox"/>
23		生命(損害)保険料	8,000	□財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	<input checked="" type="checkbox"/>
24				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
25				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
26	その他	負債の返済	30,000	住宅ローン □財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	<input checked="" type="checkbox"/>
27		こづかい			<input type="checkbox"/>
28				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
29				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
30				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
31				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
32				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
33				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
支出の合計(月額)=		202,000 円	年額(月額×12か月)=	2,424,000 円	

月額 (収入の合計) - (支出の合計) =	(+)	-	98,000 円
------------------------	------------	----------	-----------------

年額 (収入の合計) - (支出の合計) =	(+)	-	1,176,000 円
------------------------	------------	----------	--------------------

後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて

1 概要

家庭裁判所は、精神上の障害によって、判断能力が欠けているのが通常の状態の方については後見開始の審判を、判断能力が著しく不十分な方については保佐開始の審判を、判断能力が不十分な方については補助開始の審判をすることができます。

(1) 後見開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が欠けているのが通常の状態の方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は、本人の財産に関する全ての法律行為を本人に代わって行い、また、成年後見人又は本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます。

(2) 保佐開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が著しく不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して、申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権を与えることができます。

また、保佐人又は本人は、本人が保佐人の同意を得ずに自ら行った重要な法律行為（借財、保証、不動産その他重要な財産の売買等）に関しては、取り消すことができます。

なお、本人以外の方の請求により代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

(3) 補助開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために補助人を選任し、補助人には申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権若しくは同意権（取消権）のいずれか又は双方を与えることができます。

補助開始の審判をするには、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判を同時にしなければならないので、申立人にその申立てをしていただく必要があります。

なお、本人以外の方の請求により補助開始の審判、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

2 申立てをできる方

- ・ 本人（後見・保佐・補助開始の審判を受ける者）
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、

おば、いとこ、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。)

- ・ 成年後見人・成年後見監督人（保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 保佐人・保佐監督人（後見・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 補助人・補助監督人（後見・保佐開始の審判の申立てについて）
- ・ 未成年後見人・未成年後見監督人（後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 檢察官
- ・ 市区町村長
- ・ 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人（任意後見契約が登記されているとき）

3 申立先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

※ 申立費用は原則として申立人の負担となります。

(1) 申立手数料

後見又は保佐開始：収入印紙 800 円分

保佐又は補助開始+代理権付与：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始+同意権付与（※）：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与（※）：収入印紙 2,400 円分

※ 保佐開始の申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

(2) 連絡用の郵便切手（申立てをされる家庭裁判所へ確認してください。なお、各裁判所のウェブサイトの「裁判手続を利用する方へ」中に掲載されている場合もあります。）

(3) 後見登記手数料：収入印紙 2,600 円分

(4) 鑑定費用

本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります。

5 申立てに必要な書類

別紙申立書類チェックリストのとおり

6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官¹や参与員²などが、直接、申立人、本人及び成年後見人等候補者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる援助の内容に応じて、ふさわしい方を成年後見人等に選びます。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも成年後見人等候補者の方が成年後見人等に選任されるとは限りません。

7 成年後見制度についてのお問合せ先

○ 成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<http://www.courts.go.jp/koukenp/>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介しています。

○ 成年後見制度についてのご相談

各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）

※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。

※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。

詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。

○ 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

○ 任意後見契約について

日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）

<http://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場

¹ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学等の知識や技法を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

² 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

(別紙)

申立書類チェックリスト**1 申立書**

- 後見・保佐・補助開始等申立書（申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点（チェック）を付しているか御確認ください。）
- 代理行為目録【保佐・補助開始申立用】
- 同意行為目録【補助開始申立用】

2 標準的な申立関係書類

- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 親族の意見書
- 後見人等候補者事情説明書
- 財産目録
- 相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がある場合に提出してください。）
- 収支予定表

3 標準的な申立添付書類**※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。**

- 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- 本人の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
(成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本(登記事項証明書))
- 本人の診断書（発行から3か月以内のもの）
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<http://www.courts.go.jp/koukenp/>でも御覧いただけます。
- 本人情報シート写し
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<http://www.courts.go.jp/koukenp/>でも御覧いただけます。
- 本人の健康状態に関する資料
(介護保険認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し)
- 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）
東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法務省のホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)を御覧ください。
なお、本人が成年後見制度の利用及び任意後見契約の締結をしていない場合には、証明事項が「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。
- 本人の財産に関する資料

- ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
- ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 本人の収支に関する資料
 - ・収入に関する資料の写し：①年金額決定通知書、②給与明細書、③確定申告書、④家賃、地代等の領収書など
 - ・支出に関する資料の写し：①施設利用料、②入院費、③納税証明書、④国民健康保険料等の決定通知書など
- (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合)
同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）

※ 同じ書類は本人1人につき1通で足ります。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

どういしょ ほさよう 同意書（保佐用）

※ がいとう ぶぶん しかく れでん ふ ふ
該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

いか ほさにん だいりけん ふ よ どうい
以下のとおり、保佐人に代理権を付与することに同意します。

(申立書別紙の代理行為目録と同じ場合)

もうしたてしょべっし だいりこういもくろく おな ばあい
申立書別紙の代理行為目録記載の行為のとおり

(申立書別紙の代理行為目録と異なる場合)

べっしだいりこういもくろくきさい こうい
別紙代理行為目録記載の行為のとおり

だいりこういもくろく さくせい どういしょ べっし
(代理行為目録を作成し、この同意書に別紙として付けてください。)

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

ほんにん しよめいおういん
本人の署名押印

いん 印

どう い しょ ほじょよう
同 意 書 (補 助 用)

※ 該当する部分の□にレ点(チェック)を付してください。

私に対して「補助開始の審判」を行うことについて同意します。

以下のとおり、補助人に同意権・取消権を付与することに同意します。

(申立書別紙の同意行為目録と同じ場合)

申立書別紙の同意行為目録記載の行為のとおり

(申立書別紙の同意行為目録と異なる場合)

別紙同意行為目録記載の行為のとおり

(同意行為目録を作成し、この同意書に別紙として付けてください。)

以下のとおり、補助人に代理権を付与することに同意します。

(申立書別紙の代理行為目録と同じ場合)

申立書別紙の代理行為目録記載の行為のとおり

(申立書別紙の代理行為目録と異なる場合)

別紙代理行為目録記載の行為のとおり

(代理行為目録を作成し、この同意書に別紙として付けてください。)

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

ほんにん しょめいおういん
本人の署名押印

いん
印

令和元年度 成年後見制度利用促進体制整備研修

成年後見制度関係資料集(ver. 5)

令和元年 9月 17 日



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1丁目 2番 2号
電話 03-5253-1111 [代表] (内線 2228) FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

検索



